

第百八十六回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第八号

平成二十六年四月九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 塩谷 立君

理事 宮下 一郎君

理事 渡辺 博道君

理事 今井 雅人君

理事 青山 周平君

理事 穴見 陽一君

理事 越智 隆雄君

理事 勝沼 栄明君

理事 菅家 一郎君

理事 今野 智博君

理事 笹川 博義君

理事 田中 良生君

理事 辻 清人君

理事 根本 幸典君

理事 福山 守君

理事 細田 健一君

理事 宮崎 政久君

理事 八木 哲也君

理事 吉野 正芳君

理事 菅 直人君

理事 辻元 清美君

理事 伊東 信久君

理事 丸山 穂高君

理事 三谷 英弘君

理事 塩川 鉄也君

理事 鈴木 淳司君

理事 山際 大志郎君

理事 田嶋 要君

理事 江田 康幸君

理事 秋元 司君

理事 石崎 徹君

理事 大見 正君

理事 勝俣 孝明君

理事 工藤 彰三君

理事 佐々木 紀君

理事 白石 徹君

理事 武村 展英君

理事 富樫 博之君

理事 福田 達夫君

理事 藤井 比早之君

理事 宮崎 謙介君

理事 村井 英樹君

理事 山田 美樹君

理事 枝野 幸男君

理事 近藤 洋介君

理事 馬淵 澄夫君

理事 木下 智彦君

理事 國重 徹君

理事 小池 政就君

厚生労働大臣政務官
經濟産業大臣政務官

政府特別補佐人
(原子力規制委員会委員長)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(外務省大臣官房審議官)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房地域經濟産業審議官)

政府参考人
(資源エネルギー庁長官)

政府参考人
(資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監)

政府参考人
(資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監)

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官)

高鳥 修一君

田中 良生君

田中 俊一君

上村 進君

廣瀬 行成君

田中 正朗君

大西 康之君

加藤 洋一君

上田 隆之君

糟谷 敏秀君

藤原 正彦君

高橋 泰三君

山本 哲也君

大村 哲臣君

櫻田 道夫君

廣瀬 直己君

乾 敏一君

四月九日
石崎 徹君

越智 隆雄君

佐々木 紀君

辻 清人君

福田 達夫君

細田 健一君

宮崎 謙介君

宮崎 政久君

枝野 幸男君

岸本 周平君

青山 周平君

菅 直人君

馬淵 澄夫君

宮崎 政久君

村井 英樹君

石崎 徹君

佐々木 紀君

福田 達夫君

細田 健一君

辻 清人君

越智 隆雄君

枝野 幸男君

岸本 周平君

菅 直人君

馬淵 澄夫君

村井 英樹君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任
菅家 一郎君

吉野 正芳君

今野 智博君

藤井 比早之君

笹川 博義君

福山 守君

勝沼 栄明君

青山 周平君

菅 直人君

馬淵 澄夫君

宮崎 政久君

村井 英樹君

石崎 徹君

佐々木 紀君

福田 達夫君

細田 健一君

辻 清人君

越智 隆雄君

枝野 幸男君

岸本 周平君

菅 直人君

馬淵 澄夫君

村井 英樹君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

する請願(笠井亮君紹介)(第五八五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として総務省大臣官房審議官上村進君、外務省大臣官房審議官廣瀬行成君、文部科学省大臣官房審議官田中正朗君、厚生労働省大臣官房審議官大西康之君、經濟産業省大臣官房地域經濟産業審議官加藤洋一君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監糟谷敏秀君、資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監藤原正彦君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長高橋泰三君、原子力規制庁長官官房審議官山本哲也君、原子力規制庁長官官房審議官大村哲臣君及び原子力規制庁原子力規制部長櫻田道夫君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉野正芳君。

○吉野委員 おはようございます。自由民主党の吉野正芳でございます。

茂木大臣そして田中委員長を始め、ここにおける皆様方、本日に福島原発事故対策について並々ならぬ御努力をいただいております。そのことに對し、まず感謝の言葉を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、おととい、四月七日です、双葉町の幼稚園、小学校、中学校が三年ぶりに再び学校が開かれました。実は、私の生きたいわき市南部に学校をつくったんですけれども、幼稚園から中学生まで総勢十一名でありました。双葉町ですから、なかなか帰還が困難な区域です。新しく入学された子供たちに私も御挨拶をさせていただきまして、まずは、双葉町の歴史そして文化、伝統、そういうところをきちんと学んで、勉強してほしい、そういう御挨拶をさせていただいたところであります。

今、広野町、川内村は、もう足かけ三年目になります。帰っていいよというところ。広野町は千二百名が帰還しました。これは約二割であります。除染とか原発の作業の方々が約二千二百名、広野町に住んでいます。帰還した住民よりも多い方々が今広野町に住んでいるわけです。どうして帰還しないのという原因の一つに、原発が今の状態ではどうしても帰還できないという意見も多数ございました。

私も、最初の予算委員会で、この事故処理、事故対応については、国と東電で連帯して責任があるということをお聞きさせていただきました。きょう、菅元総理も質問に立つわけでありまして、これも、当時の菅総理は、連帯して責任があるということをお聞きいただきました。でも、菅総理は、全部、一義的に東京電力、東京電力と。それで、国は一つも前面に出てこなかったというのが現実の姿であります。

私は、東電と国が一体となってこの廃炉、特に汚染水問題については対処しなければならぬ、こういう常々言ってきたわけでありまして。今度の原賠・廃炉機構法案については、まさに私が常々言っていた、東電と国が一体となって取り組む組織という形でできたというふうに私は理解をしているところであります。

大臣、この私の理解に對して、大臣の理解はどういう理解でいるのか、お尋ねしたいと思っております。

○茂木国務大臣 双葉町の幼稚園、小学校、中学校がいわき市において再開できた、本当によかったと思っております。

復興に向けてまだ道半ばという中で、あらゆる事業を東電に任せることはできない、国も一体になり、研究開発であつたりとか困難な汚染水対策に、国が前面に出てこの作業、事業に取りかかっているかなければならない、こんなふうに思っております。

吉野先生には、御地元ということもありまして、事故発生当時から、復興の問題、そしてまた除染の問題、廃炉、汚染水の問題等においてもリーダーシップを発揮していただいて、さまざまな立場で御提言等々もいただいております。

そういったものも受けながら、しっかりと国としても今後対応してまいりたいと考えております。

○吉野委員 ありがとうございます。

大臣の認識も私の認識と全く同じであつて、特に廃炉、汚染水については東電と国が一体となつてこれから対処していく、そういうことでございます。ありがとうございます。

ただ、心配な点が一つあります。これは、現在、東電の株式を機構は五〇・一％保有しております。このことによつて、機構の子会社ということは国がきちんと関与した子会社というところで、東電と国は一体化されているというふうに私は思うわけでありまして、新・総

合特別事業計画の中で、将来は東電の株式を手放していく、こういうスケジュールになっていると思っております。

東電の株式を過半数以下に手放すことで、国と東電が一体化しているという部分が少し薄れるのではないかと、こういう心配を私は持つわけでありまして、政府はどのような形でこれに対応していくんでしょうか。

○茂木国務大臣 将来的には、東電には、民間事業者として、きちんと付加価値を高め、そしてできる限り国民負担を少なくする形でさまざまな事業を進めてほしい、そのように思っております。が、現状におきましては、機構が最大の株主として、東電に対する監督、支援に当たるということであります。

当然、どれぐらいの割合で株を持つていくか、これにつきましては一定の方向性は出されておりますが、廃炉であつたりとか汚染水対策、こういったものの進捗ぐあいを見ながら関与の度合いを決めていくことが適切であると考えております。

○吉野委員 事務方からもこれについてちよつと御意見をいただきたいと思ひます。

○上田政府参考人 御指摘のとおりでございます。新・総合特別事業計画におきましては、原子力損害賠償支援機構は、二〇一六年度末から、いわばみずから保有する東電の議決権というものを段階的に引き下げていつて、東京電力を自律的な経営ができる体制に持つていくという大きな方向を出しているところでございます。そして、この適否を判断するために、三月三十一日に、経営評価の基準というものを機構が公表しております。

その基準におきまして、廃炉の着実な実施ということが目標の一つとして掲げられております。機構は、廃炉の実施状況を確認しながら、それも踏まえて経営評価を実施していくことになるわけでございます。具体的には、廃炉の実施状況につきましては、機構に置かれます廃炉等技術委員会

が中心となって確認を行うわけでございます。したがって、東京電力が自律的な運営体制へ移行する、これ自身は、東京電力を健全な企業体に戻していくというプロセスの中で非常に重要なことであると考えておりますが、そのプロセスの中でしっかりと廃炉の実施状況を確認しながら、廃炉等技術委員会の審議、意見も尊重しつつ、その適否を勘案していきたいと考えているわけでございます。

もちろん、将来的に東京電力が自律をしていき、政府の議決権が減っていくという場合におきまして、廃炉に対する実施状況も含めて定期的な評価は行つていくところでございまして、仮に問題があれば、主務大臣による命令等々のさまざまな措置を考えているわけでございます。

私どもは、東京電力が健全な経営体に戻つていくということ、この廃炉作業を一体となつてやつていくということ、今のこの機構のスキームを通じましてしっかりと対応していきたいと考えております。

○吉野委員 原子力賠償機構法の四十一条に、資金援助の申し込み規定がございます。

東電にお金が多くなつた場合、東電は、まず、賠償に使うためにお金を下さい、貸していただき、出資していただき、申し込みができるわけです。これは当然であります。次は、電力の安定供給のために資金の申し込みができるという規定。もう一つが、原子炉の運転に係る事業の円滑な運営の確保に関するもの、これは私は、廃炉について適用できるのかなというふうに理解するわけです。

まず、電気の安定供給についてということであれば、いわゆる電力需要が大きくなつて、東京電力で新規の発電所をつくらねばならないといった場合、お金がない場合にはきちんと申し込みができるのかどうか、確認をしたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の原子力損害賠償支援機構法第四十一条においては、原子力事業者が負う損害賠償の

額が千二百億円を超えると見込まれる場合には、賠償の円滑な実施や電気の安定供給などに資するため、事故を起こした事業者が、原賠機構に対して、賠償に充てる資金交付、株式の引き受け、資金の貸し付け等の資金援助の申し込みを行うことができると規定をされております。

この資金援助の中で、交付国債の資金を用いて行われる、事故を起こした事業者に対する資金交付につきましても、用途が損害賠償の履行に充てられることと明確にされておりますが、御指摘のように、株式の引き受けあるいは資金の貸し付けといったそのほかの資金援助の手段につきましても、電気の安定供給のために新規の発電所の建設や大規模修繕などを行う場合であっても、法律上の、法文の解釈の問題として申し上げれば、事業者が原賠機構に対して資金の援助の申し込みを行うことができる、そのようなになっております。

○吉野委員 ありがとうございます。

この法案の一番のポイントである廃炉、汚染水についても、この資金の申し込みができるわけでありますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の原子力損害賠償支援機構法第四十一条に書いてある「原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保」という言葉でございしますが、これは、原子炉の運転や、廃止措置、いわゆる廃炉などに関する事業の円滑な運営の確保を想定しているものと考えております。

なお、御承知のとおり、平成二十四年七月には、事故処理や廃炉を担う東電の会社としての財務基盤の強化を行うということで、原賠機構として、この機構法の規定に基づいて約一兆円の東電株式の引き受けを行ったところでございます。他方、ここで一兆円の出資をしたわけですが、いわゆる廃炉の費用ということについて申し上げますと、東京電力では、これまで約一兆円の資金を引き当てております。また、今後十年間のコストダウンや投資抑制によつてさらに一兆円、合計二兆円程度の廃炉のための資金を確保す

るということになっておりまして、追加的な資金援助を行う必要性は実態の問題としては生じているとは承知をしております。

○吉野委員 実態は別として、法解釈上、きちんと廃炉にもお金が出るという理解でよろしいのでしょうか。その確認です。

○上田政府参考人 御指摘のとおりでございます。廃炉に対しても、この機構は資金援助を行うことができると考えております。

ただ、今申し上げましたように、現状においては、約二兆円の資金を東京電力が準備しているというところでございまして、当面、そういったことは想定をしております。

○吉野委員 次に私のきょうの質問の一番のメインになるんですが、事故処理が進んではいませんが、本場に考えられないようなトラブルが発生しています。

これは、例えば斜めのタンクをつくつちやいました。そして、気がつかなくて、汚染水を入れて、上から漏れて初めて気がついたんです。技術立国、技術大国の日本国で、斜めのタンクをつくつて、上から水を入れて、上から漏れて初めてわかるなんていうのはあり得ないはずなんです。でも、福島事故のあのサイトの技術レベルは、今の状態なんです。

もう一つ、ボルト締めめのタンクをつくつた作業員の作業を見ていた方なんですけれども、一本目のボルトをかたく締めて、はい、こつちのボルトを締め終わつたよ、そつちのボルトを入れてくれと言つたそうなんです。入らなかつたです。タイヤ交換と同じく、満遍なくきつく締めて初めて全部締まるわけなんです。一本のボルトをきつちりかたく締め切つてから、そつちのボルトを入れてくれ、でも入らなかつた。これが現実の姿なんです。どうしてこのような最低限の作業しかできないのが、世界一の技術力を持つて廃炉作業に行かねばならないあの福島の現場でこんなことが現実起こつていてというのは、私は、コストカット、いわゆる従来の原賠機構法に基づいて経営の合理

化、先ほど、一兆円は自分でつくつた、これからコストカットで一兆円つくるんだという、ここに原因があるのかなというふうに思っているんです。

田中委員長は、二回、東電の社長にお会いしました。作業環境をよくしろ、当然です、そしてつと賃金を上げろ、これは一回目の会合です。金をけちらないで廃炉につれてもつとお金を投資しろ、これは二回目の東電とお話し合い。実際のところ、この技術レベル、能力の低下、そしてやる気、マインドの低下を招いた背景はどの辺にあるのか、田中委員長にちよつとその辺の思いを聞かせていただきたいと思ひます。

○田中政府特別補佐人 お答え申し上げます。先生御存じのように、毎日、一Fの廃炉作業には四千人から五千人ぐらいの作業員の方が従事している状況にあります。

しかし一方、一Fの状況、環境ですけれども、放射線量が高いということで、いわゆるベテランの作業員、中核になるべき作業員の方々が、線量限度を超えて途中でリタイアしていくというような状況が続いています。そうした中で、次々とまさに今御指摘のような考えられないようなトラブルが続発してきました。

昨年十月の末に、私は、廣瀬社長と相澤副社長においでいただきまして、まず、安心して継続的に安定した作業ができるように、そういう環境をつくつてくたさいというのを申し上げました。そのためには、まずその作業環境を、放射線をきちつと下げて、安心してできるようにするということです。つまり、全面マスクでタイベックスーツを二枚も着て作業するような状況では、やはり非常に大変な作業になります。特に夏場なんかはもう本当に大変です。

それから、賃金も、今もありませんように、何か、これは私は確認したわけではありませんけれども、そういったことをお願いしました。それから、作業を続けるに当たつては、いろいろな廃棄物が出てまいります。汚染水もそうです

けれども、伐採木も山のように積んであります。それから、瓦れきもありますし、いずれ溶けた燃料も取り出すことになりますので、こういった廃棄物をいかに処理して安全に管理するか、そのことが見えないうと、福島は今避難されている方が安心して帰れるようにならないだろうというようなことも申し上げまして、そういった対策もお願いしました。

それで、十一月八日にそれを受けて東電の方で対策をつくつて、対策を進めてまいりました。その報告を今回受けるということがまず第一点です。

それから、第二点としては、三月にお会いしたのは、廃炉カンパニーということで、社内分社化をして廃炉を効率的に進めるといってお考えがあるということ、その御説明も承りました。

その結果、それはそれとして、やり方の問題です。それから、私が申し上げたことではありませんけれども、やはり一Fの廃炉をいかに安全にきちつとやるかということが東京電力の安全に対する考え方の鏡になるんだ、だから、決して廃炉はお金がかかるといふものではない、そういうことでお金を節約するとかそういうことでは困るということを申し上げまして、それについては、そういうことはありません、全社挙げてやりますという御確約をいただきました。

今後とも引き続き、我々としては、その社長の確約、約束をきちつと見守つていきたい、そのように考えております。

○吉野委員 ありがとうございます。

東電の社長が確約をしてくれた廃炉をきちんと進めるには、やはり作業環境をきちんとよくしていく、そして一人一人の作業員のマインド、心を高めていく。このためにはどうすればいいかということなんです。安定的に継続的に仕事ができるねばならない、今委員長がいみじくもおっしゃつてくれました。まさにここだと思ひます。

廃炉でコストカットはしないと廣瀬社長は約束してくれましたけれども、現実には、私の友達が

タイプベックスを納入していました。最初は一着千八百円です。今は百六十八円です。問屋さんだから納入できるんです、百六十八円でも。でも、あれは紙でできていますから、防水機能がないんです、百六十八円は。だから、彼はもう納められないと。納めれば納められるんです。でも、納められないと言つて、タイプベックスの納入をやめました。このくらい廃炉についてもコストカットしているんです。

これはやはり廃炉については絶対コストカットしてはいけない、私も思います。

実は、ことしの三月十一日、現場からこういう声が出ています。競争入札、これは競争ですから、赤字受注をせねばならない。だから、安定的に人を雇つておくことができない。とれなかったら、もう首にするしかない。

競争入札というのは、Aという物件をとれなかったらB、Bという物件をとれなかったらC、どれかをとれる、だから人材は首にしなくていい。選択肢がたくさんある場合に競争入札は有効なんです。人をきちんと継続して安定的に雇用し、高い能力のある人を雇つていくことができる。

今回、廃炉の問題は、除染もそうですけども、とれなかったら、社員を首にするしかないんです。だから能力の低い人しか集まらないというのが、私が思った、そして地元の声もそこにあるかと思ひます。

ですから、廃炉に関しては、今委員長がおつしやつた安定的に継続的に仕事ができる状態ということは、競争入札は廃炉にはなじまない仕掛けかな、私はこう思うんですけれども、御所見を伺いたいと思います。

○茂木国務大臣 基本的には同じ考えを持つておりますが、その前に、三・一一前の東京電力の経営については、私は、やはりコスト意識に欠ける、そういう部分があつたんだらう、そのように思つております。

そして、現状におきましても、廃炉や汚染水対

策にあらゆる資源を最優先でつぎ込むためには、東電全体としては、コストカットできる部分、経営が合理化できる部分、こういうことについてはしつかりやつてほしい、こういう思いは持つているところであります。そこは恐らく吉野委員とも意見は一致をするのではないかなと思つております。

御指摘の福島第一原発の廃炉作業、汚染水、タンク問題対策の加速、信頼性向上のために、東電が昨年の十一月八日に福島第一原子力発電所の緊急安全対策を取りまとめ公表いたしております。

その中で、労働環境整備に関する施設工事の早期完成及び中長期の作業員確保等に配慮し、随意契約も可能とすることとしておりまして、現在、この方針に沿つて随意契約を中心とした契約を行つてい、このように承知をいたしております。

東電の経営効率化の観点からは、必ずしも随意契約のみを推奨するというものではありませんけれども、契約期間を長く設定した形で技術力の向上や人材の育成に取り組むことは、今後の三十年から四十年と言われます長い廃炉作業の中で極めて重要であります。今後、工事の内容や工期、そして緊急性等を総合的に判断して、契約の相手方の選定方法を含めて、最善の契約形態を選んだらう、汚染水対策が着実に円滑に進められるよう、引き続き、東電を適切に指導してまいりたいと思ひます。

○吉野委員 ありがとうございます。今度の新しい機構になつた場合、特別事業計画にも廃炉についての事業計画が盛り込まれる、そして、それをも東電がやらなかつたら国は命令をする、ここまで今度の法案には書いてありますので、ぜひ、廃炉についてきちんと、今大臣が答弁で言つたとおりに実行していただくことをお願いします。

最後に、赤羽副大臣、本当にありがとうございます。赤羽副大臣が今中心となつて、福島県の浜通りをどういう町にしていくかというイノベ

ション・コースト構想、私は大いに期待をしております。

ただ、余りにもすばらしい、すばらし過ぎて絵に描いた餅になつては困るなというのが私の心配なんですけれども、その私の心配を吹き払うような形で、今どういう形で取り組んでいるのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○赤羽副大臣 浜通りは従来、原子力関連の産業に支えられた地域でございました。それが、三・一一以来、その産業基盤がなくなつてしまつた。ふるさとに帰還していく大前提の一つに、なりわい、雇用の創出というものが、必要だと思ひます。このイノベーション・コースト構想研究会を立ち上げました。

しかし、これはもう、まさに先生言われるように絵に描いた餅では何の意味もない、期待だけ膨らませて失望が大きくなるだけなので、これを具体的にどう構築していくのか。

まずは、この六月を目途に、今精力的にこの研究会を行つておりまして、さまざまなことの絵柄をつくつております。そして、六月に構想ができたら、それをどう実現を図っていくかということが重要でございます。

ただ、ゼロから全てつくるのではなくて、例えば、植林にモックアップ施設を、これは今年度中に形となつて出てくるわけでございますが、いろいろな具体的な事業をそれぞればらばらにやるのではなくて、このイノベーション・コースト構想の中で肉づけをしていきたい。モックアップ施設もそれだけに終わらずに、その周辺の土地をさらに充実させていくのですとか、そういったことを現実のものとしていくのが正しいのではないかと、こう考えております。

また、福島第一原発の五号機、六号機、これは廃炉することが決定をしておりますが、ただ廃炉するだけではなくて、あの施設を使つて、高い放射能の状況の中で遠隔のロボットの実証フィールドにしたい、そういった構想もございします。

こうしたものを現実化すると、実は、この構想

研究会で一月にアメリカに出張いたしました、テキサスのA&M大学の災害用ロボットの研究チーム、これは世界一のところなんです、そうした施設が確保されるならば自分たちも必ず参加をしたい、こういった具体的な話も数多く来ておりますので、一つ一つばらばらではなくて、一つの構想の中で浜通りの再生を目指していきたい。

これは、二〇二〇年の東京オリンピックを一つの目途として着実に進めていきたいと思つておりますので、何よりも地元選出議員の皆様のお力添えが必要だと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○吉野委員 ありがとうございます。福島頑張れバッジをつけているのは赤羽副大臣ただ一人でありまして、本当にありがとうございます。

文科省の方でも、この赤羽構想について、共同研究施設について一つの施策をやつてい、共同研究施設について、共同研究施設について、文科省の方で何かありましたら。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。現在検討が進められてございますイノベーション・コースト構想におきましては、研究開発拠点の整備や研修・教育拠点の配置の必要性が言われているところと承知してございます。

文科科学省では、大学等が行う廃炉等に必要となる基盤的研究及び人材育成の取り組みを支援するために、平成二十六年から、廃止措置等基盤研究・人材育成プログラムを実施するところでございます。

本事業では、中核となる大学等が拠点となつて、参画する他の共同研究機関とともに、技術研究組合国際廃炉研究開発機構、IRIDと連携を図り、現場のニーズに対応した研究を実施するとともに、廃止措置の現場で活躍できる人材育成のための取り組みを実施していくこととしてございます。

現在、新規公募開始に向けて準備を進めている

ところでございまして、文部科学省としまして、こうした取り組みを通じて、東電福島第一原発の廃止措置に必要な人材が継続的に確保され、廃止措置が安全かつ確実に進められるように、適切に対応してまいりたいと考えております。

○吉野委員 ありがとうございます。組織総力を挙げて、この廃炉、汚染水に取り組んでいただくことを心からお願ひして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○富田委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でございます。

今日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

我が党は、震災発生直後から、国会議員の担当地域を決めまして、被災地に毎月のように入り続けて、現地の地方議員の皆様と連携をとりながら、復旧復興また生活再建に取り組んでまいりました。

私も、議員になるまで弁護士をしておりましてけれども、弁護士時代、震災発生からほどなくして、大阪から南相馬の方に行きまして、無料法律相談を担当させていただきました。一昨年、初当選させていただいて以降、福島県の担当となりまして、私も毎月のように福島の方に足を運ばせていただいております。先月も、双葉町、大熊町、いわき市の方を地元の方議員の皆様と一緒に回らせていただきました。

先ほど、福島県選出の先生で、ございます吉野委員の方からありましたけれども、福島県はこれまで、汚染水対策を初めとする廃炉に国が前面に立つて総力を挙げて取り組んでいってほしいというようなことを求めてまいりました。しかし、タンクからの汚染水漏れ等、トラブルが依然として発生し続けて、国の汚染水対策が後手後手に回った感はないかと思ひます。

廃炉・汚染水対策が遅々として進まない、地下水とか海への汚染が拡大いたします。国民の生

命、安全を守ることは政治の使命であり責任です。総理が約束したとおり、国が前面に出て、しっかりとした廃炉・汚染水対策を講じていく必要があります。

そこで、茂木大臣にお尋ねします。

これまでの廃炉・汚染水対策の主たる問題点はどこにあったのか、本改正案の成立によつて廃炉・汚染水対策がどう具体的に強化されるのか、お伺ひします。

○茂木國務大臣 公明党におかれては、それぞれの議員の先生方が担当地域を決めて、さまざまな御要望を聞いた支援に当たられる。さすが自民党よりシステムチックだな、そんなふうに思つております。やはり何でもお会いする、そうしますと、課題についても深掘りができ、顔の見える支援というところで、極めて大切な問題だな、こんなふうに感じたところであります。

御質問いただきました福島第一原発の事故炉の廃炉・汚染水対策については、事故直後から、やはり緊急的そして臨時的な体制のまま物事が進められてきたということが否めないと私は思つております。

これまでの現場の支援・監視体制は、どうしても、何かトラブルが起こると、汚染水の問題が起ると、当面の課題に集中をしてしまつて、なかなか中長期的な廃炉戦略の検討に十分注力できる状況ではなかった。大きく申し上げれば、私はそこに一番大きな問題があったのではないかと考えております。特に、燃料デブリの取り出しであつたりとか廃棄物の取り扱い等、終了までに三十年から四十年程度かかる廃炉の着実な実施に必要なとなります専門的、持続的支援を行う体制の構築が大きな課題なんだ、そんなふうに考えてまいりました。

こうした状況を踏まえて、国が前面に立つて、より着実に廃炉を進められるよう支援体制を強化する必要があります、このように考えまして、今回、原子力損害賠償支援機構に、事故炉の廃炉支援業務を追加させていただくことにした次第であります。

す。

○國重委員 では、今、茂木大臣の御答弁の中に、今回、廃炉・汚染水対策をこの機構の中に盛り込んだということですが、今回の改正法の目的に廃炉等の適切な実施というのが追加された、先ほどおっしゃったように、原賠機構を拡充して、これまでの賠償業務とは世界の異なる、事故炉の廃炉・汚染水対策を行うとされていま

す。この賠償業務と性質の違う廃炉・汚染水対策を入れ込んだ意義というのはどこにあるのか、茂木大臣にお伺ひします。

○茂木國務大臣 確かに賠償それから廃炉は業務としては違つておりますが、廃炉につきましても、また賠償が主体的に行つていない事業であります。そして、賠償円滑化のために東電に資金を援助して経営全体を監督している、これが原子力損害賠償支援機構ということでありまして、この資金支援そして監督等におきまして東電を見ている支援機構が、賠償支援に加えて、事故炉の廃炉に関する技術支援等を総合的に行うということが適切である、このような判断をしたわけであります。

実態面を見ましても、原賠機構は東電の最大の株主ということで、日ごろから実質的に強い監督ができる立場にございます。さらに、原賠機構法に基づいて作成されます特別事業計画に、廃炉の実施状況や実施体制の整備に関する記載を新たに追加することによりまして、必要な場合には主務大臣によります命令も発動できるようになるわけでありまして。

このように、原賠機構のスキームを活用することで、国が廃炉・汚染水対策により積極的に関与でき、実効ある対策の実施と監督が可能になる、このように考えているところであります。

○國重委員 よくわかりました。ありがとうございます。

では次に、今回、機構の中に廃炉・汚染水対策

の部門ができたとしても、やはり人材確保が焦点になってくると思ひます。原子力規制委員会でも、人材確保というのはそう簡単にできるものではなくて、原子力安全基盤機構、JNESを統合したということですし、また、東電自体も、人材確保に非常に今躍起になっておつて、平成二十七年の新卒採用は二十六年度実績の約二倍の七百人とするということを発表しております。特に、事故後、人材流出が加速していて、原子力部門などの退職者が多く、九割近い六百人を技術職にするということをお伺ひしております。

新機構は、廃炉等の専門技術的助言、指導、勧告を行うとされておりますけれども、そのための専門知識や経験を有した専任職員確保の方法、専任職員の配置を含めた体制はどうなるのか、お伺ひします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

福島第一原発の廃炉を適正かつ着実に進めるためには、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に関して専門的な知識や経験を有する人材が必要であります。まさに、きちんとした人材を集めないといけないというのは、委員御指摘のとおりでございます。

このため、メーカー、ゼネコン、研究機関などからの採用または出向によつて、今申し上げたような知識と経験を持つ人材をしっかりと確保していくことにしたいと考えております。

○國重委員 ありがとうございます。

今、メーカー、ゼネコンまた研究機関等から人材を確保するという答弁がございましたけれども、それらの方というものは出戻りが禁じられてい

は、現在、機構の発足に向けて検討中の状況ではございますが、優秀な人材を短期間で確保するためには、採用に限らず、出向による人材の確保というの重要な選択肢だと考えております。今、出向者について片道か往復かという御質問がございましたけれども、このような出向者が出向元へ戻することを禁止するということは現在考えていないところでございます。

廃炉等技術委員会は法律の中に規定がございしますが、その下の機構の職員の配置というのは法律には書かれないものでございまして、内部の組織というのは、別途、内規的な形で決められていくことになるかと考えております。

○國重委員 人材確保が焦点ですので、さまざまな確保の方法というのは考えないといけないと思えますけれども、今言われましたゼネコン、メーカー等もございまして、この出戻りを安易に許すと、さまざまな癒着の危惧というのも考えられます。その点もしっかりと考慮に入れていただきながら、いかに優秀な人材を確保するか、検討していただきたいと思えます。

続きまして、機構の業務費用に充てるために原子力事業主は負担金を機構に納付するものとされております。この負担額は、年度総額に事業者ごとの負担金率を乗じて得た額とされております。

例えば、実際の負担金額を見ますと、平成二十三年、二十四年、二十五年で総額が異なっております。徐々にこの金額が上がっております。また、負担金率に關しましては、平成二十四年と平成二十五年、各原子力事業者の負担金率が違っております。

このような違いが生じておりますけれども、この負担金率はそのような基準によって決められているのか、また、総額はどのような考えに基づいて決められているのか、お伺いします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、一般負担金の算出につきましては、機構法第三十九条の規定によって、年度の総額に負担金率を掛けて算出した額というこ

とになっております。

まず、全体の年度総額につきましては、機構法の第三十九条第二項、それから機構の業務運営に關する省令の第四条の規定によつて、第一に、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分であること、第二に、各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給などの事業の円滑な運営に支障を来さないこと、第三に、電気の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること、こういった基準を持つて、その要件を踏まえて、原賠機構が運営委員会の議決を経て定めることになっております。

こうして得られた年度総額に掛け算をされる事業者ごとの負担金率につきましては、先ほど申し上げた省令の第五条の規定によつて、第一に、原子力運轉などに係る事業の規模等に照らして相応な比率であること、第二に、特定の原子力事業者に対して不当に差別的な取り扱いをするものでないこと、こういった基準を持つて、同様に、機構が運営委員会の議決を経て負担金率を定め、両者の掛け算をした数字がそれぞれの事業者の負担金になるということになっております。

○國重委員 よくわかりました。

それで、機構の業務費用に充てるために原子力事業主は負担金を機構に納付するものとなっておりますけれども、今回、廃炉・汚染水対策の業務が追加されることによつて、本改正によつて、機構において新たに発生する費用というのは一体どれくらいなのか。負担金の増額、これは当然あると思ひますけれども、一応確認の意味で、増額があるのかないのか、あるとすればどれくらい規模になるのか。また、その負担金が増額された場合、それは利用者の電気料金に転嫁されるのかどうなのか。見解をお伺いします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。委員から、費用発生がどのくらいになるのかという御質問がまずございました。先ほど申し上げたところでございますが、業務を追加するに当たつて、新しい機構に人を何人入

れるのかという部分をまだ精査中というのが現状でございますので、今回の法改正によつて見込まれる機構の運営経費について、現状では一概にはお答えできない状況にございます。

その上で、現時点での経済産業省としての想定を申し上げますと、今回追加する業務に關して、五十名程度の職員を想定しております。業務が追加された最初の年は十二月に比べますと期間が短い、また発足当初から先ほど考えているような体制の人数が一気にそろそろと限らないというようなことを考えますと、大まかな数字で申し上げますと、数億円から十億円の経費になるのではな

いかという見立てをしていただくと考えております。将来的に先ほど申し上げた五十名程度の体制が完成することになれば、逆にその金額よりはふえるということが想定されるものではございまして、この点に關しましては、詳細な組織設計をしていくのと並行いたしまして、新しい機構が既存の業務を含め業務の効率化などによつて経費の抑制を行つていくように、監督する立場の政府としてしっかりと指導をしてまいりたいと考えております。

○國重委員 御答弁ありがとうございます。

今できるだけ経費を圧縮していくという趣旨の御答弁がありましたけれども、ただ一方で、いい人材を確保しようと思うと、やはりそれなりの好条件の待遇がないと本当にいい人材というのはなかなか集まってくると思ひますので、そこに関しましては、私は個人的には、しっかりとした給与面等の措置というのは講じるべきではないかと思つております。それが、総合的に考えて、福島にいらつしやる方、または全国の皆様のお役に立てることになると思ひますので、また、しっかりと精査して、実行していただきたいと思ひます。

続きまして、機構法の五十五条の二で、事業者からの委託によつて機構が廃炉等に関する業務の一部を実施できることになっておりますけれども、これはどのような場合を想定しているのでしょうか。東電ができない業務を機構がやるということが、五十名ぐらいいかないのに果たしてそんなことができるのかという疑念があるんですけれども、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、今回の法案においては、事業者からの委託を受けて、機構が廃炉事業の一部を実施することを可能にしております。

これは、廃炉等に関する専門人材が集まつた機構が研究開発の企画などの業務を行うことによつて、より高度な専門的知見を蓄積したそういう廃炉には、原子力事業者側の判断で、機構に対して廃炉事業の一部を委託できるようにするための規定でございまして。

この規定に基づきまして実際に委託をするかどうかというのは、原子力事業者、今回のケースでいえば東京電力側の判断でございまして、現時点で具体的な委託の内容はこれだというふうに分らなかにするのは難しいところではございますが、あえて想定される事例を申し上げますと、例えば、第三者的な視点あるいは実施機関の信頼性が重要となる、放射線環境下での困難な放射性物質の調査分析、あるいは最先端の遠隔操作技術の安全性、信頼性の評価といった、事業者の側に必ずしも十分な知見がなくして事業者のみならず実施することが困難であったり、あるいは事業者が自分でやっているというだけでは信頼性が問われたりするようなものを、専門的知見が蓄積した時点で機構に委託をするといったことが起こり得るのではないかと考えている次第でございまして。

○國重委員 ありがとうございます。続きまして、昨年夏に、国内外の英知を集めるために、国際廃炉研究開発機構、IRIDが設立されました。また、政府においては、廃炉・汚染水対策に係る司令塔機能を廃炉・汚染水関係閣僚等会議に一本化されましたけれども、廃炉に向けて、機構はこれらの組織とどのように連携して取り組んでいくのか、お伺いします。

○赤羽副大臣 福島第一原発の廃炉に対する政府の体制は、今御指摘のありましたように、昨年十二月に、原子力災害からの復興加速に向けてというものが決定をされまして、司令塔機能を整理して、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議に一本化したところでございます。この会議で、中長期ロードマップに関する重要事項の審議をして決定等を行っていくこととしております。

他方、新機構におきましては、中長期ロードマップ等の政府の方針、決定された政府の方針に基づきまして、廃炉・汚染水対策を適正かつ着実に推進するために、先ほど御答弁もありました、廃炉等に関する専門的また技術的な助言、指導、勧告、また、企画、推進、また、知見ですとか情報等の国内外への提供等々に取り組みることとしております。

一方、IRI-IDにつきましては、新機構の企画、推進のもとで廃炉研究開発を担う研究開発の実施主体として頑張っていたきたい。機構は、このIRI-IDが行う研究開発に對しまして必要に応じた助言を行うなど、連携をよくしながら、適切な研究開発を推進していこう、こう考えております。

○國重委員 ありがとうございます。

若干関連するかもしれませんが、廃炉技術に関して、複数の研究機関で同じような研究を重複して実施していたケースがあったということで、具体的には、経済産業省が、平成二十三年で、財団法人エネルギー総合工学研究所に対して、燃料デブリの組成及び存在量を定量的に把握するための解析に必要なコード、これはSAM PSONコードといいますが、これはSAM PSONコードの改良等の業務を委託費一億一千四十八万円余りで委託しました。一方、JNESは、同じ年度に、同じ財団法人に対して、SAM PSONコードによる福島第一原発の炉心損傷事故進展解析等の業務を二千四百十五万円で請け負わせております。

この両方の研究開発というのは、目的は違いま

すけれども、SAM PSONコードを用いた業務の内容が同じで、同種の作業が業務の内容に含まれておりました。

このような研究を重複して実施することを防止していくことを考えないといけないと思いますけれども、このようなことをどう整理、調整して、回避、防止していくのか、その役割はどこの担っていくのか、新たな改正法に基づく機構が担っていくのか、これについて伺います。

○赤羽副大臣 まず、御指摘の件についてちよつと一言だけ申し上げます、経済産業省とJNESは、それぞれ、規制と推進の分離の観点から、研究の計画から完了までの間、互いの研究について実は関知していなかった。しかしながら、二〇一三年の会計検査の報告において御指摘のとおり報告がなされたのは事実でございます。

今回は、今、國重委員言われるように、さまざまな事業が重複して非効率にならないようにということは大変大事な観点だと思っております。

IRI-IDですとかJAEA、また東電廃炉カンパニー、こういったものがさまざまここにわかち合っていると思います。基本的な整理につきましては、まず、基礎、基盤的な研究はJAEAが行う、実際の廃炉に用いる実用的研究につきましてはこの四月一日から発足しました東電廃炉カンパニーが実施をする。

この実用的研究のうち技術的難易度が高いものにつきましては、これまでも国が予備費や補正予算を活用して研究開発を実施しているところがございますが、IRI-IDは、こうした技術的難易度が高い研究開発について、公募によって選定された実施者として、炉内調査等に必要で遠隔操作ロボット等の研究開発を実施しているところでございます。

私は、こうしたことをしっかりと監視していくのは、この機構がその業務の一つとして、政府が担っている廃炉に関する研究開発の企画、推進を行って、事故炉の廃炉の研究開発が円滑に進むように総合的に調整をしていかなければいけない、

さまざま試行錯誤はあるかと思いますが、しっかりと機能が発揮できるように取り組んでいきたい、こう考えております。

○國重委員 ちよつと時間が押し迫つてまいりましたので、いろいろと質問を予定しておりましたけれども、質問ができないものがあるかもしれません。それは失礼いたします。

次に参ります。

今、福島第一原発の廃炉作業の現場で、一日約四千名が働かれているということをお聞きしております。三月末、協力企業の男性作業員が事故でお亡くなりになったということを福島民報で読みました。廃棄物貯蔵庫近くで発生した事故で、地面に深さ約二メートルの穴を掘って建物の基礎部分の強度を調べていたときに、崩れたコンクリートや土砂の下敷きになって犠牲になられたということでございます。

今、一日当たりの作業員数は昨年四月に比べて約千人増加しております。また、人の入れかわりが激しく、ふなれた作業でトラブルもなくならないと聞いております。また、熟練作業員が減つてきているとも聞いております。四千名の安全をいかに確保するのも大事なことでございますし、また、汚染水漏れの背景に東電の甘い作業管理体制があつたことも事実でございます。

政府は、廃炉・汚染水対策で、総理が言われたように前面に立つて総力戦で挑むということ約束したわけですから、技術的な支援にとどまらず、東電の作業管理体制等の改善についても厳しくチェックする必要があると思っておりますけれども、政府の見解について伺います。

○糟谷政府参考人 まず、先般の事故によって亡くなられた方、御遺族の方に対しては、深くお悔やみの気持ちを申し上げます。

その上で、福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、廃炉を安全に実施するための体制整備が非常に大事だということを考えております。これまで、政府として、現地に事務所をつく

りまして、そこで現場に密着をして、状況を把握して必要な指導等を行うということを進めてまいつてきたところでありますが、今回の法律におきましては、特別事業計画の記載事項に、新たに、廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項というのを追加したいと考えております。

この措置に基づきまして、特別事業計画に記載された廃炉の実施状況また実施体制の整備が適切に行われているかどうかを、現場の状況、体制も含めてさらにしっかりと確認してまいりたいと考えております。

万一、東京電力の取り組みに不十分な点がございましたら、機構による指導、助言、勧告、さらには主務大臣による是正のための命令等といったことを行うことによりまして、現場の作業員の労働環境の改善を初めとして、厳しい環境下で実際の作業に当たられている現場の方々の環境、体制の改善をさらに図つてまいりたいというふうに考えております。

○國重委員 ありがとうございます。

もう時間が参りましたので、私の言い切りで終わりたいと思います。

先ほど吉野委員の質疑の中で、赤羽副大臣が御答弁でイノベーション・コースト構想ということをおっしゃられましたけれども、私も、先月、福島へ行きましたときに、今回、廃炉とかもやりまから、国内の研究施設とか研究機関を福島県に誘致して、移設して、国内の研究機関と、福島県にさまざまな技術のある地元企業もありますので、そういうところがさまざま結びつきを図つて、将来に向けての新たな技術の創出を図ってきたいとか、また、人の交流をずっとそれで盛んにして、福島県の復興を後押ししてもらいたいというふうな御要望がございましたので、また政府としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上で、本日の質疑を終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

質疑の機会をいただきました。昨年九月の二十七、三十日と、当経産委員会での閉中審査、福島第一原発の汚染水問題に関してございしました。その両日で質疑をさせていただいて以来ということでございます。

この汚染水問題は、当時、深刻化してきた理由の一つに、いわゆる東電、この事業会社が直面する課題、事故処理があります。一方で、事業会社として事業を継続させていかなければならない。この事故処理やあるいは廃炉に向けての投資というのはいわゆる利益をもたらさない投資、こうした中で、事業継続と事故処理のジレンマに陥っているのではないかと、これが、私が昨年の閉中審査でも提示したテーマでありました。

この指摘のテーマに関しては、その後も予算委員会等々で我が党の仲間、同僚議員も質疑を繰り返していただいていたわけでありましたが、今回、原賠支援機構法の改正案ということで、この法案審議に当たって、費用の負担を恐れる東電が、いわゆるリスクの過小評価に陥らない、あるいは多重防壁というものを行わないことによつて対策が場当たりあるいは後追いのにならないように、しっかりとこの法律によつて前に進めさせていかなければならない、このように考えているところがあります。

そして、第一原発の問題は、再三私も、昨年、常任委員会としてここで質疑をさせていただきましたが、遮水壁の設置などの議論もございましたが、いわゆるエンジニアリングの問題だけではないというところであります。ガバナンス、特にマネジメントの課題、これが非常に大きいというふう

に思っております。こうした問題意識をもとに、私どもは党内での議論も行っております。汚染水問題のみならず、廃炉に向けてということで、特に廃炉の仕組みに関しましては、東電から切り離すことによつて、事故処理と事業継続のジレンマから解放放つ

ことができるのではないかとといったことから、党内において、私どもでは福島第一原発の対策本部、こういうものを設置し、私の私案を提出して議論を行ってきたところであります。

そして、昨年十一月十九日には、民主党として、廃炉機構に関する設置の提言を取りまとめました。また、取りまとめに基づいて、衆議院の法制局に協力をいただきまして、議員立法に向けた作業を進めてきたところであります。

委員長のお許しをいただいております。これは私どもの案についてのポンチ絵でございます。資料①は、廃炉機構設置ということで、第一原発の廃炉、事故処理については、このような公法人、新組織をつくり、そこで廃炉、事故処理を行う。東電においては、賠償をしかりと行つていただくながら、人材、あるいはまたその他の事業者からも人材、技術、これらを拠出していただくというこの仕組み。第二段階では通常廃炉ということも含めて、この案をつくつて提示をしてきたところであります。

一方、政府におかれましては、当初は分社化という議論が中心をなしていたと思いますが、その後は、昨年末から検討を本格化され、原子力損害賠償支援機構を、廃炉業務を含む組織への改組という形で本法案の形に進めてこられた、この改正案の提出に至つた、このように理解をしております。

当時から、政府の検討状況というものを随分と、我々も随分と知りましたが、福島第一原発の廃炉問題は、大臣も常々おっしゃつておられます。与野党を超えて取り組むべき課題である、そのように考え、いわゆる対決型ということよりも、むしろしっかりと政府案をブラッシュアップさせていただく、あるいは政府案に対して我々がしっかりと本来必要な課題というものを提示していかねばならない、こうした思いで、この皆さん方の取り組みに対しても、さまざまな形で検討段階から我々の考え方というものもお伝えをさせていただいてきたところであります。

そして、ことしの二月二十四日には、茂木経産大臣にも申し入れを行わせていただきました。さらに、閣議決定前の二月二十六日には、官邸において、菅官房長官にも申し入れという形で文書の提出をさせていただきまして。

お手元の資料の②から④が、民主党として大島幹事長が菅官房長官へということでお渡しをしたものであります。原賠法の一部改正法律案に関する申し入れということで、四項目を提示したものであります。

この四項目の申し入れに対して、法案の条文について中身を見ますと、我々の主張あるいは問題意識というものをそんたくし、あるいは既にそのことに對して思いを持っていたというのと感

じておりますが、今後に関しては、当然この条文の確認もあわせて、運用等は極めて重要です。まさに新たな組織に改組するということであれば、その組織体制に魂を入れる作業を、役所の皆さん、大臣がリーダーとして率先してやつていただかなければならない。

その観点から、本日のこの質疑の中では、私どもの申し入れがどのような形で反映されているのか、あるいはどのような運用を行つていけるかということにつきまして、少し細かい点も含めて確認をさせていただきたいというふうに思っています。

この資料②にあります申し入れの中で、一番として、「廃炉業務についての大臣による措置命令、機構による廃炉の専門技術的助言・指導・勧告の実効性担保」という観点から、情報提供義務あるいは調査権限ということにつきまして御提示をさせていただいたところであります。これについてお尋ねをしたいと思います。

私も、再三この委員会でも申し上げていますが、三年前のあの原発事故発生以来、三月二十六日より総理補佐官として事故対応に当たっております。最大の課題、もちろん目の前に迫ってくる事態の推移あるいは変化というものもあります

が、やはり重要なことは、必要かつ正確な情報に常に対策の側に入つてくる、あるいは適時迅速に入つてくるということが極めて重要でありました。私が所管をしていたのは、当時、放射性物質の封じ込めということで、いわゆる政府・東電統合本部の中にあつた遮蔽プロジェクトのリーダーでございまして、後に中長期対策チームという形に変わっていきんですが、しかし、実態としては、適宜正確に迅速に情報が入つてきたかという、実はそうではない状況がございました。

一例を挙げれば、これも繰り返し申し上げていくことでありますが、地下水への放射性物質の汚染拡大に関しては、当初、東電はその可能性を否定しておりました。しかしながら、私どものチームで過去の原発における不適合事象の洗い直しを行つて、その結果、不適合事象と呼ばれる事故、トラブルの記録をつまびらかにしてまいりました。

建屋に地下水が入り込んで、そして過去、繰り返し止水工事を行つている、こうした事実が明らかになり、そのデータを東電に突きつけることによつて、ようやく地下水が流れ込んでいる可能性があるというのを認め、浸透流解析という新たな施策の実施に入つていくわけです。

こうした地下水の流れについてのシミュレーションを行つた後に、結果、建屋が地下水で洗い流されているような状況が明らかになり、汚染対策が始まつた、これも委員会の中で明らかにしてきたところであります。

こうした教訓を振り返りますと、幾ら司令塔がしっかりといても、そこに情報が入つてこなければどうしようもない、あるいはそれがおくれに入つてきてはどうしようもないということでありまして、したがって、司令塔として戦略的な判断をなしていくためには、情報の収集がきちつと上がつてくるように義務化をさせる必要があるのではないかと。

この我々の考え方の中でも、本法案の準備段階におきまして、申し入れの中で言つてきたことは、主務大臣、大臣におかれて措置命令がなされ

ます、また機構においては助言、指導、勧告の実施が行われます、この実効性を担保するためには東電から国、機構への情報提供の義務化並びに国、機構が東電に対して、事業者に対して調査の権限を持つ、これを法案に盛り込むことが必要ではないかということをごの申し入れの中に記したところであります。

そこで、ここは事務方にお尋ねをします。

今回の法改正で、事故を起こした事業者、すなわち東電であります、この廃炉に対するグリッブというのは、政府から事業者に対して、また機構から事業者に対して、この二つのルートがあります。この政府から事業者に対しての情報提供の義務という点に関しては調査権限も含めて本法案で措置されたかということにつきまして、これらを拝見させていただきますと、四十五条二項一号、四十一条三項一号、二号、四十七条一項等にその趣旨の条文が見受けられますが、確認のため、簡潔にお答えいただきますようお願いいたします。

○糟谷政府参考人 東電から国への情報提供義務でございますけれども、今回の改正法案では、第四十五条二項一号に基づきまして、四十一条三項一号、二号に規定する廃炉等の実施の状況、必要な経費の見通し、廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項を特別事業計画に記載せねばならないとしております。

特別事業計画の履行の確保のために必要があると認めるときは、法四十七条一項に基づきまして、主務大臣は、事業者に対して計画の履行状況について報告を求め、または必要な措置を命ずることができるとされております。報告に応じない場合または虚偽報告がなされる場合には、五十万円以下の罰金という罰則でも担保されているところでございます。

こうした規定によりまして、廃炉の実施状況等について東電から国への情報提供を求め、国が調査を行うことが可能になっている条文であるというふうに理解をしております。

○馬淵委員 ありがとうございます。申し入れをまさに盛り込んでいただいたところではありますが、確認です。これは簡潔にお答えください。必要があると認めるべきというのは、すなわち随時できる、いつでも可能だ、このように解してよろしいのでしょうか。

○糟谷政府参考人 そのように解しております。

○馬淵委員 ありがとうございます。調査権限を付与したということで、随時こうした厳しい監督権限を持っているということを確認させていただきます。

もう一つのルートであります機構と事業者の関係であります。こちらについてもお尋ねをいたします。

我々としては、事業者から機構への情報提供義務、さらには事業者への調査権限、法案においてこれを措置していただく必要があるということをお願いを申し上げてきたわけであります、これに關してはいかがでしょうか。事務方にお願いたします。

○糟谷政府参考人 法第三十七条におきまして、「機構は、その業務を行うため必要があるときは、原子力事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。」とされております。

今回、機構の業務に廃炉の支援業務というのを追加いたします。仮に原子力事業者が報告に應じない場合、また虚偽報告を行う場合、これについても罰則で担保をされております。この罰則の担保のもとに、求められた事業者は、「遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。」というふうにされておまして、これによりまして、東電から機構への情報提供、機構の調査権限も確保されているというふうに考えております。

○馬淵委員 ありがとうございます。主務大臣並びに機構が、しっかりと調査権限並びに情報提供義務を負わされているというこの確認をさせていただきます。

これによって、遅滞なく適時迅速に情報を収集し、そして実際に廃炉に向けて進捗しているかというところをしっかりと確認し、推進していただく

たいということでありま。

この資料②の二ページ目と打つてあるところの「(2)機構によるチェック体制の第三者性確保」というところ、これにつきまして申し入れをさせていただきますました、②、③にまたがつております。

機構の調査権限を今確認させていただいたわけではあります、権限はある、しかしながら、その体制がどうなのかということが重要で、すなわち、その中身ですね。権限は付与されている、そして義務を負わせているけれども、果たしてその権限を行使するに足るような方々あるいはチェック体制となっているのかということでありま。

ここができていなければ、何の意味もありません。

この機構のチェック機能を担保して、そして国内外の信頼を得るために、重要な意思決定機関、いわゆる参謀本部たる廃炉等技術委員会の委員が、それこそ東電の関係者で占められていたり、あるいは政府、さらには、これもよく巷間言われるような、いわゆる原子力村と称されるような方々、さらには利害関係も含めて、そういう方々で占められてしまった場合に、当然ながら、体制ができていても、幾ら権限を付与されても実際には実行しないということになりかねない。したがって、ここは極めて客観的な第三者性の確保ということが重要ではないかということをお願いする書の中にも示しています。

そこで、我々としては、具体的には、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど、こうした廃炉関連の機関で経験を有する者あるいは有識者の方々を複数名入れる考えはあるかということ、この提言をさせていただいたわけでありま。

ちなみに、我々もさまざまなところとの情報交換を行っておりますが、米国のシンクタンクの専門家からは、アメリカであれば、いわゆる武器関連施設が膨大なリソースを持っている、あるいは米国のエネルギー省のサバンナリバー国立研究所や

ハンフォード・サイト、このような施設で複雑なプロジェクト管理を請け負っていた大手企業、そのような組織の専門人材が挙げられるなどの御意見も頂戴をしております。

そこで、大臣にお尋ねいたします。

いわゆる廃炉等技術委員会の委員に、第三者的立場として、海外、外国ということでありまが、経験を有する者、有識者を複数名入れるというお考えはおありでしょうか。いかがでしょうか。

○茂木国務大臣 この廃炉・汚染水対策については、まさに与野党はないという思いで、皆さんからのさまざまな御提言についても、よいものはできる限り取り入れたい、こういう思いでやってまいりましたし、特に馬淵委員には、事故後、この問題に深くかかわってこられた、こういう立場から真摯にさまざまな御提言をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

そして、今回の法改正に当たりまして、民主党から御提言、申し入れをいただきましたが、基本的な認識については一緒である、このように考えております。

福島第一原発の廃炉を適正に進めていくためには、国内だけではなく、国内外の英知を結集することが極めて重要でありまして、例えば米国のスリーマイル事故、こういった海外の経験等に基づく知見を幅広く提供していただく観点から、海外の専門家の参画は、この廃炉等技術委員会にとつては必要不可欠であると考えております。

そこで、具体的な関与の方法でありますけれども、これは廃炉等技術委員会の発足に向けて今後検討していくこととなりますが、委員として御参加いただくことを排除するものではありません。

ただ、実態として、そういう海外の第一線おやりになっている方は十分な時間がとれるのかというところも考えなければいけないかと思っております。例えば、正規の委員になるというの、一つのオプションだと思いますけれども、そうでな

いにしても、特別委員であつたりとかアドバイザーであつたりとか、そういった形で定期的にこの委員会に参画をしていただいて、廃炉の技術であつたりとか進め方に関して、海外の経験であつたりとか知見を御紹介いただく、御助言をいただく、こういうやり方もあると思つております。

○馬淵委員 海外の知見は必要不可欠だという認識もいただきました。また、今大臣からは、積極的に関与をいただく方法ということについて、位置づけについては検討していきたいという答弁をいただきました。

おつしやるとおり、私も、海外の人材、海外の英知を事故対処に向けていかに結集するかというのは、当時も悩ましい課題といえますが、幅広くといつても、専門性がある方というのを見きわめるものもなかなか大変です。また、言葉の問題もあります。さらには、海外に常駐されている方が適宜必要なときに来られるかというこの課題もありました。

おつしやつてゐる意味では、委員なのかあるいは特別委員なのかアドバイザーなのか、非常にさまざまな位置づけがあるということもよく理解をいたしますが、ただ一方で、懸念すべきは、いわゆるお飾りになつてしまわないように、アドバイザーコミッティーという形でつくつたはいいけれども、それこそアドバイザーのように御意見を聴取する程度に終わつてしまつて、何ら本来の議論がなされない、あるいは意見を出そうにもその場がないといったことにならないように、そこはぜひ考えていただきたいというふうに思うところであります。

先ほど、委員としての登用を排除するものではないというふうに御答弁がございましたが、再度の確認です。委員への登用を否定するものではないということでしょうか。知見を持った適切な方がいらつしやれば、それも含めて今後検討

討していくということでしょうか。

○茂木国務大臣 それで結構です。そして、廃炉に対する支援業務が最も有効に働く、そのためにはどうしたらいいかという観点から、全てのことを考えていきたいと思つております。

○馬淵委員 海外からも、専門家の方々がさまざまな形でこの廃炉に向けた取り組みというものについて関心をお持ちです、また参画を要望される方も多数いらつしやると思ひます。私のところにも、さまざまな御意見を頂戴しております。ぜひ、今おつしやつたことを含めて、前向きに考えていただきたいというふうに思ひます。

一方、もとの資料に戻りますと、③を「ごらんいただきまします」と、この体制をしつかりとつくつていく、整備をしていく中で、もう一つ課題がございします。申し入れ書に書きました、③の「(3)機構の保有する議決権を低減する際の適正な評価の実施」というところであります。

先ほどの御答弁でありましたように、機構は現在、法的な権限を持つて、東電、事業者に対してグリップがきくこととあります。一方、議決権ベースでは二分の一超の株の保有ということになります。東電を実質国有化しているという状況にある。そのため、機構は、法的な立場とあわせて、大株主として東電をしつかりとコントロールしていく、見ていくという立場があるということとであります。

ただ一方、ことしの一月ですが、新・総合特別事業計画、これは十二月二十七日にまとめ、大臣が承認されたのが一月ということ、この新総特において、公社債市場への復帰が見込まれる二〇一六年度末に、責任と競争に関する経営評価を行つて、責任と競争の両立を図つていくということが示されました。

この新総特を見ますと、先ほど私が冒頭申し上げた、昨年来の議論の中心テーマであるいわゆる事故処理と事業継続のジレンマ、このことには新総特としても思いを受けとめてくださったんだな、こう思つています。

中身を見れば、まさにここに書かれているように、責任と競争の両立。責任とは事故処理であり、競争とは事業継続、そのジレンマに立つ中で、両立させなければならぬんだということを真摯に受けとめていただいていると思ひますが、この中身を見ていくと、責任と競争の両立を図つていく基盤が確認されれば、機構の保有する議決権を順次二分の一未満へ低減し、機構役職員の派遣の終了、役員構成の見直しを行う、このようにされております。

また、責任と競争に関する経営評価というものが一方でございします。これは、三月三十一日、資料でお配りしておりますが、機構の運営委員会の決定として、責任と競争に関する経営評価、二〇一六評価ということで、目標が定められ、全体目標並びに部門あるいはそれぞれの細かな業務の立場の方々まで明確に目標と項目を整理されておられます。

目標三として「着実な廃炉の推進」というのもここに書かれているわけですが、しかし、この「着実な廃炉の推進」ということについて、客観的かつ専門的な知見を持つて適切に評価できているのかということが極めて重要であります。お手持りで、技術的に不十分なものを評価しはしないか等々、東電を公的機関から簡単に、でたらめな形で解放するようなことがあつてはならないということとあります。

ここで大臣にお尋ねをしたいんですが、東電の公的機関からの解放の適否を判断する、今申し上げました二〇一六評価と呼ばれるこの中身につきまして、廃炉事業や体制整備に関する評価に関しては、それを適正に行うために運営委員会や廃炉等技術委員会の同意を要件とするということ、適正な評価が担保される体制を整備すべきだということも、もとの資料③のところに書いてあるように同意要件ということで申し入れをさせていたいただきましたが、大臣、これに関してはどのようにお考えでしょうか。

○茂木国務大臣 結論から申し上げますと、廃炉

の着実な推進につきましては、廃炉等技術委員会の適正な評価が担保され、そして運営委員会の議決を経た上でその適否について判断する、こういう形にしております。

新総特におきまして、機構は、二〇一六年度末に、みずから保有する東電の議決権の引き下げを通じて、東電を自律的運営体制へと段階的に移行させるということにしているわけでありまして、この適否の判断のために、機構は、三月三十一日に経営評価の基準を策定、公表したところであります。

当該基準におきましては、委員御指摘のように、廃炉の着実な推進を目標の一つとして明確に定めておりまして、機構は、廃炉の実施状況を確認し、それも踏まえて経営評価を実施していくこととなります。具体的な廃炉の実施状況については、機構の廃炉等技術委員会が中心になって確認をするということとあります。

このように、東電の自律的運営体制への移行に向けては、廃炉の実施状況をしっかりと確認して、廃炉等技術委員会の審査、意見等も尊重し、運営委員会の議決を経た上でその適否について判断することになっております。したがつて、廃炉等技術委員会の適正な評価が担保される仕組みになつてゐる、そのように認識をいたしております。

○馬淵委員 ありがとうございます。

すなわち、我々の申し入れに書きましたように、廃炉等技術委員会及び運営委員会の同意を要件としていた、といった御答弁をいただきました。

具体的には、今おつしやつたように、廃炉等技術委員会は、審議権を尊重、そしてそれを踏まえて運営委員会が議決を行うということで、これらの同意ということが要件として満たされている、このように理解をいたしました。

まさに意思決定機関である運営委員会、そして実際の審査を行つていく廃炉等技術委員会が機能する体制をつくるということが極めて重要でありまし

て、二〇一六評価を初め、いわゆる組織の体制整備、先ほど申し上げたように、体制をつくり、そしてその人材の客観性をしっかりと担保させることが極めて重要だということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、申し入れの中で確認事項ということですが、資料④の現場作業員の労働環境改善に関してお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

先ほどとも国重委員が事故のことを触れておられました。現場の作業環境というのは過酷であります。高線量下の作業ということで、ふえ続ける被曝線量、さらには長時間労働、また多重下請構造という中で、賃金も含めて待遇面の課題というのまだまだあるかと思えます。

こういう厳しい状況の中で、先月の二十八日、掘削作業をしていた下請会社の作業員の方が亡くなるという痛ましい事故、また昨年の十月には、浄化装置での作業時に誤って配管を外して、作業員六名の方が汚染水を浴びて被曝するなどという事故が起きています。また、先月の二十五日は、これは報道で出てきましたが、作業員百四十二名の方々が内部被曝量が過小評価されていたことが明らかになった、五年で百ミリシーベルトという国の基準限度を結果として超えていた人もいることが明らかになった、こういう状況であります。

また、人為ミスというのやはりふえていていいます。原因と見られるトラブルも多発しているのではないかと。ことしの二月だけでも、十九日には、地上タンクから汚染水約百トンの漏えい、また二十五日には、掘削工事で誤って電源ケーブルを切断して停電となつてしまい、四号機の燃料プールの冷却が約四時間半停止するといったトラブル、まさに立て続けに起きているわけでありです。

やはり人為ミスというのは、もちろん管理の問題も問われるわけですが、一方、現場の作業に当たっている作業員の方々の労働環境がやはり大き

く影響するものではないか、このように考えます。

とりわけ、今後三十年あるいは四十年という長期にわたって作業を行っていくかなければならないということになれば、単に短期間みんなで一生懸命頑張ればいい、そういった現場ではない、安全に、かつ健康面も含め、精神的な面も含めて、その労働環境につきましては改善を図っていくことが最重要の課題である、このように考える次第であります。

そこで、この労働環境改善ということに関しては、これは事務方の方にお尋ねをしますが、申し入れ書にもありますように、先ほど確認をいたしました大臣の是正命令あるいは機構による助言、指導、勧告といったいわゆる事業者に対するグリップであります。この権限の中には作業員の労働環境改善というものは含まれるのか。主務大臣から事業者、機構から事業者、この二点について、事務方で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○糟谷政府参考人 現場作業員の労働環境改善につきましては、これまでも行政指導によってそれに取り組んできたところでございまして、けれども、今回の改正法案におきましては、それに法律上の裏づけを与えていたきたいというふうに考えております。

具体的には、法律の四十五条二項一号におきまして、特別事業計画の記載事項として、新たに、廃炉等を適切かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項というのを追加したいと考えております。この体制の整備に関する事項の中には、現場の作業員の労働環境またはその改善の体制も含まれるというふうに考えております。

この規定に基づきまして、特別事業計画に記載をされた廃炉の実施体制の整備がしっかりと行われているかどうかを確認いたしまして、仮に東京電力の取り組みに不十分な点がありますれば、機構による指導、助言、勧告、さらには主務大臣による是正のための命令等を行うことにより、現場

作業員の労働環境の改善を一層図ってまいりたいというふうに考えております。

○馬淵委員 ありがとうございます。

この点に関しても、申し入れのとおり、主務大臣による権限並びに機構の勧告の権限、これは労働環境改善を含むという整理をさせていただいたということ、明確な御答弁をいただきました。

こうした状況で、是正命令や機構の助言、指導、勧告というところで、皆さん方にしっかりと労働環境改善ということに目を光らせていただくことが極めて重要なわけであります。一方、その労働環境はどういう状況にあるかということについて、現場の声を吸い上げることが最も重要となります。情報として、作業員の方々から直接の声を聞く、これが極めて重要だと考えるわけでありです。

現在、東電は、作業員の皆さん方に年二回のアンケートの実態調査を行っていると聞いております。これは一部報道には出ていっているんですが、しかしながら、その回収方法について、元請企業を通じて回収を行っているということが報じられております。作業員の方がアンケートを所属する下請に提出をする、さらにその下請から上位下請に提出されて、そしてそこからようやく元請に行き、元請から東電に上がる。

こうなりますと、当然、下請の中で作業員の生の声がある意味封じ込められる、内容をチェックされる、場合によっては検閲というような言葉も新聞には挙がっておりますが、こうした状況が起きているとの報道もあります。

そこで、大臣にお尋ねであります。こうした労働環境改善を行っていく権限を持っていたと思いますが、しかしながら、生の声をしっかりと吸い上げることが必要不可欠でありますから、ささいなことであるかもしれないが、私、このアンケートは重要だと思っております。このような状況の中で、回収方法について、多層で上がってくるようなことで本当にいいのか、直接提出に切りかえるべきではないのかということ。大臣、これに

関しては直接提出に切りかえる御意思はありますでしょうか、あるいはそのような御指導をなされますでしょうか。いかがでしょうか。

○茂木国務大臣 基本的にはその方向で考えたいと思っております。

福島第一原発のような過酷な現場での作業は、作業員の方々のモチベーションを維持して、少しでも働きやすい環境を整備することが何より重要だと考えております。

東電も、これまでに、労働環境や就労環境の現状と改善ニーズを把握するために、作業員の方々を対象に、下請企業を経由したアンケートを四回実施してきておりますが、この回収方法につきましては、議員御指摘のように、下請企業が回収を行うのではなく、直接東電が回収すべきという声があるのは確かであります。

ゴルフ場に行つて、いいゴルフ場というのは、終わった後、キャディーのいろいろな評価を直接マスター室に出すんですよ。だめなところというのは、キャディーさんが直接受け取るんですね。そうすると、やはり書きにくい。

同じにはできませんけれども、やはりこういったことは客観性を保つて、現場の作業員が率直な意見を出せるような形でできるということは大切だと思っております。

今後、直接東電がアンケートを回収できるように、このアンケート用紙を直接東電が回収できる回収箱を設ける等の改善について、今現在、東電において検討させておまして、次回のアンケートでは改善を図っていく、こういう予定であります。

国としても、廃炉・汚染水対策現地調整会議等を通じて、現場関係者からのあらゆる声を吸い上げて、作業員が抱える健康に関する不安の解消であつたりとか労働環境の改善を含め、なかなか東電にも言えないこと、こういうものを国がしっかりと吸い上げて、東電に対して適切に伝え、また指導する、こういうことをやってまいりたいと考えております。

止対策として、労働基準監督官二名。平成二十四年度におきましては、同じく電離放射線被曝による健康障害防止対策として、放射線管理専門官三名。同じく二十四年度におきまして、東日本大震災被災地等における復旧復興工事等に係る健康障

害防止、労働災害防止対策あるいは電離放射線被曝等労働者の健康障害防止対策として、労働基準監督官八名の増員がございします。二十五年度、二十六年度につきましては、これの関連の増員はございせんでした。

○馬淵委員 今、二十五年、二十六年は増員要求していないこととありました。二十三年は二人、そして二十四年は八名、三名と増員をしてきたが、増員要求していないこととあります。

総務省にお越しいただいてしますので、これも確認ですが、定員要求を受ける側の役所として、要求があれば当然受けて判断するという立場でよろしいですか。

○上村政府参考人 お答えいたします。

東京電力福島第一原発関連の労働監督体制のお話でございしますが、厚労省から具体的な増員要求がございました場合は、総務省といたしましては、その内容をよくお聞きいたしまして、適切に対処してまいりたいと考えております。

○馬淵委員 四千人、あるいは数千人に膨れ上がったときもあります。そこに対しての立入検査時でも、応援体制を含めて十名程度。そのような状況で、増員が図られていないんですね。

手前みそではありません。事実としてはつきりと申し上げれば、民主党政権下で、二十三年度補正と二十四年度でこの増員を図ってきました。残念ながら、この二年間は、定員に対して増員要求をなされておられません。ぜひこは、厚労省、きようは政務官がいらっしゃいますけれども、行革が叫ばれて厳しい状況ではあるかもしれませんが、やはり監督する側もしっかりと体制をつくって、本当に環境が悪化しているのかしていないのかを含めて、行政の立場でこれは必要だと思えます。

定員要求を含め、この増員に関して、厚労省として、来年度予算編成において福島第一原発に関しては増員を検討するということのお考えはありますか。明確に御答弁をお願いします。

○高島大臣政務官 お答えをいたします。先ほどの答弁にもございましたけれども、電離放射線被曝等による労働者の健康障害防止のため、これまで、労働基準監督官二名及び放射線管理専門官三名を増員したところでございします。

また、福島第一原子力発電所に対する立入調査等の際には、立入調査の目的、具体的な対象等を踏まえて、福島労働局等からの応援体制を組むなど、工夫を行っております。

厚生労働省といたしましては、厳しい行財政事情を踏まえつつも、現場の状況を見きわめ、今後とも、必要な体制の確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

○馬淵委員 先ほど申し上げたように、定員を増員したのは民主党政権なんですよ。今の政権にかわってからは、増員要求されていないんです。総務省側も、要求があれば適時適切に判断するとおっしゃっています。

この厳しい過酷な環境の中で、皆さんのお立場としては、やはりこは定員をしっかりと増員要求されていくべきではないか、私はこのように、ある意味皆さんを応援しているんですよ。お立場的に答えにくかったとしても、私はそういう思いで伝えているわけです。

どうですか。端的にお答えいただける部分があつたら、どうぞお願いします。

○高島大臣政務官 委員の御指摘も踏まえまして、しっかりと検討させていただきたいと思えます。

○馬淵委員 ぜひ、法的な整備もできたわけですが、そしてそれに対するグリップをきかせると大臣の明確な答弁もいただいている中で、厚労省側としても、今後は、監督する立場として体制をつくっていただくことが極めて重要だと思えますので、廃炉に向けて人材確保をしていく中では、専門的技術の知見の集約も大事ですが、労働者の方々の作業環境をしっかりと確保していくことが最も重要だということを変更して申し上げておきたいと思えます。

こうした中で、お配りをした資料④の四番目の機構への人材・技術の集約、知見の国内外の通常廃炉への活用というところで、申し入れをさせていただいたところに関しましては、先ほど國重さんの質疑の中でもお答えがありましたね。答弁の中ではつきり出ておりました。JAEAやあるいはIRID、また国内外の重電メーカーや原発事業者、ゼネコン等、広く人材を集め、そして五十名規模という中で、いわゆる専門技術の開発やあるいは企画、こういったもの、遠隔操作技術の信頼性や安全性の評価など、こういったことも具体的に御答弁をいただきましたので、ここに関しましては、まさにこの④につきましては、それを進めていただいているということで認識をいたします。

その上で、この④の下のアンドーラインのところでありますが、将来について、少しこは大臣に御答弁をいただきたいと思えます。将来的な知見、技術の通常廃炉への活用という観点であります。

ここで廃炉が進んでいくという中で、世界にない、事故の収束という意味での技術がそこに集約されるわけです。こうした廃炉技術というのは内外に広く活用されるべきものであり、発信もしていたということですが、この廃炉技術というものを将来は前向きなものに変えていく、廃炉ビジネスの展開といったことも、作業をしていく方々や、今後原子力技術を学ぼうとする方々の大変面白い、夢のある話に展開できるのではないかと。

これが実は、お配りをした資料の中で①に書きましたように、廃炉機構というものが将来的には通常廃炉にまで踏み込んでいく。第二段階としては、この廃炉機構は、通常廃炉部門を設置して国内外の廃炉事業を担うんだ、こうした仕組みが必要ではないかということで、我々は提言を取りまとめたところでもあります。

そこで、大臣にお尋ねであります、この機構、ようやく改組で、これから福島第一原発の事

故処理に当たるんだ、あるいは廃炉に向けて取り組むんだということで、まだまだ先のことは見通せないということかも知れませんが、改めて、それでもあえてお尋ねをしたいと思えます。

通常廃炉への知見の活用、あるいは将来的には通常廃炉も視野に入れた廃炉支援組織への転換というものを、大臣はどのようにお考えになられますでしょうか。お願いいたします。

○茂木国務大臣 まず一言、簡単に、機構への人材の集約でありますけれども、積極的に進めていかなければいけないとは思っておりますが、正直に申し上げますと、人材を集めるというのはなかなか大変な作業である、こういう思いも持っております。国内外から、専門性が高くそして使命も強い、こういう人材を一人でも多く集められるよう最大限努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

その上で、ここのさまざまな知見を将来的に通常廃炉の廃炉にどう生かすかということとありますが、結論から申し上げますと、さまざまな知見がたまってくる、これに對しまして、通常の廃炉に對しても有効な情報や知見を幅広く提供できることになると考えております。その上で、廃炉ビジネスという言い方がどう捉えられるかがあるわけでありまして、ここのところは今後きちんと議論しなければいけないと思っております。

まず、基本のところから申し上げますと、今回、原賠機構に追加する業務は、委員もよく御案内のとおり、事故廃炉の廃炉が対象になるわけでありまして。通常廃炉の廃炉につきましては、ある程度技術的にも確立をされておまして、諸外国でも民間事業者自身が進めることが基本になっております。我が国におきましても、日本原電の東海発電所など、事業者による廃炉が既に進められている原子炉もあるわけでありまして。

他方、福島第一原発のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は、世界にも例のない困難な事業である。こういうことから、新機構におきまして、東京電力が行います事故廃炉の廃炉に

対する助言、指導、勧告、必要な研究開発、そして資金や人員配分の確認などの支援、監督機能を一元的に担わせて、廃炉を着実に円滑に進めるものであります。

この機構におきましては、こういった活動を進める中で、最新の技術情報であつたりとかノウハウというものが集積されることになると考えております。それらの中には、今後原子力事業者が取り組みます通常の廃炉にとつても有益なものも当然含まれてくるだろうと考えております。このため、新機構の業務として、廃炉等に関する情報の提供、こういったことを追加させていただきました。これによりまして、通常の廃炉に対して有効な情報や知見を幅広く提供できるようになると考えております。

さらに、こうした廃炉に関する知見、技術の蓄積というのが将来の我が国の廃炉事業の基盤になる、このように考えております。

○馬淵委員 ありがとうございます。

将来の我が国の廃炉事業の基盤になるというところで、将来に向けての展開ということについての前向きな御答弁をいただけたと受けとめさせていただきます。ぜひこれも、私どもが案としてまとめて御提言申し上げた中の重要な観点でありますので、しっかりと推進をしていただければというふうに思います。

そこで、最後の質問になりますが、この申し入れの中にはありませんが、国民負担の最小化、あるいはステークホルダーの責任、負担ということについて、少しお尋ねをしたいと思います。

さきの機構法を民主党政権下でつくつたときに、附則の六条一項、二項というのがつくられました。この附則の六条一項、二項で、いわゆる見直し規定が記されたわけでありました。

今回の法改正というのは、六条一項の、できるだけ早期に、原発の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任のあり方等についての明確化に関するものとして改正がなされた、このように理解をしておるところであります。

す。

一方、六条二項は、早期にとされて、これは二年以内ということでありました。もう既にたつておりますが、ここでは、株主その他の利害関係者の負担のあり方等を含め、国民負担を最小化するための必要な措置を講ずるということが、六条二項の示された課題でありました。

今回の法改正は六条一項の該当である、こう理解をするところでありましたが、この六条二項、すなわち株主あるいは利害関係者、ステークホルダーの負担のあり方に関して、国民負担を最小化するという観点から、少し課題となつていくことについてお尋ねをしたいと思います。

それは、昨年の十月に会計検査院の報告書で指摘をされた、東電の私募債のスキームについてです。これに関しましては、国会でも取り上げられておりました。この私募債、東電が信託会社に対して私募債を発行。これは、社債である以上は、電事法の三十七条の一般担保つき社債の適用となります。したがって、いわゆる電力債という位置づけになるわけでありまして、これを事実上の担保として、金融機関から信託会社を通して融資を実施するというスキームが二〇一二年から利用されてきた事実が会計検査院の報告で明らかになった。

これは、過去においては、政投銀以外の金融機関の東電に対する融資は、従前、無担保で実施されておりました。したがって、現実、私募債スキームにおいて、三月末時点で既に七千二百六十億円という規模のいわゆる融資が行われているわけですが、担保つきということになります。

この会計検査院の報告書の中でも指摘をされてきているのは、果たしてこれが適切なものかということでありまして。当然、電事法三十七条の定めによるいわゆる電力債、一般担保つき社債ということであれば、全ての債権に優先するわけですから、いわゆる賠償債権が劣後することになるということに問題があると指摘をされてきたわけでありました。

さらには、従前は無担保であった借入金がこのような形で私募債スキームによって一般担保つきに切りかえられているということは、六条二項で示されてきたステークホルダーの責任、負担のあり方ということに対して、趣旨としては反するものではないかといったことが当然問われることになりました。

そこで、これに関して大臣にお尋ねをしていきたいんですが、一月に策定をされました、先ほど申し上げた新総特、新・総合特別事業計画におきましては、「今後新規に契約される融資について、出来るだけ早期に私募債形式によらないこととするよう、機構及び東電との間で真摯に協議すること。」とされています。

これが新総特で示されたわけでありまして、大臣として、この私募債方式はやめさせるという立場をとっておられるということでしょうか。それと、この新総特に書いてある「出来るだけ早期に」とは、具体的にいつまでのことだとお考えでしょうか。御答弁いただけますでしょうか。

○茂木国務大臣 この問題は金融機関との問題でありまして、私も金融担当大臣を経験しておりますが、個々具体的な融資の形態について、国として金融機関に対して強制をするということとはなかなか難しい側面があるわけでありまして。

当然、金融機関の方も、株主との関係等々も考へながら物事を進めなければいけないということでありまして、昨年の末に閣議決定をいたしました「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」におきましては、国から金融機関に対して、東電による前例のない取り組みに不可欠な一段の関与、協力を要請したところでありまして。

新総特に書いてあります内容につきましては、馬淵議員よく御案内でありますから、私の方からあえて繰り返すことはございませんが、それに沿つてしっかりと履行が確保できるように、国としても、厳しく注視をし、また必要な対応をとつてまいりたい、そのように考えております。(馬淵)

委員「できるだけ早期には」と呼ぶ)

私募債方式の見直しにつきましては、実際、足元におきまして、東電と金融機関の間でそのための協議が行われておりまして、私から、確たる時期について、いついつまでと申し上げることはできませんが、これはできるだけ早い時期が望ましい、そのように考えております。

(委員長退席、江田(康)委員長代理着席)

○馬淵委員 経産大臣という立場での御発言ということで、なかなか難しいとは思いますが、先ほど申し上げたように、まさに附則の六条二項で確認をされたのは、当時野党であつた自民党の皆さんも、特に塩崎さん初め、この附則を策定するということについては大変強い思いを示していたことができました。我々政府側としてもそのことは重く受けとめて、附則の六条一項とあわせて二項を加えたんですね。この二項というのは、よく御案内のとおり、株主、貸し手責任なんです。この六条二項の履行、措置ということが極めて重要だということを附則に書いた。当時の野党自民党の皆さん方の強い思いを受けたということでありました。

それに反するようなスキームとなりはしないかということについて、新総特でも示され、かつ会計検査院の指摘もあるということでありまして、もちろん、立場的になかなかおつしやりにくいものかもしれないんですが、やはりこれは、先ほど、履行の確保の観点から、東電が取り組んでいくようしっかりと注視していく、こういうふうにおつしやつていただきたので、そこは極めて強い思いでござらんになつていふんだという発信をしていただけたと思います。

できるだけ早期にというのは、一つの考え方としては、東電は二〇一六年度に公募社債の発行というのを検討されていますね、新総特の中で、となりますと、そこでの新たな公募社債の発行は二〇一六年度ということを目指しているのではありませんか、当然、それも一つの時期となるのではないかと思います、大臣、これはいかがでしょうか。

質問していききたいと思います。

といいますのは、今後、廃炉や汚染水は、どれだけ費用がかかるのか、そしてどれだけ長期にわたる支援をしなければいけないのかということがはつきりしません。そこで出てくるのが、やはり東電の責任はどこにあるのか、そして国の責任は一体どこまで関与するのか、税金でどれだけの支援をすることができるのか。

私は、国がしっかりとした対応で支援せざるを得ないし、していつていいと思うんですが、その際に、やはり支援に対する国民の問題意識の中に、東電にまづしつかりやつてもらわな困る、そして関係している人はきちんと責任をとった上で国がしっかりと支援してほしい、これは機構法が成立したときにも多々議論されました。

そして、先ほど指摘されました附則の六条二項では、もう一度確認したいんですが、「この法律の施行後早期に」、「資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」と。先ほど指摘がございましたが、参議院の附帯決議でさらに、二年をめぐるとするというのが決められております。

そこで、お伺いしたいんですが、この施行後早期に株主や関係者も含めて負担のあり方を検討するようにと。一年以上たっております。どのような検討がなされたのか、お答えください。

○上田政府参考人 原子力損害賠償支援機構法附則第六條二項に基づき見直しの状況いかんという御質問かと思ひます。

御案内のとおり、この原子力損害賠償支援機構法というものは、原子力損害賠償法十六條におきます「原子力事業者が損害を賠償するために必要なる援助を行なう」という観点から、それを具体化

すべく制定された法律でございます。その賠償の円滑化という形を行つておるわけでござい

ます。さらに、政府におきましては、廃炉・汚染水対策等々が非常に困難な事業であることから、中長期ロードマップ等の政府の方針を踏まえまして、さまざまな研究開発あるいは汚染水対策に関する財政支援等を行つてきているわけであります。

この制度そのものの見直しにつきましては、例えば去年の十二月にも、国民負担の最小化、新しい東京電力の問題、福島復興の加速化に向けてという関係から、廃炉・汚染水対策、東京電力のあり方、あるいは中間貯蔵施設のあり方、さまざまなことについて政府が前になる姿勢を明らかにしたものでござい

ます。この法律そのものの見直しにつきましては、こういったことも踏まえながら、また、現在策定中でござい

ますエネルギー基本計画における原子力の位置づけ等も踏まえながら、早期に検討を行つていく、そう考えております。

○辻元委員 もう一度お聞きしたいんですが、特に国民の間で問題意識が高いのはここだと思うんですが、「株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、これを検討してください」ということ、なので国も支援しようというところ、この点については、具体的にどのような検討がなされておりますか。

○上田政府参考人 株主と金融機関についても、そういうことを検討すべきであるという御指摘かと思ひます。株主につきましては、御案内のとおり、相当程度、株式の価値そのものが希釈化をしているという現状があります。それから、金融機関につきま

しては、先ほどの新・総合特別事業計画の中におきまして、先ほどの一般担保の総量を継続的に減少していくこと、あるいは主要行を中心として私

募債形式についてできるだけ早期に見直ししていく、こういうことを書いてい

るところでございまして、株主あるいは金融機関に対する責任を果たしていきたいと思います。

○辻元委員 この附則は、当時、支援するに当たつて、事故を起こしても、結局国がさまざまな支援をする、お金も出すということで、余り損をしないと言つたら言葉は語弊がござい

ますけれども、関係してきた者がしつかりリスクを負わなくても何とか国がしてくれるんじゃないかというふうになつたらモラルハザードを起すという議論が多々ござい

ました。今回、廃炉というのは非常に長い御支援をするということになります。それに当たりまして、私も、先ほどちよつと話が出ましたが、JALの再建のとき事務局長で一番頭を痛めたのはここだつ

たんです。しかし、ここはきつちりやらないと国民の皆さんに御理解を得られないということで、かなりしんどい作業を積み重ねた経験がござい

ます。そこで、この見直しの検討の中に電事法の見直しも入るのかどうか。これはどういうことかとい

いますと、東電の破綻処理の議論のときに、電気事業法第三十七條の規定で、会社財産に対して事故被害者の損害賠償権が社債に劣後するとされて

いるということで、結局、事故の賠償よりも社債が先だということで、破綻させると、社債が先でその後賠償なので、これがネックになるんだという話が多々出ておりました。

今回、これは、原発は事故を起こさないというときの法体系だと私は思ひます。これだけ大きな事故を起して、そして国を挙げて、国民を挙げて支援しなければならぬということがはつきり

した後の電気事業者とステークホルダーのあり方として、私は、事故を起こした場合は損害賠償が何よりも優先するという方向への見直しの検討もやはりすべきではないか。そういう検討も同時に

してまいります。これがあつて初めて、廃炉も支援しよう。それから、さきま

なことも含めて、今、大きな設備投資が必要、それは私もわかります。事故を起こさなければいいんです。事故を起こした際に、国民も含めて支援をし

なければいけないということがわかってきたので、どのように見直していくかという観点での御議論をぜひお願いしたいと思います。

それと同時に、大きな設備投資は続くと思いますけれども、やはり小規模、中規模の地域分散型のエネルギー供給体制にも移行せざるを得ない時代に入ってくると私は思いますので、そういう観点からも、電事法そのものも、事故を起こした際にどちらが劣後するのかということについてはぜひ御検討いただいた方が、長期にわたつての御支援、国民の理解が得やすくなると思います。

附則は、もう一つ、六条一項がございます。この中で、原賠法についても触れられています。原賠法の「改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる」と入っております。これも、見直しが必要だと思ふんです。

というのは、今まで事故を想定しない中で電力供給また原子力の取り扱いについての法体系だったと思うんです。しかし、大きな事故を経験したことを踏まえて、今までの体系そのものをやはり事故を想定したものに変えていくということ、そしてそれを私たちの今の経験から生かしてトータルに見直していくということが、この機構というものを非常に円滑に運営していく上でも国民の理解なしには進められないわけですから、この六条一項の附則についても、私は、原賠法の見直し、特に原賠法の第八条、原子力事業者に対して、これはずつと議論がされてきましたけれども、一サイト当たり一千二百億円の賠償措置の確保が命じられております。今回の事故で明らかになつたのは、桁違いの賠償費用だけではなく、廃炉についても、民間の試算だと、十五兆円ぐらい要るんじゃないかという試算まで数字が出ております。国は、一兆一千五百十億円とかいう試算ですね。

ですから、附則でも原賠法の抜本的な見直し、そして必要な措置を講ずるということで、議論の過程でも多々指摘されてきたこの八条の問題も含めて、この二年間で、原賠法については、どのよ

うな見直しの議論が行われ、どのような措置が必要であるかという指摘が出ているか、教えてください。

○富岡大臣政務官 辻元委員の質問にお答えしたいと思います。

委員御指摘のように、国がしっかりと前面に出て被害者の救済をしたい、また制度見直し等も必要に応じてやるということとは省としても考えているところがございます。

しかしながら、これまでも、原子力損害賠償紛争解決、ADRセンターの整備や、時効特例法の制定などの所要の措置を行ってきたほか、福島第一原発の廃炉・汚染水対策をより着実に進められるよう技術支援等を行うために、現在、原子力損害賠償支援機構法改正案を審議していただいているところであります。

原子力損害賠償制度等のさらなる見直しについては、今後、閣議決定するエネルギー基本計画における原子力の位置づけ等も勘案しつつ、現在進行中の福島賠償等の実情を踏まえながら、総合的に検討を進めてまいりたいと思っております。

○辻元委員 私が質問いたしましたのは、これから検討していきたいという話ではなく、この二年余り、附則で検討しろと出ているわけですから、具体的に、先ほど私が指摘した点も含めて検討されたのかどうか、そして何を検討してきたのかということをお聞きしたいんです。

○富岡大臣政務官 先ほどお答えしましたように、それなりに対応をしております。したがって、いまして、現在のところ、抜本的な改革あるいは抜本的な見直し等は考えておりません。

○辻元委員 現在のところ考えていないというのは、先ほど私が指摘した八条の件ですか、それとも原賠法そのものの抜本的な改正は検討していないということでしょうか。どちらでしょうか。

○富岡大臣政務官 原賠法に基づいて補償を一千二百億円までするようにして、それで十分対応できなかつたから、機構法を今度、それを利用して

今やっているとございますので、その枠組みについてはしっかりと運用がされていると考えております。

したがって、今申しましたように、見直し等の具体的な方策については、現在のところ検討はしていないということで御理解いただければと思います。

○辻元委員 そうすると、この二年間、原賠法については、これは見直しして措置を講ずると附則に出ていますので、何を見直すということなんでしょうか。

○茂木国務大臣 実際には文部科学省の方からこの後お答えいただけたと思うんですけども、六条の一項は、原賠法の中で、御指摘にもありましたように、国の責任であつたりとか事故収束に係ります国の関与のあり方、さらには紛争の解決組織、ADRセンター等々について。ADRの話は先ほど文科政務官の方からお話がありました

が、事故収束に係る国の関与につきましては、廃炉の問題であつたり、そしてまた汚染水対策の問題であつたり、国が前面に出るという形で、措置に関します研究開発は国の予算によりまして措置をし、また汚染水対策につきましても、技術的に難易度の高い問題につきましても、国として行っていくということ、御案内のような形の凍土方式によります遮水壁の設置であつたりとか、そういったことも進めております。

この二年間といいますか、我々が政権に復帰をしてから、この問題についての国の関与、事故収束についても相当な検討が進んでいる、このように考えております。

○辻元委員 今、ちよつと違う答弁だつたと思います。

原賠法の見直しの一千二百億円問題については指摘しているわけで、それで、原賠法は見直さない、では何を検討してきたのかと、原賠法の見直しは文科省の所管ですから、聞いたんですね。これはどうして申し上げているかというと、例

えばチェルノブイリの事故から二十八年たつているわけですね。チェルノブイリも、国は違いますが、世界じゅうからいろいろな支援を求めて対応しておりますけれども、今現在も、核燃料がそのまま残り、人が近づけば即死すると言われるような状況のままなんです。

廃炉に向けて機構を立ち上げましたけれども、ロードマップでは、三十年から四十年というのは、私は、私はちよつと甘いと思うんですね。百年オーダーでかかるかもしれない。そうすると、福島第一原発事故のツケというか、未来に残していくわけです。当時電力で恩恵を受けていない未来の世代に、連綿とこのツケを残していくわけなんです。

そうすると、私たちの責任としては、廃炉について機構に入れて、英知を進めて汚染水や廃炉の対策を進める、国が力を尽くすということも必要です。やらなければいけない。ただ、同時に、事故前の法体系全部を、こははつきり思い切つて見直すということもやらないと、将来の世代に責任がとれないと思うんです。それが、この機構法ができたときに議論され、附則で、しっかりとそれとも同時並行的にやりなさいよということが盛り込まれているわけです。

そういう意味では、今後全く事故が起こらないとは言えないわけですから、新たな事故も起こるかもしれない。また、東電に対しての追加のさまざまな国の支援も出てくる可能性もございます。人命が失われる可能性だつたわけですから、そんな中で、やはりこの附則の一項、二項をしつかり遂行していく。そのためには、電事法や原賠法を含めて全ての法律を見直すという必要がありますので、ぜひ大臣、これはさらに力を入れてやっていただきたいと思ひます。最後に答弁をお願いいたします。

○茂木国務大臣 一般担保等々の問題につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、電力システムの一環として取り組みをまいりたいと思つております。そして、若干議論はかみ合わなくなつちやいます

すが、六条の一項、二項の見直し規定というお話をしながら、後段になると全体の見直しということになるので、一項、二項の見直しにつきまして、先ほど答弁をしたとおりであります。

○辻元委員 これは単なる附則ではない、しっかりと両輪でやるのが私たちに課せられている使命だと私は思います。

終わります。

○富田委員長 次に、菅直人君。

○菅(直)委員 今回の改正は、廃炉の支援をこの機構に加えるということで、私も廃炉についていろいろと調べてきました。

先月、ドイツのオブリツヒハイム原発という、これは事故を起こした原発ではありません、普通の原発ですが、この廃炉作業を現場に行つて見てまいりました。格納容器を全部水でまさに冠水させて作業をやつていましたけれども、ちよつとした部品を移動させて何かに入れるだけでも物すごく大変な時間がかかる、そういうことを現場で見てまいりました。

と同時に、そういう廃炉、世界でも初めてのメルトスルーの事故を受けた一号、二号、三号ですから、その一号、二号、三号がどうなっているのかな、という段取りでやるのかなと。

皆さんのお手元にも、これは東電がつくられた資料そのものですけれども、廃止措置等に向けたロードマップの全体イメージというものを示していました。

このとおりといったとしても三十年ないしは四十年かかるわけですが、いろいろなところで、時間的な問題もありますけれども、本当にこれが順調に進むのかということで、今の状況をまず改めてお聞きしたいと思っています。

これは東電の方に答弁していただいた方がいいかと思いますが、一号、二号、三号、それぞれありますが、私が一番気になっているのは今のところ二号ですね。二号について、現在のプラントの状況、つまり格納容器の中の線量とか水の量とかあるのは温度とか、どういう状況にありますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

一号、二号、三号、全て原子炉に注水を行つております。したがって、安定的な状態で温度等をしっかりと管理できていると思っております。

二号機につきましても、格納容器の中は二十七度ぐらいでございまして、適切に注水が行われて、燃料デブリにしっかりと水がかかって、しっかりと安定的な状態にキープされているというふうに認識しております。

○菅(直)委員 線量と水の深さはいかがですか。

○廣瀬参考人 格納容器内の線量は七十シーベルト程度と見ております。

それから、水の深さは、これは推定でございまして、二号機の場合は六十センチぐらいの深さになって、デブリがちょうどひたひたになるぐらいではないかというふうに解析しております。

○菅(直)委員 私、これを東電の資料で見て、改めてちよつとびっくりしたんです。

七十シーベルト、ここには七十シーベルトと書いてありますけれども、皆さんよく御存じのよう、マイクロシーベルトでも結構高いなとか言っているのが、ミリシーベルトどころか、七十年代いし七十三シーベルトという、少なくとも、一時間も当たつたら確実に死にますよね。

極めて高い線量だということに加えて、わずか六十センチしか水がないということは、今やとひたひたかぶついているという言い方ですが、何十トンもの炉心の燃料が溶けて落ちて格納容器の下にたまっているわけですが、六十センチより頭は出していることはないんですか。

○廣瀬参考人 その辺のところは、正直なところ、まだはつきり確実なものとはつかめておりません。

ただ、先ほど御説明いたしましたように、格納容器の中の温度等からして、十分に冷えた状態が安定的に維持されているという認識でござい

ます。

○菅(直)委員 ですから、客観的なことを言わないで、認識だけを言われても困るんです。

多分、一号、二号、三号はもつと水があるでしょう、深さ三メートルとか。六十センチという、何トンという量が落ちてはいるはずですから、もつとでしようかね、本当に大丈夫なのかなと。温度も二十七度と言われましたが、私がいただいて三十七度と二十四日の廃炉・汚染水対策チームの資料だと五十度と書いてありますよね。

次に、この作業日程の中で、燃料デブリを取り出すには、冠水させた状態で取り出す方法が被曝低減の観点から最も確実な方法だと。先ほど申し上げたように、若干状況は違いますが、ドイツの廃炉作業でも冠水をさせていました。

ただ、一号、二号、三号の場合は、冠水させるといつても、今水が漏れているんですよ。水はどんどん入れているわけですが、しかし、二号だと六十センチしかたまつていないんですよ、入れていないんですよ。ということは、冠水させるといつても、まずは水が漏れないようにしなきゃいけない。線量の物すごく強いところで、多分、内部は大変な瓦れきといましようかいりるものがある中で、どうやって止水するの。どうですか。

○廣瀬参考人 御指摘のとおり、とても人間が入れる線量ではございませんので、まずは遠隔装置でやらなければいけないということになると思っております。したがって、遠隔装置をまず開発しなければいけません。

その前に、水を冠水させる必要がございまして、先生御指摘のとおり、漏れている箇所を発見し、そこを塞いで冠水をする。水の遮蔽効果によつて、かなりの遮蔽がございしますので、その上で、機器を開発して、それを取りに行くということになると思っております。

○菅(直)委員 もう一つ、冠水させると三千立米ぐらい水が入ると聞きましたが、格納容器はその重量なり圧力にもつんですか。

○廣瀬参考人 これは、もちろん、冠水した状態で、その状態で耐震がどうなるかというような解析をする必要があると思っておりますので、まさにその解析をこれからやっていくということになると思っております。

○菅(直)委員 つまり、これから解析をやるということとは、私が聞いていた話では、少なくとも、そんなに水をいっぱい入れるようなことを前提として格納容器はつくられていないと東電の皆さんからも事前に聞いていますけれども、だから、それが可能かどうか。場合によつたら補強が必要なのか。私が感じるところでは、極めて難しい作業があるだろう。

先ほど止水ということ言われましたけれども、それは、今だつて止水できればいいですよ。ね。どんどん漏れているものだから、汚染水がどんどん出るわけですから。今だつて止水できたら、あるいはそんなに入れなくてもいいかもしれない。今だつて止水できればいいわけでしょう。

例えば、今できない理由は何か。

○廣瀬参考人 繰り返になりますが、当然線量が高うございしますので、ロボット等が入つて箇所を見つけないというようなことを今始めてきているところでござい

ます。

○菅(直)委員 ロボットが圧力容器の上から実際に入つているのかどうか。外からいろいろ写真を撮つたというのはこの間もテレビで見ましたけれども、圧力容器の上から入れているんですか。格納容器の中に入っているんですか。

○廣瀬参考人 圧力容器ではなく、格納容器の横からになります。(菅(直)委員「横」と呼ぶ)はい。

○菅(直)委員 ということは、格納容器の中に入っているんですね。その七十シーベルトのところはロボットが入っているんですか。

○廣瀬参考人 ロボットはもちろん入れませんが、カメラを入れて見ているということとでござい

ます。

○菅(直)委員 余り細かいことは申し上げませんが、この図を見ていただいても、これを見ると、一番左の下が今の状態で、それを、まずは水で

で、その状態で耐震がどうなるかというような解析をする必要があると思っておりますので、まさにその解析をこれからやっていくということになると思っております。

○菅(直)委員 つまり、これから解析をやるということとは、私が聞いていた話では、少なくとも、そんなに水をいっぱい入れるようなことを前提として格納容器はつくられていないと東電の皆さんからも事前に聞いていますけれども、だから、それが可能かどうか。場合によつたら補強が必要なのか。私が感じるところでは、極めて難しい作業があるだろう。

先ほど止水ということ言われましたけれども、それは、今だつて止水できればいいですよ。ね。どんどん漏れているものだから、汚染水がどんどん出るわけですから。今だつて止水できたら、あるいはそんなに入れなくてもいいかもしれない。今だつて止水できればいいわけでしょう。

例えば、今できない理由は何か。

○廣瀬参考人 繰り返になりますが、当然線量が高うございしますので、ロボット等が入つて箇所を見つけないというようなことを今始めてきているところでござい

ます。

○菅(直)委員 ロボットが圧力容器の上から実際に入つているのかどうか。外からいろいろ写真を撮つたというのはこの間もテレビで見ましたけれども、圧力容器の上から入れているんですか。格納容器の中に入っているんですか。

○廣瀬参考人 ロボットはもちろん入れませんが、カメラを入れて見ているということとでござい

をして全部冠水させて、上にクレーンをつけて、上から燃料デブリを取り出すための装置をつける

と。
この一番右の図で、上部からデブリのあるところまでの高さというのはどのくらいあるんですか。

○廣瀬参考人 これは四十メートル弱ぐらいになると思います。

○菅(直)委員 これは、大臣も今からいろいろ御苦勞されると思いますけれども、本当に大変なことです。四十メートルといったら、十階建ての上から、しかも中はぐちゃぐちゃですからね。だから、止水するといったって、そう簡単に作業はできません。これだけ線量が高いと、ロボットでもそう簡単には、誤動作しますから、大変な状況です。ですから、だからだめと言っているわけじゃなくて、相当のことが必要だということは、私はこれほど楽観はできません。

そこで、もう一つだけ。
まず、せっかくですと大臣にお聞きしたいんですが、私は、この組織図を見てどうしても一つわからないのが、これは法案の説明図ですね、いわゆる廃炉部門というのが、廃炉作業のヘッドクォーターなのか、つまり司令塔なのか、それとも支援のためのサポート隊なのか。

私は、特に今回の廃炉は、事故炉の廃炉ですから、世界で初めてですから、相当しっかりした司令塔が必要だと思ふんです。先ほど来、政府、東電一体と。一体であることを超えて、私は新しい機関が必要じゃないかというのを持論としては持っていますが、いずれにしても、この提案の中の廃炉部門というのは、事故炉の廃炉という問題の司令塔なんですか、それとも何か頼まれたときに支援する、そういう立場なんですか。

○茂木国務大臣 司令塔という言葉がなかなか、どういふものを意味するかというところにもよると思いますけれども、基本的には、廃炉そのものの事業というのは今後東電の廃炉カンパニーが担う、こういうことになるかと考えております。

それに次いで、経営全体を監督する、そして技術問題も含めて必要な支援を行う、これが原子力損害賠償支援機構に新たに追加をされます廃炉部門、このような位置づけになってくると考えております。

○菅(直)委員 非常に曖昧なんです。お役所からもらった説明図を見ても、逆に東電の方から廃炉業務の一部実施の委託を受けてみたり、お金はどから出るかという、全体としては支援機構がお金は出すと言ってみたり。つまり、東電と支援機構の関係は、端的に言えばどっちが上なのか下なのか。お金を出すのは支援機構だけれども、委託するのは東電だとか。

これはぜひ茂木大臣に、御存じかもしれませんが、例えばイギリスには原子力廃止措置機関という、通常炉の廃炉とかいろいろなことをやっているヘッドクォーターとまさに呼べるようなものがあります。それそのものはせいぜい千人単位の組織です。しかし、そのもとにいろいろな企業がぶら下がっていきまして、十万人単位の組織になっています。

多分、ロボットの開発だけでも、電力会社がロボットの開発に向いているとは全く思いません。やはりそれはエレクトロニクスとか機械の会社がより専門ですから。そういうことを考えると、もういうロボットをどう開発するかというのは、どちらか東電と一緒に考えてるのは当然ですけれども、東電が中心になるといふ方には私には思えないんです。

だから、そういう意味で、私は、大きい意味でのヘッドクォーターを置くのなら、ちゃんとどこかに置いた方がいい。それがこの機構なのかどうか、今の答弁も含めて、はつきりしないんです。

そこで、ちょっと話はそれますが、先日予算委員会の分科会で、こういうすさまじい事故が起きたわけですから、事故の検証がまだ必ずしも十分でないところがあるということで、規制委員会の方でもさらに検討会等を設けられていると

聞いています。

そこで、一つ具体的なことをお聞きします。

消防車で水を圧力容器に注水した、これは吉田所長のある意味で大変すぐれた判断であったと私も思っておりますが、ただ、そのせつかく入れた水が、ある配管を通して復水器の方に半分ぐらい流れていたという指摘があります。せつかく今、いろいろな原発に消防車を配置しても、配管がもし二号炉、三号炉と同じような配管だったら、必ずしも何百トン入れても入らないわけです。全部入っていたらば満水になっただろうと、当時の吉田所長と元副社長の間で、テレビ会議でそういうやりとりもありましたけれども。

こういう知見は、これからの新規制基準のチェック、つまりは審査にきちんと反映されるんではないか。例えば、川内原発が優先審査に入っていると聞いていますけれども、川内原発の場合に、多分消防車が配置されているでしょう、そのときに、その消防車があるところにボースをつないだら、本当にきちんと一〇〇%圧力容器に行くのか、今回の事故のように半分ぐらいは抜けてしまふことがないのか、そういうチェックも規制委員会として審査においてやるのかどうか。具体的に、今のケースについて、川内原発についてお聞かせください。

○櫻田政府参考人 現在行っております審査の基準は新規制基準でございまして、これにつきましては、国会事故調を初めとする各種の事故調査報告書で示された東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、またIAEAの安全基準や諸外国の規制の基準なども確認しながら定めたいものでございまして。

この新規制基準におきましては、重大事故等が発生したときに炉心の損傷を防止する、あるいは格納容器の破損を防止する、こういったことのために、炉心等を冷却することができるように対応を求めているということでございまして、今般の審査においても、事業者によって構成された設備あるいは手順が機能するのということを審査する

ることになっています。

具体的には、今お話がございましたような状況、例えばもととプラントに設置されている冷却設備が使えない場合に代替の注水設備、これはポンプもありますし、水を送り込む配管を構成するといったこともありますが、こういったことによつて炉心等の冷却が確実に実施できるかどうかという視点で審査をしてございまして。

個別具体的な御質問をいただきましたが、現在審査中でございまして、詳細についてお答えすることはこの場では差し控えていただきたいと思います。引き続き、科学的、技術的観点からしっかりと適合性について判断をまいりたいと考えてございまして。

○菅(直)委員 細かいことは控えさせてもらいますと言われますが、まさに審査をする中身に入っているんですかと聞いているんですよ。一般論として、炉心に緊急時に水を入れる方法、ちゃんと行っているかどうか。まさに緊急時にやつたわけですよ。ある意味では普通なら考えられないこと、消防車を使つたわけですよ。それである程度は入つたようだけれども、後になってみると、入っている量がどうも、入れた量に比べていかに少ない。それを調べてみたら、別の配管に行つて

いた。

では、まずお聞きします。こういう事実関係は、規制委員会は把握しているんですか。

○櫻田政府参考人 委員御指摘の問題は、報道機関によつて報道されたということを規制委員会としても承知してございまして。
繰り返しますが、先ほど申し上げましたように、規制基準の中では、重大事故等が発生したときに必要な設備、先ほど申し上げましたように、例えば代替の設備で炉心等に冷却水を注水する、そういった設備を設けること、これが重大事故等の状況下においてもきちんと機能すること、機能させるために必要な手順等が整備されていること、こういったことを求めているとしまして、今の審査の中で、実際にそういった設備が構成される

のか、それを動かす手順があるのか、手順を動かす組織、体制、人員等があるのか、こういったことを一つ一つ確認している、こういうことでございます。

○菅(直)委員 もう一回聞きますけれども、報道機関が報道していたことは承知していると言われましたが、報道機関だけじゃないんですよ。テレビ会議の記録は読まれましたか。テレビ会議で吉田所長と当時の副社長が、水がどこかへ抜けている、どこへ抜けたんだらうと。それから、実際の検証でも、復水器にたくさん水が入っていたというのがわかっているんですよ。そういうことをちゃんと規制委員会は把握しているんですかと聞いているんです。

○櫻田政府参考人 御指摘の問題は、炉心に冷却水を注水するということが現場である種緊急措置的に行ったのであるけれども、構成していた配管から別の配管の方に水が流れていつて、そこにポンプがあつて、ポンプのシールといいますが、軸から水が漏れないようにする、それが機能しなかったために水が漏れてしまった、こういうことだと承知をしております。

今申し上げましたのは、水をきちんと炉心の中に注水するために必要な配管から水が漏れる一つの形態というふうに考えてございまして、例えば炉心に注水するためにふだん使っていないような配管をつないでいく、こういうような手順が必要になりますし、その場合はバルブをあげ閉めることになりまして、きちんと閉めないと別のところから漏れていくことにもなりかねません。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように、設備があるのか、これを使うために必要な手順等が定められることになるのか、それを実際実行する組織、体制、人員があるのか、こういったことを総合的に見ている、こういうことでございます。

○菅(直)委員 今の答弁は少し前向きになつて、まず事実関係の認識は基本的にあると。ただ、もちろんいろいろな場合がありますよね、ほかの理

由でほかに漏れる場合もあるでしょうし。

しかし、よく抽象的に、事故の教訓を生かしてこれからの審査に当たると言われるわけですが、結局は、そういう抽象的な言葉では国民はわからないわけですよ。だから、具体的に指摘があつたものについて、単にそれが報道機関が言っていたという話で、ああいうのをやるのか。規制委員会に検討委員会を設けているでしょう。四号の水素がどうやって出たかという検討をこの間からずつとしているでしょう。全部ネットで見られますから。例えば、そういう問題もきちんとやって、今から審査をするときにはそういうことのないように、本来圧力容器に入れようと思つた水がほかに流れたりしないようにするというのがチェック項目の中にきちんと入っているかどうか、そういうことを聞いているわけです。

先ほどの答弁であれば、入つていてというふうな聞いていいんですか。うなずかれましたので、質疑時間が終わりましたので、これで終わります。

○富田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。今井雅人君。

○今井委員 日本維新の会の今井雅人でございます。

昼食後の魔の時間でございますけれども、元気にやつてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

午前中に各党の質疑がありまして、さまざまな議論がありました。実は私はきょう、質問を六問用意してきておりますが、この六問とも全部午前中に議題に上がりました。逆に言いますと、それだけこの法案のポイントが明確である、皆さん

が問題であると考えているところが同じなんだなということ。午前中の質疑を聞きながら感じておりました。もう少し答弁も、深掘りをしながらいろいろお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

二月二十七日の予算委員会、エネルギーの集中審議をやらせていただいて、私もバッターで立たせていただきました。そのときは、私の方からは、今度、週末にも出てくる、金曜日に閣議決定で出るといふふうにお伺いしていますけれども、エネルギー基本計画の中の燃料費が三・六兆円ふえているということに対して、そんなにふえていないんじゃないかな、そういう指摘をさせていただきまして、大臣の方から、ユニークな計算だとお褒めの言葉をいただきました。

これにつきましては、来週以降、またこれも深掘りをしながら、エネルギー基本計画と今後の日本、エネルギー政策について議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私の後に、我が党の足立委員が質問に立ちまして、原子力賠償法についていろいろ質問させていただきます。

我が党のエネルギー政策は、正直言いますと、考え方がいろいろ違う方もいらつしやうて若干幅がありますけれども、原子力政策に関してはつきりしていることは、今後、再稼働をするに当たつても原子力政策を推進するに当たつても、やはりどうしても明確にしておかなきゃいけない部分の三点はあるというふうな常理に申し上げております。

一つは、世界最高水準の安全基準をしっかりとつて、それを満たしているものでないと動かしはけません。

これは、原子力規制委員会をつくつて、今、安全基準で審査をしております。一部ではこの安全基準自体もまだいろいろ入っていないので、決して十分ではないという意見もあるようから、そここの議論も必要なのかもしれない

せんが、一応こういう基準をつくつたということ、これは震災以降の新しい基準ということでありまして、ある程度評価できるんじゃないかなというふうな思っております。

二つ目は、これはこの委員会でも何度も議論させていただいておりましたが、核燃料サイクルと、そして核のごみの最終処分をどうするかという問題であります。

各委員の皆さんからの質問で大体明らかになつていまして、全部が稼働し始めますと中間貯蔵地もあと数年でいっぱいになってくるというところ、いよいよその最終処分地をどこにするかというところが、次世代に送ればいいのかという問題ではなくて、きつてきているということですね。もう本場に場所を決めないとい理めていけないという問題も出てまいりました。

そして、燃料サイクルの件ですけれども、聞くところによりますと、「もんじゅ」に関しては、今度のエネルギー基本計画では今までと違う表現になつて、焼却も含めていろいろな、要するに、プルトリウムを減らす焼却炉のような使い方ができないとか、そういうような検討もするという表現が入っているというふうな何つております。それはあきつて確認させていただきたいと思ひます。

さらに申し上げます、もう一つの方法でありますMOX燃料ですね。これも御案内のとおり、今、大間の原発のところは函館市が訴訟を起こしております、この問題がどう進むかというののも非常に難しい問題になつてきたわけでありまして、いずれにしても、核燃料サイクルというのをはつきり決めておかなきゃいけない。

さらに申し上げます、四年後の日米原子力協定の更新のときにもこの問題は大きな問題になると思ひますので、ここはつきりしておかなきゃいけないというのが私たちの考え方でありまして、そして、もう一つは、今からお話をさせていた

だきたい、賠償の問題です。

つまり、国と事業者の責任関係をもう少しはっきり明確化するために、原子力賠償法も含めていろいろな見直しをして責任と権限をはっきりさせよう、再稼働をするのであれば、これをやった上でした方がいいということをずっと申し上げてまいりました。

その観点で足立委員の方から下村大臣の方に質問させていただきまして、先ほどありました附則の六条の一項のところで、今の原子力賠償法、原子力賠償のあり方について早期に検討をするというふうにあります。

まずお伺いしたいんですが、衆議院の附帯決議の方でも、これに関しては一年以内ということが書いてあります。参議院の附帯決議の方では、六条の一、つまりこれに関しては一年をめぐり、それからもう一つ、六条の二に関しては二年をめぐりというふうに書いてあります。

先ほどもちよつとどなたかがお伺いされましたが、まず、原子力賠償法について一年をめぐりに見直すということがあります、見直しを具体的にされておられるか、今の原子力賠償法に何か問題があるとお考えであるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○富岡大臣政務官 今井委員の質問にお答えしたいと思います。

これは午前中にもお答えしたことになりますけれども、改めてお答えしたいと思っております。福島第一原発事故の対応では、福島復興に係る閣議決定等も踏まえ、国がしっかりと前面に出て、被害者の救済及び事故収束に万全を期することとしております。今それをやっているところでございます。

これまでも原子力損害賠償紛争解決、ADRセンターの整備や時効特例法の制定などの所要の措置を行ったほか、福島第一原発の廃炉・汚染水対策をより着実に進められるよう技術支援等を行うために、今般、原子力損害賠償支援機構法改正案を審議していただいているところであります。したがって、これも機構法附則で検討すべきと定め

られた事項の一環として位置づけられている取り組みだとお考えいただければと思います。

原子力損害賠償制度等のさらなる見直しについては、今後閣議決定するエネルギー基本計画における原子力の位置づけ等も勘案しつつ、現在進行中の福島賠償等の実情を踏まえながら、必要があれば、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○今井委員 今の御答弁ですと、まだ原賠法については検討していないというふうに聞こえるんですけども、もう事故が起きてから三年たっているわけですね。エネルギー基本計画が出た上で今後検討していきますというお答えでありましたが、この三年間はこの原賠法、賠償のあり方については何も検討してこなかった、そういうことでよろしいですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど富岡政務官の方から申し上げましたように、原賠法についてもそれなりにこれまでさまざまな取り組みをしてきたところでございます。

今申し上げましたように、例えば原子力損害賠償紛争解決センターの整備でございまして、時効特例法の制定といったことがございます。そういうものも、この機構法附則の中で定められております。検討すべき事項の一環というふうに我々は考えてございますので、そういう意味で、全く検討されなかつたということではなく、そういう部分については検討が進められてきたということでございます。

○今井委員 では、もう一度お伺いします。

賠償に関しては民間事業者と国の責任の線引きについてはこれまで検討はされてきたんですか。

○田中政府参考人 今回の東電の福島原子力発電所の事故に関しましては、基本的に損害賠償の責任については東京電力が負うということで整理してまいりました。次第でございまして。

○今井委員 今のお答えでいうと、今の原子力賠償法の、国と事業者の間での責任のすみ分けの仕方は妥当であるというふうな御回答であつたと思

います。

であるとすれば、これも足立委員の質問のときにここがはつきりしなかつたんですけれども、今、川内原発が先行して審査が行われていて、報道ベースによると春先ぐらい、春の間に大体審査が終わり、早ければ夏には再稼働が行われるかもしれないということでありまして、仮に再稼働するに当たっては、現行の原子力賠償法をこのまま継承して再稼働するというところでよろしいですね。

○田中政府参考人 原子力損害賠償法は、原子力事業者が無過失でも全ての損害賠償責任を負うという点とともに、賠償を行うための措置として、一万キロワットを超える原子炉については千二百億円の損害賠償措置を講ずることを原子力事業者に義務づけてございます。

また、これに加えて、原子力事業者が原子力損害賠償責任を負う額が千二百億円を超えると見込まれる場合は、原子力事業者からの申し込みによりまして、原子力損害賠償支援機構が原子力事業者に対して、損害賠償の履行に充てるための資金交付などの資金援助を行うことができることとされてございます。

万が一、再稼働後に原子力事故が発生した場合、こうした現行の原子力損害賠償法等の制度のもとで、賠償の迅速かつ適切な実施がなされることとなつてございまして、国としても、果たすべき役割をしっかりと果たしていきたいと考えてございまして。

○今井委員 ちよつとわかりにくいんですけども、いづれにしても、今のお話であると、現行法でも、現在の原子力賠償法の仕組みの中で再稼働していきまして、そういうことでよろしいんですか。

イエスカノーでよろしいですか。

○茂木国務大臣 まさにこの安全審査、適合審査につきましましては、規制委員会において行われている問題でありまして、その時期等々について政府として予断を持ったコメントはできないということとでありますから、法の見直しと、それから再稼

働の時期がどうなるのか、これはなかなか難しい問題があります。

若干整理をさせていただきますと、責任といつたときに、事故責任と賠償責任の問題が出てまいります。

事故責任につきましては、どの国におきましても事業者が負うという形でありまして。一方で、賠償責任につきましては、それを全て事業者が負う、そういった無限責任、それから、一定の額までは事業者が負い、それ以上については何らかの措置をとるという有限責任、国によつて考え方が違つてきている部分であります。

我が国におきましては、基本的には無限責任という形になるわけでありまして、同時に、原賠法の十六条におきまして、国は原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとします。これに沿つて機構法というのができて上がり、その中で最終的に必要となつてきます資金につきましまして、一般負担金それから特別負担金、こういったことで賄うことになっておりまして、まさに今そのスキームが進んでいるわけでありまして。

先ほど来、政府参考人、文部科学省等から答弁を申し上げておりますのは、今後、全体として、エネルギーミックスの中で原子力がどうなつていくか、こういうものが決まらないうと、さらに言いますと、電力システム改革も含めて、原子力事業をやる人が何人になるかということによつて、この一般負担金というの当然変わってくる。それから、同時に、今、この賠償は、終わったものではなくて現在進行形として福島において進んでいるものでありますから、この状況等々を見きわめた上でできるだけ早く見直しを行う、こういう方向での検討が進められていると承知をいたしております。

○今井委員 では、今の点については、基本計画にリンクするんだとおっしゃつておられましたので、基本計画が出たらまた深掘りしていきたいと思ひます。

それに際しまして、ちよつとそもそも論なんです、私は、ここの考え方を整理しなきゃいけないなと思つてゐるんですが、それは原賠法の三条でありまして、どういふ書き方がしてあるかという、たゞし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。つまり、免責事項があるわけですね。ありますね。

これは事業者の免責ということが書いてあるわけでありまして、「異常に巨大な天災地変」と書いてあるんですけれども、三年前に起きた東日本大震災は異常な天災地変ではなかつたんでしょか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の原賠法第三条第一項ただし書きの適用についてでございますが、異常に巨大な天災地変の場合に原子力事業者は免責されることになつてございます。

これにつきましては、昭和三十六年の法案提出時の国会審議におきまして、「人類の予想してゐないような大きなもの」、「全く想像を絶するような事態である」と説明をされてございます。

これは、原子力事業者に責任を負わせることが余りにも過酷な場合にのみ原子力事業者を免責するといふ趣旨であると理解してございまして、異常に巨大な天災地変かどうかの判断は、常に最新の知識に基づいてもなお到底予想し得ないような天災地変であつたか否かが基準となると考えてございまして。

特に今回、東日本大震災について御質問がございましたけれども、今回の東北地方太平洋沖地震は、マグニチュードでいいますと九・〇といふことで、確かに巨大な地震ではございましたけれども、例えば、二十世紀に入つて以降でも、チリ地震マグニチュード九・五ですとか、アラスカ地震九・二といふことで、今回の地震を超えるような地震を経験しておりますので、今回のたゞし書きには当たらないという判断であつたと聞いております。

○今井委員 今、とても大事なことをおつしやいました。

そもそも、その三十六年のときの答弁の表現がどうなのかなと思ひます。今回の震災は千年に一度と言われたわけですね。千年に一度というのが予想可能なものなのかという問題がありますね。

もう一つ申し上げたいんですけれども、今、九・五のマグニチュードもほかではありましたが、いふふうにおつしやいました、だとすれば、これからの原子力の安全を確認するには、そういうものを、過去人類で最大のものを想定して、それをもとに基準をつくらないとおかしいんですけれども、それで正しいですか。

○田中政府参考人 先ほど申し上げましたように、異常に巨大な天災地変といふのは、現在の科学的知識に照らして考えた場合にとつてございまして、このたびの東北地方太平洋沖地震の大きさは、過去に世界で発生した地震と比較して、人類が到底予想し得ない、全く想像を絶するものといふことはできないといふふうに考えたところでございまして、そのため、今回、第三条第一項のただし書きではなかつたといふことでございまして。

ただ、この損害賠償法のただし書きの考え方と、原子力の規制、規制庁あるいは規制委員会の規制の考え方というのが必ずリンクしているものではございせんので、我々の今申し上げた点が直ちに規制委員会あるいは規制庁が判断する上での基準になるものではないといふことでございまして。

○今井委員 今の答弁はおかしいと思ひますよ。だつて、人類が予想できる最大のものの賠償の基準を切るとおつしやつてゐるんですよ。であれば、安全基準も予想できる最大のものを考えるべきじゃないんですか。そこが何で違つていて、必ずしも同じじゃないとおつしやられるんですか。それはおかしいと思ひますよ。

○田中政府参考人 規制の考え方につきましては

私は答弁する立場にないと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、原子力損害賠償法の場合は、原子力損害が発生した場合において、本来、原子力事業者が、被害者による過失の立証を要せずに、無過失により賠償責任を負ふというのが大原則でございますが、そういうような大原則をもつてしても、およそ原子力事業者が責任を負わせることが適当とは言えないような事態といふ場合に免責せよといふことでございまして。

そういう意味で、規制でどの程度のものを想定するのかということ、原賠法の事業者の免責をどうするのかということ、別の次元のものだと思ひます。

○今井委員 私、この質問はするつと流すつもりだつたんですけれども、ちよつととても流せないですね、今のお話では。

規制をすることと賠償の考え方は別だといふおつしやいましたね。これは原子力行政にかかわるトータルの問題でしょう。あるものはこつち、あるものはこつちと、そんなことでいいんですか、本当に。今の答弁はおかしいですよ。やはり、それは政府として原子力政策をトータルで考えるんですから、そこに一貫性がなきゃおかしいじゃないですか。

賠償は物すごく大きいものにして、基準はそれよりも低いものでいいんです、そういう考え方は成り立つんですか。

○田中政府参考人 原子力損害賠償法は、あくまで、万が一に事故が起きた場合の、その場合の賠償責任をどのように負担させるかという観点でつくられたものでございまして。

原子力規制の方は、当然ながら、規制庁あるいは規制委員会が行われる規制といふものは、事故が起らないようにどういふことを合理的に規制するかという観点でつくられてゐるものでございまして。

我々の方は、普通に考えますと事故ができるだけ起らないように原子力施設というのは設置されてゐると理解してございまして、その上で、

万々が一事故が起きた場合の責任を誰にどのよう

に負担させるかという観点で整理したものでござい

ます。

○今井委員 全くおかしいです。

だつて、まず、どんな天災地変でも今回のような事故を起こさない、福島のような事故を起こさない、これがまずやらなきゃいけないことじゃないですか。そのための最大のものをつくるわけですよ。だから、そこまでは事業者の責任があるんです。事業者がそこまではやらなかつたら、そこは不備だつたといふことで全部面倒を見ない。わかりますね。しかし、到底想像がつかない。わかつたことが起きてしまつた、これは、事業者にさすにそこからは全部責任を持たすのは酷だから、そこは免責してあげましよう。

これは全部つながつてゐるじゃないですか、考え方。それを賠償と規制の問題は別々ですとおつしやるのは、それはおかしいですよ。

○田中政府参考人 繰り返しになりますけれども、規制は、あくまで事故を起こさないために、さまざまな科学的、技術的あるいは合理的な観点から、どこまで最大限事業者に求めるかという観点でなされてゐるもの、私自身は規制庁ではございせんので、そういうふうに理解をしております。

原子力損害賠償は、当然ながら、特に今回の場合、世界最高水準の安全基準で規制されるというふうに聞いておりますので、そういう中で、事故は基本的には起らないといふ前提でお考えだと思ひますけれども、我々、原子力損害賠償といふのは、その上でもさらに万が一事故が起きたときのケースを想定して責任分担を明らかにしてゐるものでございまして、規制の基準の立て方と我々の方の原子力損害賠償の責任分担の考え方が一致していなければいけないといふことはないと考えてございまして。

○今井委員 今の御答弁を聞いて、大臣、どうお考えですか。

○茂木国務大臣 三・一一の東日本大震災原発事

故前は、例えばシビアアクシデントに対する対策が不十分であったりとか、規制機関の独立性が欠ける、さまざまな意味で安全神話に陥っていた、こういう反省に立ち、新たな独立した規制委員会というものをつくりました。

そして、この規制基準は、世界で最も厳しい規制基準ということでもありますけれども、事故を起こさないためにつくっております。ただ、絶対に事故は起きないということではなくて、これは規制庁において答弁すべき内容だと思えますけれども、百万年一回以下、こういう形での基準がつくられている、このように承知をいたしております。

先ほど申し上げたのは、規制につきましては事故を起こさないということでありまして、もう一つ、事故責任と賠償責任というのが出てくる。

事故責任というのは、起こさない責任もありまして、起きた場合の責任というのでも生まれてくる。これにつきましては事業者みずからが負うものである、これが世界の共通認識であります。

一方、賠償責任につきましては、先ほど来答弁がありますように、天変地異とか予想できない場合は、これを事業者が全て負わせるということは無理があるのではないかなというところから、法律の三条というものがつくられていると思っております。ただ、これについては、海外におきましては有限責任の国もあるわけですから、今後、一つは、全体のエネルギーミックスにおけます原子力の位置づけ、さらには、現在行われております福島での賠償の状況等々、これを見ながら原賠法の見直しを進めていくということになると考えております。

○今井委員 ももちろん、事業者が何か過失を起して起きる場合もありますから、ここが全く同じというふうにはならないかもしれないけれども、しかし、基本的にはまず事故を絶対に起こさないような想定で基準をつくるということであって、それは人類が想像できる最大のものを想定して考えるべき。そこに例えば人為的なミスがあつ

たら、それはもう事業者が悪いです。でも、やることを全部やっただけけれども、それでも防げなかったという外のゾーンというのは、基本的に想像がつかないゾーンでありますから、これは免責事項にしてあげるゾーンだと思うんです。

つまり、この二つのラインというのは限りなく近くないと本来はおかしなもので、それはまた別問題ですと今おっしゃられたので、そこはやはり、政府ですから、きちつとそれは考えていたいただきたいということを僕は申し上げた。

この一問で終わっちゃいましたけれども、これからまたやりたいと思いますが、ちよつと頭出しだけしておきますけれども、これから電力の自由化をするときに、どういう形で最後集約するかはわかりませんけれども、この原子力をどうするかというのは実はとても問題なんです。

一つの考え方としては、管理も全部含めて、事業の運営も含めて、原子力にかかわるものは国が全部面倒を見て一つに集約してしまつて、ほかの事業者は別の電源でやる。そうすれば、全部責任も国が、明確になるということではあるかもしれない。分散をしていることによってその管理がちゃんとできなくなるという問題もあります。

あるいは、原子力のこの賠償の問題をはつきりさせておかないと、事業者の人たちは、これはこれでいろいろな競争をしたときに、どれぐらいコストが将来かかるのかということと非常にやりにくくなるという面もある。特に、総括原価方式のときはこういうやり方である程度やれたんだと思えます。料金である程度できるということができました。料金でも、今後それを廃止していくときには、この原子力の位置づけというのは本当にはつきりさせておかないと、電力の自由化自体が大変支障を来す。

多分同じお考えでいらつしやると思うので、これは大変難しい問題でありますから、きょうあしたで答えが出る話ではありませんけれども、今後、基本計画が出た後にもこの話をしたいと思

ます。

やはり、原子力政策をどうするかというのはきちつと整理する必要があります。この賠償の問題も実はその一環であるということとをぜひ御認識いただきたいということを申し上げて、最後に大臣から御見解をいただいて、私からの質問を終わりたいと思ひます。

○茂木国務大臣 もし文部科学省と委員の議論の中でかみ合わない部分があるとすると、まさに賠償につきましては天変地異という問題で想定できない、一方で、安全基準に關しましては、そういった地震の問題もありまして、オペレーション上のリスクであつたりとかさまざまなリスクであつたりとか、そういう観点から規制基準というのとはつくれるわけでありまして、ただ地震さえ防げればよいという問題ではないということと、そういう安全基準の問題と賠償にかかわる天変地異の問題は一緒ではないということが多分言いたかつたのではないかなと私は思つております。

○今井委員 それはまた今度やりたいと思ひます。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 日本維新の会の伊東でございます。本日、原子力損害賠償支援機構法、そのまふで読ませていただきましたけれども、この一部を改正する法律案に關して御質問をさせていただきます。

さて、先ほど原子力損害賠償支援機構法と読みましたけれども、今回、法目的の追加といたしまして、廃炉などの適正かつ着実な実施を追加ということとでございます。廃炉というのは、核燃料の冷却、取り出し、加えて汚染水の処理というのもございます。

本法案は、廃炉に關して技術的側面から対応策を講じるといふものも追加されておまして、事故対策といふのは、言うまでもなく、午前中からの

質疑にもございましたように、経済的側面と技術的側面と両建てでやつていかなければいけないんですけれども、国民が願つてゐるのは、廃炉・汚染水対策、そして賠償や除染について、国と東京電力、支援していくというのをはわかんんですけれども、まずは役割分担を明確にして、何よりも迅速な対応ということとです。

迅速という言葉もどうかと思うほど三・一一から年月はたつてゐるのですけれども、まずは、大臣、現時点で率直に、復興の現状を見てどのようにお考えになつておられるか、お聞かせ願えればと思ひます。

○茂木国務大臣 福島そして被災地の復興、まだまだ道半ばだと考えております。

現実には、大変厳しい避難生活を余儀なくされてゐる方はたくさんいらつしやるわけでありまして、そういった方々がもととの生活に戻るような状況を一日も早くつくる、こういったことが必要であると思つております。

もちろん進んでいる部分も出てきておまして、今月の一日には、田村市で避難指示区域としては初めて避難指示が解除されるなど、福島復興、再生を軌道に乗せていく、こういう道筋が一つ一つ見えてきていると思つております。

もちろん産業等の復興も被災直後から比べるとかなり回復している部分がありますけれども、では生産が完全に戻つたかといふと、まだ三・一一前には戻つていない。さらには、さまざまな産業において風評被害等々に苦しんでいらつしやる皆さんがいらつしやるわけでありまして、こういった皆さんの思いを思いとして、さらに復興を加速化していかなければいけない、このように考えております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

本法案ではその中の国の責務が定められておまして、その中に、福島第一原発事故に起因する放射性汚染水の流出の制御が喫緊の課題であることに鑑み、国内外の不安が早急に解消されるように万全の措置を講ずると書いております。

先ほど大臣の産業の話、特に福島というのは、海産物、漁業その他、汚染水に関する水の問題というのは非常に喫緊の課題だと思うんです。今申し上げた規定に、経済的な側面と冒頭申し上げたんですけれども、まず、予算を伴うものと考えておられるのか、もしくは、今後、予算を伴う措置が発生した場合はどう対応されるのか、お教えください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回、法改正の中で国の責務の規定、あるいは附則においても汚染水対策に関する規定を盛り込んでいくところがございますが、これは、東京電力が廃炉の実施責任を有するということを前提に、従来から行ってきた汚染水対策などに関する国の取り組みを法律上の責務ということで明確に位置づけたものでございまして、今回の法改正によって国と東京電力の間の役割分担を変えるものではないかと考えています。

したがって、この条文を追加したから、この条文の規定に基づいて具体的な予算措置を新たに講じる、そういう意図はございません。

他方、技術的な難易度が高く、国として前面に立つて取り組むべきものにつきましては予算措置を講ずるといふのは別途行っているところがございますし、今後とも、必要があればそのような取り組みを進めていくという点は変わらないところでございます。

○伊東(信)委員 この法律が直接的に予算を伴わないものであるというところは理解できました。今後、予算を伴う措置が発生した場合は別途対応になるとは思っています。

予算的なことはわかりましたけれども、技術的なことなんです。それを促進するいわゆる諮問機関、有識者のために、廃炉等技術委員会というのがあると思うんです。委員の人選、副理事長を含め役員の増員が盛り込まれていると思うんですけれども、これは、確認なんですけれども、どなたが、どのような方法で決めていられるのか、教えてください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法改正によって、委員御指摘のとおり、廃炉等技術委員会という組織が機構の中に新設されます。この委員につきましましては、今回の改正法案第二十二条の五の規定に基づきまして、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命するという手続を定めてござい

ます。また、今回役員の増員をしているところでございますが、機構の役員につきましては、法第二十五条第二項の規定に基づきまして、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命するという手続になっております。

○伊東(信)委員 手続についてはよくわかりました。

さて、このような委員会、機構が実質的に機能しているかどうか、技術的な側面を支える科学的なバックボーンが否かということに関して質問させていただきます。

昨年の茂木大臣の所信表明に關しての私の一般質疑で一部を資料として提示させていただいたんですけれども、今回は正確な資料を持ってきました。三枚写真が載っていると思いますけれども、一番上の右側に写っているのは、モデルは私じやなくて、うちの男性看護師なんです。

上から帽子をかぶっています。この帽子は鉛でつくられております。ゴーグルをかけております。このゴーグルは放射線をカットするものであります。襟巻きみたいなものをつけております。これにも鉛があります。エプロンをしていて、エプロンだけでもキロの重さがございます。手袋をしています。この手袋にも実は鉛が入っています。言っているのはなんでも鉛が入っています。設備は結構高いです。手袋はデイスボーズブルなんですけれども、何万円もします、鉛が入っていますから。

私自身、整形外科医なんですけれども、透視下

に、私の持っているバッジがあります。習慣的にフィルムバッジと言いますけれども、フィルムじゃなくてクイックセルバッジというものが、ガラスバッジなんですけれども、これで放射線量を測っています。黒いのが胸、赤いのが頭と書いてあります。黒いバッジを衣服に直接つけて、赤い方の頭と書いてあるバッジをこのエプロンの上につけております。

これで一カ月はかかっているのが、次の外部被曝線量測定報告書というものです。このことによつて、エックス線、ガンマ線が〇・二ミリシーベルト、Sの三、すなわちエプロンの外は〇・五ミリシーベルトになつてい

るんですけれども、実際、累計でいくと二十二ミリシーベルトになるわけなんです。年間の放射線量から五年の放射線量となるんですけれども、放射線作業者の安全のために線量限度を決めているのがICRP勧告でござい

まして、一九七七年は放射線作業者は年間に五十ミリシーベルト以下であらなければいけない、一九九〇年は五年間で百ミリシーベルト以下であらなければいけないという基準ができておりますので、私も、仕事ができなくなると困るので、このように手術をしているときは、もちろん国会中は無理ですから、日曜日にたまに今でも手術することがあるんですけれども、はかつております。

下のところを隠しているのは、これはうちの

スタッフのデータが載っていますので、個人情報なので、私の情報だけを流ささせていただきました。さて、私はこのような環境で手術しているんですけれども、これはわかつた上での質問ですけれども、タイベックではどのように放射線、外部被曝をカットすることはできないですね。今、廃炉の仕事に従事されているスタッフの皆さんはタイベックだけ着て仕事をされているわけなんですけれども、この方々は一体何の目的でタイベックを着用されているのでしょうか。

○糟谷政府参考人 福島第一原発のサイトの中の放射線を帯びた粉じんが衣服等に付着をして、それにより被曝することを避けるためにタイベックスーツを着ておるものだというふうに理解をしております。

○伊東(信)委員 済みません、技術的な質問なので。ということは、外部被曝を防ぐためのタイベックという意味でしょうか、衣服についているというの。外部被曝ということですか。

○糟谷政府参考人 直接的には、衣服につくというのを防ぐものであります。それから、全面マスク等のマスクをすることによって、空気中の粉じんを吸い込む、もしくは衣服についた粉じんを再度吸い込むというのを防止する。そういうことといたしますと、最終的には内部被曝も含めて防止をするためのものであるというふうに理解をしております。

○伊東(信)委員 そうですね。内部被曝ですね。では、外部被曝と内部被曝で、外部被曝はシーベルトという単位を使っております。内部被曝になるとベクレルになります。例えば、セシウム137で、成人が千ベクレル、ベクレルというのは放射線を出す能力という意味なんですけれども、千ベクレルであれば、成人へ影響を及ぼす実効線量は〇・〇一三ミリシーベルトでござい

よ。ベクレルなのかシーベルトなのか、どのような基準で今まで進めていったのか、今後とも考慮されていくのか、教えてください。

○糟谷政府参考人 作業員の方々は線量計をつけておりまして、ガンマ線による外部被曝、それから、タンクなんかに余り近づきますとベータ線の影響も出てまいります。そういう意味で、外部被曝の観点からの線量管理をしております。

それから、放射線業務従事者の方は必ずしもそうではありませんが、そうでない場合には、ホルボディーカウンターを受けることで、内部被曝についても、サイトに入る前、入った後について確認をするというような手続をとっておりますように承知しております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

放射線従事者に関する御答弁は今のとおりだと思います。

それでは、今回の法案の汚染水の処理というのは、地域の住民の皆さん、もしくは日本全体の国民の皆さんは、今おっしゃられた外部被曝というのは当てはまらないという理解でよろしいでしょうか。

○糟谷政府参考人 御質問の趣旨を正しく理解できていないとちよつと間違つた答弁になるかもしれませんが、敷地境界の線量を下げようという規制を先日定められております。

現在、タンクの中のためにたてております汚染水によつて、敷地境界の線量が非常に高うございまして、これを、今年度末まで、つまり来年の三月末までに境界で二ミリシーベルトに下げ、さらに、もう一年後、つまり再来年の三月末までには一ミリシーベルト以下に下げる、そういう規制を定められ、それに従つてさまざまな取り組みを始めておるといふように理解をしております。

○伊東(信)委員 このあたりの問題は非常に大事なところでございまして、先ほど大臣の答弁の中にあらわれました産業にもかかわってくる話なんです。

汚染水というのは、現実、海洋へ今も流出しているのでしょうか。これは避けられないものなのか。しかしながら、いわゆる汚染水の基準というのはどのように決めますか。何分の何という何分のは、海全体のことを言っているのか、すくい上げた水のことなのか。何ベクレル以下ならば大丈夫だとエネルギー庁の方では認識されているのでしょうか。

○糟谷政府参考人 これは原子力規制委員会の所掌に属するところでございしますが、従来、告示濃度基準というものが定められておりまして、水中の排出時における放射線濃度については、その水を通常毎日二リットル飲んで、一年間飲み続けた場合、七百三十リットル飲むことになるわけでありまして、その場合でも被曝量が一ミリシーベルト以下に抑えられる数値ということで、告示濃度基準が定められてきたというふうに理解をしております。

ただ、先ほど申し上げた規制委員会の規制におきましては、気体による敷地境界での放射線量、固体廃棄物から出る敷地境界での放射線量、それから液体廃棄物から出る放射線量、これを合わせて最終的には一ミリシーベルト以下にするように規制されているというふうに理解をしております。

その意味で、気体廃棄物、固体廃棄物、液体廃棄物合わせてのカウントでありますので、液体廃棄物だけ取り上げてどうこうということではなく、トータルとして敷地境界で一ミリシーベルト以下になるようにという規制を受け、それに従うように最大限取り組みをしております。

○伊東(信)委員 ということは、基準としては、外部被曝をやはり基準にされるというふうな理解になるんですけれども、先ほど申し上げたんですけれども、まず、言にくいかもしれないですけど、海洋へは今も汚染水は流出しているのでしょうか。その場合、その汚染水からどれくらい

の内部被曝をすればどのような影響が出るのか。先ほど、お水の話はよくわかりました。逆に、どれくらい内部被曝すれば健康被害になるかというふうな基準は認識されておるのでしょうか。

まずは、海洋に今も流出しているのか。それともう一つは、逆に、健康被害になる限界量というのは、内部被曝の場合、幾らになるかというのは認識されておりますでしょうか。

○茂木国務大臣 詳しい数値等々につきましては、この後、政府参考人の方から答弁をさせていただきます。ただ、汚染水の流出は主に三・一一の事故直後に起こったものでありまして、そしてこの汚染水の影響は港湾の内、大体〇・三平方キロメートル以内に限定をされている。定期的にモニタリング検査を海洋等々で行っております。福島県沖を含めまして、外洋におきましては、この汚染水の影響は、定められた基準値以下、もしくはND、測定できない値にとどまっております、このように承知をいたしております。

○糟谷政府参考人 汚染水についてですけれども、まずタンクの中の汚染水は、漏れないようにしっかりと管理をいたしております。ただ、事故の後、爆発によつて出た、フオールアウトといいますが、放射性物質が地表等に残留しております。これが、雨が降つたりしたときに排水路などを通じて出ることがございます。したがって、今、排水路の清掃とかそういうことをやっているところがございます。

どういうことになるかという影響が出るかという点につきましては、資源エネルギー庁の立場でお答えするのが余り適当とは考えておりませんが、我々としては、少なくとも、規制委員会を初めとした規制当局で、こういう規制をしっかりと守る、守るべきであるということにされた規制をしっかりと守つていけるように促してまいりたいというふうに考えております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。特に茂木大臣に答弁していただきましたけれど

も、政府参考人は要らないんじゃないかというぐうらいの正確な、そのとおりです、〇・三平方キロメートルでモニタリングをするわけです。

ここに、コップに水が入つていますが、インクをばたつと落とすと、まずインクの固まりがありましかつても、まぜることなく、ほつておいてもこのインクというのは薄まります。薄まるのは、なぜ薄まるかという、拡散するわけです。何で勝手に拡散するかというと、自然界というのは、エネルギーの高い方から低い方に流れる以外に、もう一つ、エントロピーの法則というのがあります。つまり、乱雑な方に乱雑な方に満遍なく広がるという法則がありまして、これが自然界の二大法則のうちのひとつなんです。

それが海洋に入つた場合、海洋全体に広がるように出てきます。その場合、事故直後のものは、申しわけないことに、広がります。だけれども、そういう自然界で、それは人体への影響がどれだけあるのか。つまり、海洋物、二枚貝とかだつたら、例えばノロウイルスとか、カキを食べると集積するのは、海に広がつたノロウイルスを二枚貝が集めるからなんです。だから、そういうところで、海洋物への影響があつたりするか否かを、この内部被曝も含めて、大丈夫だよということを政府が科学的に検証してあげることが産業への後押しになるのではないかと、そういった御質問でした。

今も海洋へ汚染水は流出しているんでしょかという質問は、事故後の核の廃棄物というのは、核燃料の廃棄物というかデブリとかは過去のことなので、今後出ないような対策というのが必要だと思ひます。

先ほど御答弁の中で、今後、医療的なこと、人体への影響、いろいろな技術的なことが課題であるとお答えいただきましたけれども、近年、原子力関係の学科、特に大学、大学院では減少しております。やはり研究者や技術者が減つていくことが懸念されております。

原子力という科学は、そもそもの理論はアイン

シュタインが発見したんですけれども、原子力の技術、理論は悪ではないんですね。原子力発電、発電という技術も悪ではないんですね。事故を起こした原子力発電所が、人類への、人体へのいろいろな悪影響を及ぼす、そういったことでございまして、では、それを、国を挙げて、民間を挙げて何とかしていこうということなんです。今回は特定原子力施設の廃炉ということでございまして、けれども、原子力の技術、この研究自体とはまた別問題なんですけれども、そのことを踏まえて、グローバルな人材が育っていく環境を整える必要があると思うんです。

今後の原子力専門の技術者の確保について、政府としての、本当は文科省に聞くべきなんですけれども、何か所見はございますでしょうか。

○茂木国務大臣 エネルギー基本計画、まさにこれから最終的な閣議決定を行う、こういう段階に入ってきておりますけれども、その中で、この原子力を安全に使っていく、さらには廃炉を進めていく、さまざまな意味で技術の蓄積、そして人材の確保ということが必要でありまして、そういったものに必要になる確保していく規模、こういうのを見きわめる、こういったことを今回の計画の中にも書き込ませていただいたところであります。

ちなみに、ヴィヴァン・ウエストウッドのネクタイ、大変似合っていると思います。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

このヴィヴァン・ウエストウッドのネクタイ、一見惑星のように見えるんですけども、実は違うんです。これは原子核と周りを回っている電子というイメージで、さすが茂木大臣ということで、私の質疑を終わらせていただきます。

○福田委員長 次に、木下智彦君。

○木下委員 日本維新の会、木下智彦でございます。始まる前にちよつとお話しさせていただきまして、どうも済みません。

全然話は別なんですけれども、今のヴィヴァン・ウエストウッドの話で、小保方さんがつけていらつしやつたのはヴィヴァン・ウエストウッドの指輪だったので、きょう、今ぐらゐに多分会見されているんだらうな、どういふふうな行方になるのかちよつと気になるのでございまして。

話をもとに戻しまして、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

まず最初になんですけども、この法案の中身を見てみると、今まであったところから何がかわっているのか。一番大きなところは、廃炉それから汚染水対策も含めた部分が明記されるということで、より範囲を広げるというのか、実態に即したような法案にしていくなかというところが入っているということで、非常にそこは評価すべきところなんだらうというふうに私は思っております。

そこで、まず質問させていただきたいんですけども、では、その廃炉をここでこういう形で規定するというところで、今現在、実際に福島第一原発で廃炉作業に対して政府がどういう形で取り組みをされているのかというのを具体的に、ちよつと漠としておりますが、聞かせていただきたいので、お願いいたします。

○糟谷政府参考人 九月に、廃炉・汚染水対策を東京電力任せにせず、国も前面に出て取り組むということを決めましたときに、廃炉・汚染水対策現地事務所というのを設立いたしました。ここに関係省庁から職員を配置いたしました。現場レベルで迅速な対応が可能となるように設置をしたものでありまして、現在十七名の職員を配置しております。

福島第一原発の免震重要棟ですとか、第二原発にある安定化センターにも拠点を確保いたしました。現場の状況を把握、確認しております。また、定期的に福島第一原発のサイト内を巡回いたしました。現場の作業の進捗ですとか課題の把握、解決に努めております。また、貯水タンクからの汚染水の漏えいなどのトラブルが発生した場合には、速やかに現場に入りまして、必要な対策について指導等も行っております。

それから、赤羽副大臣が議長を務める廃炉・汚染水対策現地調整会議などの場も活用しながら、現場で起きます課題への対応策を検討したり、その工程管理を現場の視点できめ細かく行つてきております。

加えまして、福島第一原発で作業に携わる関連企業の声を直接聞くという取り組みもしております。これは、元請、ゼネコン等の事務所を定期的に戻りまして、現地事務所だけじゃなくて、私も出張しましたときにうまくアポが入れば回るようにしておりますけれども、作業環境などの課題を現場で作業に携わつておられる関係企業の方々から直接お伺いして必要な対応を促していく、そんな役割も果たしてきておるところでございまして。

○木下委員 ありがとうございます。

いろいろな役割をされている、十七名いらつしやるといふお話、それから、いろいろな形で、巡回をしたり、課題を把握するようなことをしたりと。もう一つやはり評価できることは何かというところ、現場の作業員の声を直接聞く。そのためには、何かあつてもやはり現場にいて、そういう役割を担っていく人たちが政府としているというのには非常に大きなことだと思っております。私は、これをこれから先も徹底していつてほしいなというふうに、せつかくいふふうな形で法案を修正して、余り言うところではないですが、もつと大手を振つてできるようになつていくんだと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

その上で少し聞かせていただきたいんですけども、そうはいいいながら、昨年来、私がこの経産委員会の中でいろいろとお話をさせていただいてありますが、ミスがやはりなくならない。そのミスがなくならない一つの原因は何かといいますと、予想されることとしては、やはり現場の環境が余りよろしくなかったという部分。

これについても、東電の廣瀬社長が常々ここで御答弁いただいておりますが、徐々に徐々にではあります環境が整備されてきて、働きやすい環境にしていこうということで、大変厳しい環境ではありますけれども徐々に進捗はしている、ここも非常に評価されるべきことだと思っております。ただ、それに甘んずることはやはりあつてはいけません。

それを考えたときに、ことしになつてからもいろいろなミスがあります。報道されているベースで私がさあつと見ますと、二月二十日も、「一・三億ベクレルの汚染水」基準の三百八十万倍「百トン」といふ形で、これは共産党さんの赤旗の報道で、よく調べていらつしやるなというふうな思つたんですけども、そういうことが書いてあつた。

あと、二月二十五日は、電源ケーブルを掘削している際に傷つけてしまった、それによつて四号機のプールで冷却が一時停止というふうな形が起つていた。ALPSにふぐあいがあつて全系統を一旦停止した、これは三月十八日。

それから、四号機の燃料を移送するクレーンが故障して作業が停止した、これは三月二十六日です。

あとは、港湾外のセシウムの濃度が急上昇したというふうな話。これは四月になつてからの話です。

ミスというものもあれば、現象が特定されていないものも含めて、いろいろな問題が起きています。

私が最初に、政府はどういうことを取り組まれていますかと言つたのはここで、特に、人為的ミスがあつたときにどういふことを政府の方々があつたのか。一番大きなものが、最初に言いました百トンも汚染水が流れ出たというところ。これを見

ていると、警報が鳴りました、東電の方がただ巡回をして目で確認したけれども漏れているところは見えなかった、後で見てもたら物すごく水が流れていた、警報は誤報だったという判断をしたと。

私が疑っているのは、これは本当にそうだったからと悲しいんですが、その現場にいる政府関係者が、その報告を受けて、それだけで判断しているのではないかと。今首を振られていますけれども、では、どういう形のことをやって、どう判断したのかということだと思っております。

本来は、何かがあつたときに、二重チェック、それ以上の徹底チェックを行うために人がいるべきだと思つていますが、実際にはどういふ感じのことをやられているのかということ、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○糟谷政府参考人 二月十九日夜の百トンのタンクの漏えいについては、弁が二つ、本来閉まつてあるべきものがある、あくべきものが閉まつていないという操作が一定の時間になされていて、その間に、本来汚染水を送る予定になつていないタンクに汚染水が送られたために上からあふれたというものでございます。

この漏えいの事故の後、すぐ翌日に現地事務所を初め現場に入りまして、操作をされたという二つの弁、この二つが一体どういう位置関係にあるか、どれぐらい離れているのか、そういうところも確認をし、また弁の管理がどういふ形になつてくるか、弁というのは手であくわけじやありませんで道具であるわけですから、その道具がどうなつてくるか、そういうあたりを確認しました。

そういうことを踏まえて、弁の管理の徹底ですとか、それから警報が鳴つたときの対応策も、水位を確認するということだけ手順書には書いてあつたんですけれども、どういう形で確認をするかということが書いてありませんでした。本来、タンクの上から水位を見ればそれが上がつてきているということは確認できたはずでありました。

昼間の時間に警報が鳴りましたのでそういうことはできたはずでありましたけれども、下から見上げて漏れていないということで、誤報だというふうに判断をしてしまった。それは手順書の水位を確認するという確認の仕方がまずかつたんじゃないか、そこを改めるべきじゃないか、そういう指導をいたしております。

本来、こういうことは一つ一つ全部前にできればいいんですけれども、今回、事後のになつてしまったところは痛恨のきわみであります、可能な限りそういうことに気を回して、ここはどうなつてくるか、これは大丈夫ですか、こういうリスクにはどう対応しますか、そういうことを問ひかけることによつて、こうした汚染水の漏えいというのを二度と引き起こさないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○木下委員 これ以上追及するような話ではないのかなと思つていますが、今の御答弁を聞いた上で、私はそういうふうな判断をさせていたいただきます。

ミスをするによつて、次にミスを重ねないということをお言葉で示されたんだというふうなことは判断させていたんですが、そうはいないながら、物理的に本来あいてははいけないところがあつたりした場合に、警報が鳴つてくるのにそこまで確認しないというのは余りよろしい話じゃないのかなというふうに思つていて、ここはそういうことを余り追及してもしょうがない。たまたま、しょうがないと言つてはまたこれはしょうがないんですけれども、これから先も、こういうことを経験しながら、次につながらるように、改善されるようにやつていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なぜこういうふうな話をするか。これも以前からちよつと私はお話しさせていたでいるんですけれども、やはり責任が明確ではないからそういうことが起こつていっているのではないだろうかというふうには私は思つております。責任がないというわけではなくて、それぞれがそれぞれの持ち場に

応じていろいろな役割があります。それを徹底していくというところは、必ずやつていかなきゃいけないこと。

ただ、これも前回からずっと言わせていただいています、基本的に、自分のものであるもの、自分のものと見ていくんだ。ただ、自分のものではないものはどうしてもおろそかになつてしまふ。間に、例えば今回の場合であれば、政府の関係者の方々がチェックをするより先に、東電の方にその方もこれは責任分があるんだというふうな考え方があるからこういうことが起こつてしまふのではないかなと私は思つていいます。

そこで、話を少し飛ばしますと、前にちよつとお話しさせていただいたのは、廃炉・汚染水対策といったときに、今よく言われている、前々から話があるのは、凍土壁であるとか多核種除去装置であるとか、そういうものを今回の法案の中でうまく規定していつて、しっかりと政府として支援していくんだ、お金を出していくんだというふうなことが書かれていっていると私は思つていいます。

これは前々からお話しさせていただいていいますので、これは、これこそが政府がみずからの資産として、これはなぜかという、政府が事業としてやつていくというふうな言つていられるわけですから、これも何度も繰り返して同じことを言わせていただいておりますが、やらなければ、今起こつたようなものというものは、その部分にとつてみてですけれども、なくならないんじゃないかな。この責任の分界点というのは非常に重要なことなんだらうと私は思つておまして、そういうお話を前々からさせていただいていいます。

それについて、二重の答弁になつてしまつては申しわけないで、前回から大臣がどういふふうにお話ししていただいているかと、大きく言うんだ、まずは全体を挙げて今の状況を打開するんだ、責任分界というふうなことも、まずは食いとめるんだということが重要だから、それについて、何がどういふことというんじやなく、一丸となつてやつていくんだというお話を以前にはされ

ていたかと思ひます。

ただ、今回こういうふうな法案で改正部分が入つてきたというところは、そういうことも含めて、もう少し突っ込んだ形で、政府としてもバックアップできることは何なのかということも含めて明らかに言及されていると思つていいますけれども、今後を考えたときに、やはり支援のままであるものなのか、それとも、事業としてやるというからは資産として政府がそれを持つてやつていくべきなのか、私はそう思つていいます、その辺について、もう一度大臣の御答弁をいただければと思ひますが、よろしいですか。

○糟谷政府参考人 東京電力は、福島第一原子力発電所の炉の設置者でありまして、原子力発電所の中を非常に熟知しております。法律上も一義的に廃炉を進めていく責任を負つておりますし、そういう人々が今までの知見を生かしながらしっかりと責任を持つてやつていくことが基本であるというふうな考えております。その上で、国も前面に出て東京電力のそういう取り組みを一体となつて支援していく、進めていくということでございます。

今回の法律案によりまして、とすると、汚染水問題などの短期的な対応に追われて、中長期的な廃炉戦略の検討に必ずしも東京電力は十分注力できる状況にはこれまでありませんでした。特に、燃料デブリの取り出しや廃棄物の取り扱いなど、終了までに三十年から四十年程度かかる廃炉の着実な実施に必要な専門的、技術的な支援を行う体制を構築したいというふうに考えているところでございます。

○木下委員 確かにそういう側面もあるということとを私は否定するものではないんですね。ただ、先ほど言われたように、今、福島第一原発についての知見という意味では、当然のことながら東電があるということは確かですし、そういうやり方をやつていってもおかしくはないと思ふんです。ただ、先ほど来言つています、環境が整備されていつて、もう少し体系的に知見を全体で集積し

時間がもう少しだけあるので、もう一つだけ。これも午前中からお話があったので深くはお話しませんが、一般担保つき債券のお話、私募債

のお話です。

これは馬淵委員が午前中、相当詳しくお話をされていたので余り言及はしませんが、本当に将来的にはなくしていくつもりがあるのかどうかという点です。この一点だと思っております。やはりしっかりとこれは政府として明確にしていきたいと思います。

確かに、今の状態の中でどうこうというふうに言ってしまうと、金融機関に対する関係とかそういうものも含めて相当難しいところだと思んですが、まず、本当であればスケジュールも含めて線引きをしていくべきだと私は思っているんです。

そこができないにしても、将来的には、やはりこういう一般担保つき債券があった場合には、大臣が目標とされています市場の自由化といったものの妨げにも当然のことながらなるでしょうから、その辺についてどういうふうなお考えをされているかということ、これは繰り返すになりますけれども、最後に一言お願いできればと思います。

○茂木国務大臣 将来的には、一般担保がなくても事業者が資金調達に支障を来さない、こういった状況が望ましい、これは誰が考えてもそういうことになってくると思っております。

今、東電におきましては、私募債の見直し、主力行を中心に要請を行っているところであります、実際に協議が進んでいる、このように承知をいたしております。

○木下委員 ぜひよろしく願います。きょうは私の話も少ししましたけれども、これからよろしく願います。

○富田委員長 次に、丸山穂高君。○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高です。引き続きまして、機構法の一部改正法案、私からも質疑させていただきたく存じます。

きょうは、東電の方にもお越しいただきましたので、まずは東電の方にお伺いしていきたいので、

す。

我々経済産業委員も、昨年、福島第一原子力発電所の方に視察に伺いまして、ずっとニュースになつておりますいわゆる汚染水が漏れたタンクにつきまして、我々、現地を案内いただいた、この目でしっかりと見させていただきまして、あのとき見させていただいた感想としまして、

私としても、かなりの量のタンクがふえてきているなというのは、あの場でも、去年の段階でも感じたところでございますが、一方で、汚染水はほとんど今とめどなく流れているところで、必死に止めようと努力されているということではありますけれども、ただ、やはりふえている。

そうした中で、この汚染水の貯蔵タンクの建造をどうやっていくかというところは非常に大きな、東電さんとしても悩ましいところであり、そして課題だと思んですが、報道ベースでございますけれども、来年の三月末までに八十万トン分を確保するという報道が出ておりましたけれども、これは事実でございますでしょうか。

そしてまた、やはりこの問題、ふやしていくのはいたし方ないんですけれども、周辺の土地を見ても、土地はもう限りがありますし、一方で、処理をされても、あのときの説明だと、トリチウムに関しては最終的には除去できない、残ってしまうということでございます。

そのトリチウムが含まれている水自体の取り扱いについて、やはり最終的にどうするかというのを長期的視点で考えていかなければ、報道を見ていても、どんどんふえていく、先の見えない、出口の見えない戦略のように捉えられてしまふと思うんですけれども、このあたり、東電さんとしてどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のタンクの容量でございますが、今、急ピッチで建設する計画をつくっております、一年後、来年の三月末までに、汚染水のために、貯蔵容量として八十万トンのタンクを用意する、

る、そういう計画で進めておるところでございます。

もちろん、今後これをどうしていくかということでございますけれども、一つ、まずはそのタンク、毎日四百トン流れ込んでいっていると言われている部分について、これを少なくすれば、極端に言えばゼロにすればその段階で量はスタティックな状態になります、今はまだふえておりますので、どんどんつくっていくかなければいけないということなんです。

まずは、いかにその四百トンを減らすかということで、地下水バイパスのくみ上げをきょうから始めさせていただきますが、地下水バイパスも一つです、これから、凍土壁等々も含めて、いかに四百トンを減らしていくかというのが一つの大きな課題だと思っております。

一方、多核種除去設備を通した後、いわゆるALPSを通した後の水は先生御指摘のようにトリチウムが残りますので、このトリチウムをどうやって取っていくかというのも大きな課題の一つでございます。

御存じのように、なかなか難しい技術であるとは思っておりますけれども、これも、今、経済産業省さんの方で公募をやつていただいておりますし、また汚染水処理対策委員会の方でもタスクフォースを組んでトリチウムの今後についても御検討いただいておりますので、そういうものを含めてしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○茂木国務大臣 今の廣瀬社長の答弁で間違いはないんですけれども、一番大切なことは、汚染水をふやさない、抑制をするためのさまざまな対策をとっていく。

こういった中で、今回、地下水バイパスにつきまして、大変厳しい状況の中で、地元の漁連の関係者の皆さん初め、苦渋の決断をさせていただいた。我々として、敬意を表し、しっかりと管理体制をしながら地下水バイパスの事業を進めていきたいと考えておりますけれども、こういった

た、汚染水をふやさないということが一番重要であります。

同時に、発生してしまった汚染水も、これは六十三核種ありますけれども、最終的にはトリチウムが残ってしまうにしても、ALPSを通す、多核種除去装置を通すことによりまして、より危険度の高い六十二核種につきましては除去できるといいます、検出値以下に抑えることができるということでありまして、同じ汚染水でありまして、危険度からいいますとかなり低減された状態に保つていく形になってまいります。

このトリチウムにつきましては、残念ながら、今のところこれを除去する技術というのは開発できておりません。このトリチウム水について、今後どういう保管の方法をするか、また処理の方法をするか、これは今後の課題としてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員 しつかりやつていただきたいところなんです、少しスケジュール感のイメージを国民の皆さんに、このスケジュール感はどういう、五年なのか十年なのか、二十年なのか五十年なのか、このあたりをお聞かせいただきたいのです。

一方で、同じような流れとしまして、これも報道ベースで伺ったところなんです、今後、この発電所の廃炉作業を進めていく中で、十三年後までに発生する瓦れきの量を試算されたというの伺っております。瓦れきを最終的にいろいろな方法で、濃度が低いものはアスファルトにされるとかいうのも伺ったんですけれども、一方で、最終的には保管する施設が二十五メートルプール二百杯分ほど足らないんだという形の話も聞きました。

汚染水の話もそうです、今後の廃炉のときに出てくるこの瓦れきの話も、汚染されているものが残つてきたときに最終的にどうするかというスケジュール感も含めて、このあたりは非常に国民の皆さんも関心のあるところだと思っております、あわせてお答えいただきたいと思います。

す。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘は、今週の月曜日に現地調整会議というところでも私どもからお示しさせていただいたものでございます。

瓦れきの貯蔵についてですが、もちろん今、当面の貯蔵について鋭意進めておりますが、一方で、これから長く廃炉、廃止措置がずっと続いていく中で、地元の方々たちも含めて将来像をお示ししておく必要があるということ、御指摘のように、十三年後の二〇二七年までに五十六万トンの瓦れきが出るだろうというのを試算してございます。

そのうち、御指摘のように、汚染の少ないものはリサイクルしたり減容化したりということをして当然減らすわけですが、十六万トン分についてはどうしても保管していかなければいけないということ、今おっしゃったプールの容量に匹敵するものがそれでございます。ですから、それは何とかつくっていかなければいけないということ、今現在、発電所の中にレイアウトを検討しまして、それをまずはとにかく保有、保管していくということです。

それを将来どうしていくのかということは、これをまた分別する必要もあるでしょうし、それぞれの濃度、そのほか形状によつてこれからの最終処分方法についても検討していかなければいけないということ、そこについては実はスケジュール感はまだ持ち合わせておりませんけれども、それをこれからやっていくことだと認識しております。

○丸山委員 東電さんの方ではスケジュール感は今では持ち合わせていないということですが、でも、このように数字で明確に出されることは非常に国民の皆さんにとってはわかりやすいことで、よいと思うんですけれども、一方で、数字が出てくると逆に、ではこれをどうするんだというのが自然に、やはり人の感情、気持ち、考え方として、そちらの方が気になるところです。こちら

も、やはり計画は大事だと思いますので、なるべく早目に計画を、ずれることももちろんあるのはわかりますので、わかりやすいように国民の皆さんに東電さんの方でもお示しいただきますようお願いいたします。

政府としまして、最終処分のスケジュール感、先ほど大臣に少しお話を聞きましたけれども、一方でスケジュール感に関しては御言及がなかったように思うんですが、このあたりはどのようにお考えですか。

○糟谷政府参考人 廃炉につきまして、昨年六月に改訂をいたしました中期ロードマップにおきまして、スケジュールについての考え方を示しております。

もちろん、生じます廃棄物については、分別した上で、資源として再利用できるものは再利用し、再利用できない廃棄物も、減容化を行った上で、まずは敷地内で安全に保管をするということが基本であります。それから、適切に遮蔽をして放射線の問題が起きないように、また飛散を抑制するために地下ですとかカバールの下に保管をするとか、そういう対策は当然必要になるわけであります。

その上で、この瓦れきも含むさまざまな廃棄物について、その性状とか特性を把握した上で、処理処分のための調査とか技術開発を行いまして、二〇一七年度までに処分の考え方について見通しを得たいというふうにロードマップ上定めております。

○丸山委員 今のお話ですと、二〇一七年度までということ、政府としては、三、四年ほどである程度の見当が出てくるということでございます。

東電としては、これに大体合わせるようなイメージということでよろしいんですか。

○廣瀬参考人 一七年度までに、そうした研究開発をどうやってやっていくのかというようなことを踏まえて、それを決めていただいて、それに基づいて、我々としても、しっかりと管理をするな

り、ためるなりということをやつていきたいと思つております。

それから、先ほど私、一部、何万トンというふうに申し上げたかもしれませんが、これはいろいろな形状のものがございまして、万立米でございまして、済みません、訂正させていただきます。

○丸山委員 二〇一七年、三年後、四年後という意味でも、非常に遠いようですねと思つたので、このあたり、それまで非常に御苦労もされると思つたけれども、しっかりと道筋をつくつていただいてやっていただきますよう強くお願いいたします。

もう一つ東電さんにお伺いしたいのは、あのとき、汚染水の問題で視察させていただいてとても印象的だったのは、廣瀬社長に御案内いただいたときにお話しされていたことで、起こったことに對して対応がかなりいいつぱいになったとまつて、どうしても東電単独では限界があるという形のお話もされていて、それが非常に印象的で、それを伺った後の臨時国会の委員会でも、やはり東電単独では限界があるというお話をさせていただきました。また、受けて、政府の方でも、国が全力で、前面に立つてやっていくという話が出てきたところでございます。

一方で、この汚染水の問題は、ずっと次から次と出ているのが現状で、この原発の汚染水について国民の皆さんのお話を聞いていると、どうなっているんだらうとおっしゃるのが現実でございます。

そういった意味で、一番昨今で大きかったものにおきましては、本年の二月に百トン程度の高濃度の汚染水がタンクからまた漏れたというお話がありました。

あのときのお話を伺つておりますと、たしか委員会でも触れられたと思うんですが、人為的なバルブの操作等が原因の可能性があるとのお話がありましたけれども、これはそのような認識でいいかどうか。そして、あれから少し時間

がたつておりますけれども、これは原因究明が非常に大事でございます。再発防止の点もそうですし、もし人為的な問題であるのであれば、やはり特別な話なので、より特別な対応もとらなければならないと思うんですけれども、このあたりの原因究明について、東電の現状をお伺いしたいと思います。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

二月の十九日に発生した事象でございまして、本当に御心配をおかけして申しわけございせん。

その後、先生御指摘のように、弁の操作について、私ども、社内で、その場にいた人間、あるいはそうした操作をする人間、延べ百六十九名、七十二時間にわたつていろいろな事情を聞かせていただくと、いろいろなことをやっております。また、ビデオの映像等々が残っているものにつきましてはそれを確認するというようなことをやつてまいりました。ただ、残念ながら、今のところ、これだという確定的な証言や証拠が得られていないのは事実でございます。引き続きまして、今後もしっかりした調査をやつていくという考えでございます。

ただ一方で、今回の事象を振り返つてみて、やはり根本的な問題は、アラームが鳴つて見に行つたのにふたをあけて見なかったであるとか、あるいは、本来行くべきタンクの水量がふえていかなければいけないのに、途中でとまつて水平になつちやつていっているものについて気がつかなかったというようなこと、幾つか課題が残っておりますので、それをしっかりとやっていくということで、皆様方に、こうしたことを二度と起こさない、少しでも御安心いただけるようなことはやつていかなければいけないと思っております。

モニタをちゃんとダブルチェックするであるとか、アラームが鳴つたら自動的にまずは送っているポンプがとまつて、そういうインターロックをかけてまずはとめるのであるとか、もちろん、パトロールに行つて何をしなければいけない、ちゃ

んとふたをあけて水位を見るとか、そういったマニュアルの類い、手順書の類いもしっかり整備しなければいけませんし、何より、弁に鍵をつけて、簡単に弁の操作ができないようにするなど、そうした対策をハード面それから気持ちの面も含めてしっかりとやっていくことによって、まずはそうした対策を打って、こうしたことが二度と起こらないようにということをおわせてしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○丸山委員 今、具体的に、原因と対策、モニターのダブルチェックの話、そしてインターロックの話、パトロールのマニュアルの話、鍵の話もされました。

原因究明される中で、二度と起こらないようにというのが非常に大事なんですけれども、現状として、これはもうやられているということでもよろしいんじゃないでしょうか。

○廣瀬参考人 鍵はまだ全部つけ終わってはいませんが、もちろん計画的につけておりますし、その他できることはもう既に始めさせていたいております。

○丸山委員 原因究明を進めていただくとともに、特に人為的な部分にしましては、国民の皆さんはニュースを見るたびに何でやねんというふうにお思いになると思いますので、二度とこういうことがないように、しっかりと取り組んでいただいているとは思いますが、引き続き、しっかりとよろしくお願い申し上げます。

東電の皆さんにしましてはここまでで、お聞きしたいことは大丈夫でございますので、御退席いただいても構いません。

引き続きまして、今回の機構法の関連で、次に進めたいと思うんです。

きょう、先ほどほかの委員の方からお話がありましたけれども、ちょうど小保方女史が会見をされておられて、気になっていらつしやる方もいらつしやると思うんですけれども、実は小保方女史は私と同学年、同じ三十歳でございます、そういった意味で、若い世代の方が特に理系の分

野であやうに出てこられるというのは、我々同世代としても、非常に頑張っていたかと思えます。

論文の捏造の話とか流用の話に関しては、しっかりとチェックしなければいけないし、反省すべきところはしなければいけません、ぜひ、STAP現象に関しましては、御本人は存在すると強くおっしゃっている、そういうことを証明できるようにしっかりと頑張っていたか、これは、私としても、同世代の人間の一人として強く思うところなんです。

一方で、こうした若手だけじゃなくて、研究者の人材は原子力の分野もかなり多くございます。特に、私の同期でも原子力を研究している者がおりますし、またうちの地元にも実は原子炉の研究施設がございます。

現在、日本に十数基ほど、十四か十三だったと思うんですけれども、商業用じゃない研究用の原子炉があるということでございます。

私の地元、大阪府の泉南郡熊取町にも京都大学の研究用の原子炉がございまして、この原子炉は、出力が大きい方と小さい方と二つあるんですけれども、実は片方がこの三月に停止、とまりまして、この五月にもう片方がとまるというところでございます。というのは、定期点検のためにとめなければいけない。そして、点検が終わればもちろん再稼働という形で研究が進められるんですけれども、とまっている間は研究ができないという状態になるんです。

一方で、今回、三・一一の原子力発電所の事故を受けまして、研究用原子炉にも新規制、新しい規制が適用されている状態、そうした中で、この研究炉がいつまた復活できるのかというの、申請はもうお出しになっているんですけれども、まだわからないという話を、地元の研究者のお話でも少し耳に挟みました。

実は商用炉のお話はこの委員会でもたびたび出るんですけれども、一方で、原子炉に関しては、この京大の原子炉に関しても、エネルギーという

よりはむしろ医療用の技術開発とか、また農業用とか、既に臨床段階まで進んでいる有意義な実験もございまして。

実は、先般、政府の方で国家戦略特区に関西地区を選んでいただきまして、そういった意味で、この熊取の原子炉も、医療用という分野におきましてはかなり重要な位置を占めるところでございまして。

そうした中で、今般、この新規制によって今とまっている状態で、もちろんきちんと安全を確保しなければいけないんですけれども、一方で、これは、いつも一回開始できるのか。また、余りこういった規制が厳しいと、逆にできなくなってしまう、さまざまな技術開発促進の上で足を引っ張るような形になるんじゃないか。もつといけば、人材がそちらへ来なくなってしまう、また既存の、いらつしやる方が実験できないなどの研究の推進の支障になる、人材育成の支障になる、そんな状態が危惧される、こんなところでございまして、このあたりを文科省さんの方でどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

○富岡大臣政務官 丸山委員の質問にお答えしたいと思います。

委員御指摘のように、現在、我が国においては、十四基の試験研究用原子炉施設が存在しております。現在、そのうち二基が運転中であると承知しております。

一方、運転中の二基についても、御指摘のように、今回の定期検査時には、新規制基準に適合することが必要となっております。

今、二つと申しましたけれども、原子炉安全性研究炉と京都大学の研究用原子炉でございます。これら試験研究用原子炉施設については、今後の原子力の安全性向上や放射線利用等によるさまざまな研究活動等に重要であるとともに、直接、原子力施設において原子力人材育成ができる等の貴重な機会の提供につながっていると考えております。これは委員の御指摘のとおりでございます。

私たち文部科学省としては、これら試験研究用原子炉施設の停止により原子力人材育成等に支障がないよう、産学官連携による幅広い原子力人材の育成を行う国際原子力人材育成イニシアチブ等の実施により、しっかりとこの人材育成も継続してやっていきたいと思っております。

また、これら施設が、新規制基準に対応した措置がなされ、早期に稼働されることを期待したいと思っております。

委員御指摘のように、京大の原子炉は、中性子で、BNCTとしまして、御存じとは思いますが、けれども、酸素を取り込ませて選択的に腫瘍を破壊するような、非常に世界でも注目されておりますので、ぜひ続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

○丸山委員 しっかりと政府としてもそのあたりを見ていただきたいと思いますけれども、これがとまっている間の研究に関しては、ほかのところと相互の人材交流とか、使い勝手ができるみたいなことは可能なんでしょうか。もし事務方の方で答えいただけるなら。

○田中政府参考人 ただいま政務官が答弁させていただきましたように、私も、国際原子力人材育成イニシアチブという事業を実施してございます。この中で、機関横断的な人材育成事業ということで、例えば海外の他の研究所の施設なんかも使いつつ、原子力の人材育成の機会をつくるというような事業もやっているとございまして。

○丸山委員 御説明ありがとうございます。しっかりと今ある、出しているというイニシアチブを使っていたら、研究がストップしないように、また人材が別のところに行かないように、しっかりと文科省さんの方でもやっていただきますようお願い申し上げます。

そういった意味で、我々維新の会としましては、最終的には、特に商業用の原子炉のエネルギーに関して、これは国民の皆さんの御意見を聞いて、できる限り少なくしていくというのを方向性として目指しております、ただ一方で、

研究用に関しては必ず必要であつて、そしてまた商用炉と研究炉の規制のあり方というのは少し別なんじゃないかなというのを私自身は思つております。というのは、出力のあり方だとか目的、一方で安全性というのも非常に重要なので、このあたりをどう考えるというのは我が党内でもかなり議論しているところなんです。

このあたり、政府として商用炉と研究炉をどのようにお考えになつていらつしやるのか、違いも含めまして、政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

昨年十二月に施行されました試験研究用の原子炉施設に対する新規制基準におきましては、試験炉の構造等が多種多様である、それから異常時の影響もさまざまであるというようなことから、こういう型式や出力レベルに応じた措置を事業者に対して求めるということにしております。

例えば、比較的出力の高い原子炉、今質問の中に言及がありました京都大学の研究原子炉、KUR等につきましては、福島第一原子炉の事故なんかを踏まえますと、従来想定した以上の事故による多量の放射性物質の放出、それによる周辺公衆への影響というものが否定できないということで、これらの事故に対応するための措置を求めているところであります。

ただ一方で、出力が低い炉、先ほど御質問の中にもありました京都大学の臨界実験装置でございますが、これにつきましては、同様の事象が発生した場合においても、敷地外へ放出する放射性物質が非常に影響が小さいということで、こういうような対応を求めているということでございます。

原子力規制委員会としましては、このような規制基準の趣旨を踏まえまして、新規制基準の適合に関する申請がなされた場合には、科学的、技術的な観点から厳正に審査を行つてまいるという所存でございます。

○丸山委員 しつかりと科学的に見ていただい

て、違いを明らかにした上で、特に、小さい方は恐らく審査がスムーズに進むと思うんですが、大きい方は商用炉と同じようになり長引く可能性もありますので、そのあたり、先ほどお話しになつたしつかりとしたバックアップ、人材、研究に対するバックアップ体制をしつかりとやつていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

次の質問は、通告では附則の話を入れさせていだいていまして、ただ、ADRセンターの整備だとか時効特例法の整備等、具体的に挙げられておりましたけれども、我々維新の会としては、法改正の方も含めまして、大枠の改正は必要ないんじゃないかというふうに考えております。また今後の委員会質疑を含めまして話はさせていただきますので、割愛させていただきます。

続きまして、今回の機構の運営資金について、もう少し詳しくお伺いしたいんです。少しほかの委員からありましたけれども、今回の改正について、もちろん、部署が発生するのでも、追加的に費用が発生すると思うんですけれども、このあたり、どれぐらいの見込みで、特に電力会社さんは負担金を負担されているので、どのように増額されるのか。そして、国民の皆さんがさらにお考えなのは、恐らく負担金は、それは直接考えれば電力料金から来ているというふうに考へるところなので、電力料金に対する影響を含めまして、政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回提案をしております法改正は、あくまでも機構の機能を追加するものでございまして、新たな資金援助を目的としたものではございません。他方、御指摘のとおり、廃炉関係業務の追加をするわけでございますので、廃炉の支援業務を行う機構の職員の人件費等が追加的にかかるだろうというの御指摘のとおりであります。

では、それを何人でやるのかといった機構の新しい体制について、現在精査中の段階でございま

すので、本日の段階で、幾らふえそうですということをお願いする段階には至っておりません。いづれにせよ、新しい機構の業務の効率化などによつて、こうして生じる費用の増加が一般負担金の増加につながらないようにしていくことが重要であると認識をしておりますので、私どもとしては、廃炉支援業務を含めて拡充された新機構に対応してまいりたいと考えております。

○丸山委員 そのあたり、しつかり指導の方をよろしく願ひします。

そして、最後、時間がなくなつてきましたので、お伺いしたいことがあります。

今回、機構の業務に廃炉の技術研究開発が追加されるんですけれども、これは、経産省さんの予算やJAEAさん、東京電力さんともまじりやつていらつしやると思うんです。こういった研究開発の分野というのは非常にいろいろなところでやつていらつしやると思うんですが、この研究の中心としてこの機構が位置づけられるのか。他の機関の研究を縮小、統合して機構に集中させるなり、司令塔としての役割を担うという認識でいいのか。このあたりにつきまして、事業の進め方やほかのところとの連携の話を最後にお伺いしたいと思ひます。

○茂木国務大臣 今回御提案申し上げております法案が成立いたしますと、まさに機構が研究開発の企画、推進を行ひまして、全体的な調整役を行つていくことであります。そのもとで、それぞれの研究機関であつたりとか明確な役割分担のもとで研究開発を進めていくことが必要である、そんなふうに考えております。

JAEAは、新機構の企画、推進のもとで、具体的に申し上げますと、基礎、基盤的な研究を行う。そして、実際の廃炉に用いる実用的研究につきましましては東電の廃炉カンパニーの方が主に実施をする。

経済産業省は、その中でも、実用的研究のうち技術的難易度が高いものについて、予備費や補

正予算を活用して、例えば遠隔操作ロボット、こういったものの研究開発を行うことにいたしております。

機構が企画として推進、総合調整のもとで、今申し上げたような役割分担のもとでしつかりと、研究開発を含め、円滑な廃炉の推進に努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 時間が参りましたので、また委員会は引き続きでございますので、続きは次の委員会でお伺いしたいと思います。

ありがとうございました。

○富田委員長 次に、三谷英弘君。

○三谷委員 みんなの党の三谷英弘です。四月に入りまして、大分暖かな日が続いております。どうしても、そういう暖かい日の午後というところで、何となく春もうららというような雰囲気がこの委員会全体を覆つているんじゃないかというふうに思ふ、振り返つて見るとそんな感じでもないではないんですけれども、いただいた時間、四十分間質問をさせていただきたい、そういうふうに思ひます。

震災はいつ何とぞどういう状況で起きるかわからないというところでございまして。何事もないという日に、突如として震災が起きる、予測不能なことが起きる。予測不能ということは基本的にあつてはならないというふうに思ひますけれども、どうしても人知を超えた、そういうこともあつてはならないというふうに思ひます。

本日の最初に自民党の吉野正芳委員が質問に立たれておりましたけれども、吉野委員の御地元の福島県いわき市、私も、三月十一日に震災が起きて、それから三月の二十五日前後だったかと思ひますけれども、地元でいろいろな支援物資を集めて、お水ですとか食べ物ですとか、そういうものを車を走らせていわきに運んだということが思い出されます。その場で拝見したことは今でも忘れられないというものでございます。

こういう何が起きるかわからないということ、本場にしつかりとそれに備えていく。そして、何

か起きたときに、もちろん全てが全てこれを事前に予測していくことはできないわけですから、大事なことは、起きたことをどう収束させていくのかということなんだろうというふうに思っております。ある意味、これは、今私が所属している党のメタファーでも何でも無いということを言いつけていただきたというふうに思っています。大臣に突っ込まれる前にお話をさせていただいたという次第でございます。

質問に移らせていただきたいと思います。

まず、汚染水の処理、その現状について、先日、私も東電の廣瀬社長にさまざまな質問をさせていただきました。また、本日も本場に多くの委員がこの汚染水の対策についてどうなっているんだという趣旨の質問をされているわけですが、やはり、汚染水の流出事故が相次ぐですとか、いわゆるALPSの処理がなかなか進んでいない、とまつてしまっているという状況が続いているということです。これは、はたから見ても、もちろん専門家がいても、または一般の人が見ても、なかなか汚染水処理というのが順調に進んでいるとは思えないというふうな状況にあるんだろうというふうに思っております。

この状況について政府においてどのように認識されているのか、そして、もし現状問題があるというふうに考えられているとすれば、その根本的な原因というのはどこにあるというふうにお思いなのか、お答えいただければというふうに思います。

○槽谷政府参考人 福島第一原発の汚染水対策でございますけれども、これまで経験したことがない課題への対応が次々と求められる中で、去年の夏まで、東電任せで、モグラたたきのような状況が続いてきたわけでございます。

昨年の九月に国が前面に出て取り組むこととしたしまして、三つの基本原則、すなわち、汚染源を取り除く、汚染水を近づけない、汚染水を漏らさないという基本方針に従って、予防的かつ重層的な対策を進めてきております。

また、廃炉・汚染水対策現地事務所を設置しまして、現場で日々発生するさまざまな問題点を把握するとともに、廃炉・汚染水対策現地調整会議において、課題への対応策の検討や工程管理等を現場の視点できめ細かく行っております。

トラブルが発生していることについてはまことに遺憾であり、じくじたる思いでございますが、トラブルという中にもさまざまな種類のものがございます。先ほどALPSという話はありましたが、多核種除去設備など初めての設備において、初期段階の機器トラブルはある程度やむを得ない面もございます。ただ他方で、予防的、重層的対策を始めておりまして、着実に進展をしております。

いづれにしても、人的なミスがあっても、それが汚染水の漏えい、特に外部への漏えいにつながらない、そういうフェールセーフのしつかりときいた体制を早く確立してまいりたいというふうに考えておりまして、その観点から、既に進めております予防的、重層的対策をさらに進め、スピード感を持って全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○三谷委員 改めて申し上げますと、本日、吉野委員がおっしゃった、ボルトを締めるときに、一方だけきつく締めて、それが終わってから、では反対側の締めるよみみたいなことを言ったと。事ほどさように、それだけ技術力、そういった現場なれしていないというにもほどがある、そういうような状況があるんだということであれば、やはり根本的にそれは見直していくことも必要になってくるのではないかとこのように思っています。

これは、一貫して私も、昨年の九月、十月以来、現場の作業員の就業条件を何とか改善するということをしていただきたいということは何度も申し上げさせていただいておりますし、本日も吉野委員も同じような趣旨でおっしゃっていたかと思っております。また、この論点については、共産党さんともまさに共闘できるようなそういうテーマだ

とも思っております。これは、党派を問わず、しつかりと現場で頑張られている方々に報いることができないようなそういう仕組みをつくらないと、やはり、いつまでたっても、そしてどんなに素晴らしい体制を整えても、現場でミスが起きてしまふということとはならないんじゃないかなというふうに思っているんです。

そういう観点で、前回も私、東京電力の廣瀬社長にさまざまな質問をさせていただきました。現場はどうなっているんだ、どういうふうな認識しているんだと言ったら、これからヒアリングをしますというように話に徹底していた。そういうやりとり、このやりとり自体の再現はむしろ正確ではありませんが、その様子を茂木大臣にも見ていただいたんだらうというふうに思っております。

現場の作業員の方々の就業状況、そういった環境について大臣がどのように今お考えなのかというところをお伺いできればというふうに思います。よろしくお願いたします。

○茂木国務大臣 私が大臣になって初めてあの福島第一を訪問しましたのが昨年の一月になると思っています。寒い季節でありましたけれども、現場の作業員の方々の宿舎を拝見しまして、それぞれのプレハブごとに例えばトイレがないとか、こういう状況でありまして、これは生活環境の意味でもいろいろな問題があるなということ、そういう面での改善も東電の方に要請をしたところであります。

同時に、これは非常に長い期間、しかも過酷な作業環境の中で安全に確実に仕事を進めていかなきゃならないということでありまして、処遇も含めて作業員のモチベーションをきちんと維持していく、こういうことは何よりも大切だ、そんなふうな思っております。もちろん一義的には東電におきましてそういったことをしつかり進めてほしいと思っておりますが、政府におきましても、現地の調整会議等々を通じて、さまざまな意見を吸い上げて、それをしつかり東電の方に伝

え、指導することもやってまいりたいと考えております。

○三谷委員 今、非常に前向きなお答えをいただいたというふうに思っております。

もう一つだけ突っ込ませていただきたいと思うんですが、現場の方々が実際に支払われる賞金、その金額を把握して、それがしつかりとこれだけの危険に見合う分だけ支払われているということに政府において確認していただきたというふうに思っています。そこについて取り組みを進められるという方向をお持ちかどうか、お答えいただきたいと思います。

○茂木国務大臣 個々の労働契約そのものにつきましては、まさに国民の問題でありますから、それぞれの作業について幾らと政府が査定するという問題ではないと思っております。

大切なことというのは、各作業員の方に対して、こういう仕事である、それに当然支払われるべき報酬はこういうものである、こういう説明がきちんとされ、そしてまた作業員の方がその説明に納得をして作業に当たるということが必要だと考えております。

東電におきましても今さまざまな改善努力をしていると思いますが、過去を振り返りますと、そういった形の十分な処遇であったかという、必ずしもそうでない面もあったと思っております。しつかりとした改善に取り組んでほしいと思っております。

○三谷委員 ありがとうございます。まさにそのお言葉、それを現場の方々に伝えたいというふうに思うところでございます。

さて、今回の法律の改正によって、機構の名前がいわゆる賠償・廃炉・汚染水センターという通称になるということなんですけれども、機構の仕事には、廃炉と並んで汚染水に関することも含まれるわけです。この汚染水の処理に関して今までと何がどう変わるのか、この具体的な変化の内容についてお答えいただければというふうに思います。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

これまで、廃炉・汚染水対策に対しまず政府体制については、司令塔機能を廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議に一本化して、政府が一丸となって取り組みを進めてきたところであります。

しかし、汚染水問題に関しては、これまでの政府の支援あるいは監視体制では、トラブル対応等の日々の短期的な対応に追われている状況にありました。例えば、原子炉建屋の止水など、地下水を汚染源に近づけない、こうした中長期的な重要な課題の検討には必ずしも十分注力できる状況にはなかったのではないかと。

こうした状況を踏まえ、国が前面に立つてより着実に廃炉を進められるように、今回、この支援体制を強化することとしたものであります。原賠支援機構に事故炉の廃炉支援業務等を追加し、例えば、今言った原子炉建屋の止水などの中長期的な課題に取り組んでもらうことによりまして、政府と機構が一丸となつて、日々の短期的な対策、そして中長期的な廃炉戦略の立案、この双方を漏れなく進めることができるようになるものと考えているところであります。

○三谷委員 今のお答えに関連してですけれども、附則の第三条では、「国は」というふうにあります。国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとする」というような内容になっております。まさに、短期的なもの、中長期的なもの、そういうものをしっかりと対策を立てていくんだという趣旨だということに思っています。

ただ、本当の意味で国内外の不安というのは解消されるのは汚染水の流出というものが完全に止まったときではないかというふうに考えられるんですけれども、それまで一体どれぐらいの時間を要するということをお考えでしょうか。

○糟谷政府参考人 汚染水の流出をとめるために、重層的、予防的な対策を次々と講じてまいりたいと思います。

例えば、海側の遮水壁、これを九月に完成させ

るべく今取り組んでいるところであります。それから、昨年の六月に改訂をしました中長期ロードマップにおきましては、二〇二〇年をめどに、建屋のドライアップといいますが、建屋の中に水のない状況を実現するように取り組むということとされているところでございます。

○三谷委員 ありがとうございます。

ただ、私が聞いているのは、そういう措置を続けていって、具体的にどれぐらい先に汚染水の流出が止まるということをめどに作業をされているのかということをお伺いしているんです。お願いします。

○茂木国務大臣 汚染水を漏らさない、さまざまな予防的、重層的な対策を重ねるということになるわけでありまして、一つのメルクマールは、今政府参考人の方からもありましたように、いわゆる敷地内のドライアップをするということでもあります。今回の地下水につきましても、雨水由来のものがかなり多いということでありまして、ドライアップを行いまして、フェーシングをするということと地下水の流入がかなり抑えられるという点で、相当の抑制がされるということとあります。

そうはいいまして、それまでの間、汚染水を漏らさない万全の対策をとってまいりたいと思っておりますけれども、そういったドライアップであつたりとかフェーシングが終わりますると、そこにつきましましては、格段の改善、こういったものが望める、そのように考えております。

○三谷委員 なかなか具体的にはいつというのはお答えいただきにくい部分だとは思いますが、できるだけ早期にやっていたいだきたいということをお願いさせていただきま。

続きまして、廃炉について少し伺っていただきたいというふうに思います。

廃炉については、菅元首相が本日こちらで質問をされておりましたけれども、その中の資料にもありました、これは東京電力さんがつくられた資料、ロードマップですけれども、大体三十年か

ら四十年廃炉にかかるというふうな予定で今つくられているということです。

ちよつとここで見方を変えた質問をしたいと思ふんですけれども、今、チェルノブイリの事故からおよそ三十年たつていてという状況は、きょう辻元委員がおっしゃってのことですけれども、

その中で、今のチェルノブイリというのは、ある意味、廃炉が完了した後の姿として考えることができるのか、それとも、チェルノブイリの今の状態は廃炉されていらないというように認識するのか、どちらでしょうか。

○糟谷政府参考人 チェルノブイリの場合は、溶けた燃料があるまま、それを石棺という棺で覆つて閉じ込めるといふ形をやっております。福島第一の場合は、まずは今は使用済み燃料プールにある使用済み燃料を取り出し始めておりますけれども、その上に、溶けた燃料、つまり燃料デブリを取り出すということをお想定しております。そういう意味では、チェルノブイリとは違った形での対応ということをお想定していることになろうかと思ひます。

○三谷委員 そういう今のお答えを前提にしますと、廃炉が終わつたということは、福島第一原発の敷地内には、基本的にはそういう放射性物質のいわゆるいろいろなごみですとか溶けた燃料というものが完全になんか状態というふうに理解をしてよろしいということでしょうか。

○糟谷政府参考人 今、格納容器の中で溶けた燃料デブリを取り除くということを計画しております。

○三谷委員 そのデブリを取り除くということですが、それに対して三十年から四十年というようになんか通しなんですけれども、これはどういう根拠でこの三十年から四十年というのを立てられているのでしょうか。

○糟谷政府参考人 これは、ロードマップにおきましては、まずは使用済み燃料プールから燃料を取り出します。その上で、炉内の溶けた燃料を取り出すわけですけれども、このためには、まず溶

けた燃料がどこにどのような形であるのか、それからどんな性状なのか、そのあたりを確認しないといけません。それから、取り出すための具体的な作業工程を設計して、そのための設備なり機器なりを研究開発してつくるということが必要になります。

そういう技術開発を行った上で具体的な燃料デブリの取り出しの作業を行うことになりまして、そういうことを総合的に考えますと、三十年から四十年ぐらいは必要であろうというふうに考えて、計画をしておるところでございます。

○三谷委員 今のお答えですと、具体的にはなかなか算出の基準はない、ざっくりつづつたんだというふうな答えだということなんです。

一方で、廃炉に要する費用としては、これからどれぐらいかかるんだというふうに予定をされているでしょうか。

○上田政府参考人 廃炉に関する費用の見通しでございますけれども、御案内のとおり、東京電力におきましては、廃炉費用につきましてこれまで手当てをした一兆円、今後十年間でさらに一兆円、約二兆円程度の廃炉のための資金を確保するという現状にあります。

他方、中長期ロードマップにおきましては、除染の可能性あるいは建屋の強度に応じて幾つかの選択肢となつていく項目、あるいは代替工法を検討することとなつていく項目等々がございまして、廃炉に関する費用について具体的な見通しを立てるといふ段階には至っていないと考えております。

○三谷委員 そういう意味では、今、東京電力さんにおいて九千六百億円が積み立てられている、それから、これから十年間でいろいろなコストカットを行つてそれを一兆円積み増していくというふうな話がありますけれども、二兆円で終わるというふうには政府としては思っていないというふうに思ひます。

○上田政府参考人 今申し上げましたとおり、廃炉に関しては現在東京電力が二兆円の資金を予定

しているわけでございまして、基本的には、この資金の範囲内で廃炉に関する事業を行っていくというふうに考えております。

しかしながら、今申し上げましたように、廃炉そのものはかなり技術的にも困難な作業でございまして、この範囲内に長期的に見ておさまる切ることかという点につきましては、今後の課題であると考えております。

○三谷委員 一応一点だけ、この点についてはこれで質問を終えたいと思えますけれども、政府としては二兆円でこの廃炉が終わるというふうに考えていると今おっしゃいましたけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○茂木国務大臣 廃炉の実施主体は東電でありまして、東電におきまして、九千六百億円既に積み立てが完了しております。あと十年間で一兆円の積み立てを行う。当然、実施主体でありますから、どれくらい費用がかかるか、もちろん今後作業工程、ロードマップも見直しをしていくことになると思えますけれども、それによっても変わってきますけれども、ある程度の前提を置いて二兆円の範囲でということでは現状においては作業を進めている、このように理解をいたしております。

○三谷委員 今の質問は、今回の支援機構法の改正で廃炉に要する費用も含めて恐らく政府がほとんどお金を出していくということになるというふうに理解をしているんですけれども、そういう意味では、そこが青天井とならないようにするため、今回の法改正によってどれくらいの金額を政府が負担することを覚悟すればよいのか。これは、基本的には、こういう法律をつくらうがつくるまいが、いろいろな形で政府が東京電力さんにお金を入れていくという現状のスキームはなかなか変わらないんだと思うんです。ただ、今回の法律を通すということによって、ある意味、スキームという仕組みをつくるわけですから、その影響というものをあらかじめ伺った次第でございします。

なかなかこれもまたお答えは難しいとは思いますが、ぜひともこれから、そのときとときにあと幾らぐらいなのかということを考えていただければということをお願いさせていただきたいと思えます。

また、今回、廃炉によって生じる廃棄物の量と保管場所ということについては、これは相当な量があるんですけれども、廃炉によってできた瓦れきですとかそういったものの最終的な保管場所というのは決まっていますでしょうか。

○糟谷政府参考人 廃炉によって生じた廃棄物につきましては、当面、原発敷地内において、種類それぞれ放射能のレベルに応じて可能な限り分別して、適切に保管を行うことにしております。

これら廃棄物についてその処理処分をどういう形でやるかということにつきましては、廃棄物の性状とか特性をしつかり把握した上で、処理処分のために必要な調査それから技術開発を行いまして、二〇一七年度までに、処分の考え方について見直しを得ることとしております。

○三谷委員 これは、福島第一原発のあった場所ということであれば納得感はあるのかもしれないんですけれども、今のお答えですと、当面はというお答えでしたから、そこで完全に最終的に処分するということわけでもないかもしれないということでございます。

これは、私もいろいろな場所を見ておりますが、被災五県と言われておりますけれども、例えば宮城県とか千葉県もそうですし、福島県も栃木県もそうです。放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場というものの選定については、どこも物すごい争いになっているというのか、自分の町が最終処分場になるとしたら、当然ながら相当の反対運動が起きてなかなか決められないというような状況があるわけでありまして、今回の第一原発の瓦れきというものがまだ決まらないという点では、これは決して決められないんじゃないかなというふうに思っています。

います。福島第一原発から出た瓦れきの最終処分場、それから、各県に広く散らばっている放射性物質を含む指定廃棄物の処分場、そこについてどういうふうなことを決めていったらいいのか、その選定のプロセスについて、もし御認識があればお答えいただきたいと思います。

○茂木国務大臣 栃木県を含めまして福島県以外におきましては、最終処分場をやはりそれぞれの県で御負担いただかなければならないと私は思っております。たとえ福島原発事故に由来するものでありましても、各県におきましてできる限りの負担をお願いしなければいけない。その中で、国において、候補地について地元に対して明確な方針を打ち出し、しっかりとプロセスを踏んで御理解を得るようなことをやっていくということが極めて重要だ、こんなふうに考えております。

いずれにいたしましても、三谷委員もよく御案内のとおり、説明責任というのは極めて重要な問題だと思っております。

○三谷委員 基本的には同じ認識を共有できていると思つて、非常に心強く思っております。ありがとうございます。

それでは、質問を続けさせていただきますというふうに思っています。

今回の機構法というものですけれども、これは先ほど辻元委員が質問されたことも関連しますけれども、この法律改正の趣旨のところ、廃炉と賠償の関連性も考慮して原賠機構が廃炉の支援等も行うことにしたというふうにあります。そもそも、賠償という作業と廃炉というのは全く別の業務だというふうに思っております。

これは改めてちよつと伺いたいんですが、別の業務に見えものを一つの機構で行うということにしたらメリット、そしてしあるとすればデメリットというものを答えいただければというふうに思っています。

○茂木国務大臣 賠償と廃炉そのものは、業務としては違った業務であります。実施主体は東京

電力ということになります。そして、賠償につきましては、支援機構におきまして現在行っております。同時に、支援機構は、東電の最大の株主でありますから、強い監督権限も持てる。

こういった中で、廃炉・汚染水対策を加速化するために、東電につきましてこれまでも賠償といたした形でさまざまな監督等を行ってきた機構が、業務を追加して、廃炉の支援業務を行っていくことが適切であろう、こういったことから今回の制度改正をお願いしているわけでありまして、それから、一点、先ほどの御質問にも関連しまして、機構法をつくりましたときは、賠償に関しまして、資金援助といいますが、支援のスキームということをつくっております。しかし、今回は、廃炉に対して、資金支援のスキームではなくて、むしろ、監督であつたり、さらにはさまざまな技術的な助言であつたり、こういったことを中心にしながら機能の追加というのを行うわけでありまして、それによりまして、国において相当な、大きな資金負担が生じる、このようには考えておりませんし、また、人的機能の強化等々につきましては、さまざまな合理化努力等々の中で賄っていく形がとれば、こんなふうに考えております。

○三谷委員 さすが大臣だと今思いました。先ほどしれつと進んだところを訂正していただいて、ありがとうございます。

ただ、今のお答えの中で、私も、その部分をどういうふうにお考えなのかというふうに考えている部分がありまして、ちよつと今質問を飛ばした部分に戻らせていただきたいんですけれども、今回のスキームの中で、東電が機構に資金援助を申し込む場合には、廃炉の状況とか経費の見通しについても書類を提出するということを求めているわけではございません。そういう意味では、資金援助というものの対象には廃炉費用というものが当然含まれてくるというふうに理解をしているんですけれども、そういうことではないんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

法律の解釈として申し上げますと、現在の原子力損害賠償支援機構法第四十一条において、原子力事業者が負う損害賠償額が一千二百億円を超えるの見込まれる場合には、賠償の円滑な実施や電気の安定供給などに資するために、事故を起こした事業者が、原賠機構に対して、資金援助の申し込みを行うことができるというふうになっております。

具体的に、四十一条の中では、「原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保」という文言がございまして、これは、原子炉の運転や、廃止措置、いわゆる廃炉などに関する事業の円滑な運営の確保を想定しているところでございます。

資金援助の方法としては、第四十一条に何通りか書いてございまして、この中で、交付国債の資金を用いて行う、法律の方で資金交付と言っているものにつきましては、用途が損害賠償の履行に充てるというふうに限定をされておりますけれども、そのほかの手法については、提供された資金の使途については限定がございません。

こういふ中で、平成二十四年七月には、事故処理、廃炉などを担う東電の財務基盤強化のために、原賠機構として、この法律に基づきまして約一兆円の東電株式の引き受けを行っているところでございます。

制度上は以上のとおりでございますが、先ほどの答弁に出ておりますとおり、東京電力は既に約一兆円の資金を引き当てておりまして、今後一兆円の資金の枠を用意するという方針でございます。そういう状況の中で、実態として、追加的な資金援助を行う必要性は生じていないというふうに考えております。

○三谷委員 今お答えいただきました、交付国債の用途については明確に制限されているということですが、廃炉についても事業の遂行というものに含まれるということですから、基本的には、廃炉に要する費用というものを交付国債という形ではない形で提供することができるとい

法律のたてつけなんだろうというふうに思いますが、その意味では、今、交付国債の上限金額というのが九兆円に引き上げられているという中ではありますので、今のところ交付国債によつて三兆七千億ぐらい資金が提供されている、これからあと大体五兆円さらにお金が入る、それは賠償目的ではありますけれども。

一方で、廃炉については二兆円で、基本的には自社の中でお金が間に合つていく予定ではあるけれども、足りない場合には株式引き受け等々でお金を提供することが、ある意味、たてつけとしてはできるということですから、そういう意味では、資金の負担、費用の負担というのが政府において青天井になつてしまふという可能性が拭えないのではないかとこのように思います。

その点について何らかの制約を課するかどうか、何らかの上限を設定するとか、そういった予定というのはありませんでしょうか。

○茂木国務大臣 法律のたてつけとしては委員おっしゃるような形でありましても、賠償については、東電として十分な資金の当面の配分ができないという形から、支援機構法のスキームというのをつくりまして、交付国債によりまして五兆円、今度は九兆円になつたわけでありましても、その枠というのを設定いたしております。

一方で、電力の安定供給、事業基盤の確保、事業の運営等々から、規定上はできるという形になつておりますけれども、今回の改正におきましても、廃炉に関する資金援助を目的とした改正とはなつておりません。そして、東電におきまして既に積み立てがされている分、そして今後十年間で積み立てをする分、それで基本的に賄つてもらいたい、このように考えておりまして、緊急の事態等々が発生した場合には、当然、それについて政府としての判断をするということは将来的に否定をするものではありませんが、現段階におきまして、そういった多額に上ります廃炉の資金援助、こういったものを想定はしておりません。

助、こういったものを想定はしておりません。

○三谷委員 ぜひともその方針どおりに、廃炉に關して国が費用負担をしないので済むというような結論になることを祈念しているところでござい

ます。先ほどの質問に戻らせていただきますけれども、今回、賠償と廃炉を一つの機構で行うことにしたということに關してですけれども、ほかの委員も、これは國重委員だつたかと思ひますけれども、IRID、國際廢炉研究開發機構でも研究開発というのを行っているところではござい

ます。この中で、汚染水対策ということについてアイデアを募集しますといつて、七百八十件集まつたというふうな状況でありますし、その一方で、燃料デブリ取り出しの代替工法についての情報依頼というのも今そうやって求めているところと

ございまして、汚染水対策に關して集まつた七百八十件のアイデアというのは今現状どうなつてい

るのでしょうか。

○糟谷政府参考人 七百八十件寄せられた情報につきま

いは、それぞれ技術分野ごとに整理をいたしました。これは、今後、廃炉を進めていく上でも、もしくは汚染水対策を進めていく上でも、常にそこに立ち返つて見る、照らして、どういう技術が使えるか、どういう技術を使うべきかということの参考になる非常に貴重な提案、七百八十件の一件たりとも無駄にはならない、非常に貴重な情報をいただいたものだといふふうに考えております。

その中で、もしうまくいけば非常に効果が見込まれるんだけれども、研究開発、実証が必要だといふものが幾つかござい

ます。そういうものについては、現在、昨年度の補正予算を活用しまして、内外から実証をやってくれる人というのを公募を始めたところでござい

ます。こういうことを通じて、実際に本当に使えるというふうな技術を確立することができれば、現場に適用して、汚染水の対策をさらに進めてま

いりたいといふふうに考えております。

○三谷委員 ぜひとも、集めるだけ集めてそれで終わったといふことのないようにお願いしたいと思います。昨年の秋にこのIRIDについて質問させていだ

だいた

いたときには、大臣には、この集まつたアイ

デアというのは公開をして、さらによいアイデアがあればそれに付加するといふような形で、ある意味、オープンソース的な形でそのアイデアを使つて

いただきたいといふような話で、そういう方向でというお答えをいただいたといふふうに認識をしております。

ぜひとも、集めたものをしっかりと活用する、今のところ四つの分野に分けてあるといふことしか見え

ませんので、しっかりと対応、それを現場で使つていただければといふふうにお願いをさせていただきます。

そして、最後に、今回、政府、そして今回の機構、そして東電、三層構造といふものになつて

いる。これは、賠償ではなく、廃炉・汚染水対策についても三層構造になつてい

るというふうな状況ではあります。

やはり、我々みんなの党としては、今回の賠償というところは、それはいろいろなやり方があるにしても、廃炉に關しても、これはもう廃炉の部分はある意味切り出して、東京電力さんは東京電力さんで、前

回も申し上げましたけれども、ニュー東京電力といふような形で法的に分離をして、そ

つちはそつちでやつてくれといふような形で進めることが、アイデアとか労力とか、そういったものを一番分散しないので済むといふような形になるのではないかと

いふふうに思つております。

の御見解をお伺いしたいと思います。

○茂木国務大臣 三谷委員としてみんなの党としての御意見は、何

度も承つてまいりました。

廃炉・汚染水対策に、東電としても、また国としても資源を集中できるような体制、こ

ういったことを築いていくといふことは極めて重要だと

思っておりまして、今回もそのための法改正をお願いしているわけでありまして。あるべき組織の姿とか運営体制のあり方、これは不断の見直しというのが必要でありまして、御意見も参考にさせていただきながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○三谷委員 ありがとうございます。

最後に申し上げましたが、ちよつと時間を間違えておりまして、あと二分ぐらいありましたので、もう一つ質問させていただきたいと思ひます。失礼しました。

あともう一つ質問させていただきたいと思うんですが、今回の法律の三十五条の六号に、廃炉等に関する情報の提供というのがあります。これは、最新技術の知見とか情報というのを国内外に提供する規定というふうの説明されています。これは、情報公開ということではなく、情報の提供という言葉が使われている理由というのは何かあるのでしょうか。

○糟谷政府参考人 情報公開というのは日ごろの業務について必要な情報を公開していくということでありまして、それだけではなく、廃炉等に関する最新技術などの知見とか情報を国内外に提供するということ、また、廃炉対策に対して国民の皆さんも大変御関心を持っておられる場合があります、それに応えて情報を積極的に提供していく、そういうものを含めたものであります。

具体的な情報提供のあり方については、今後、組織設計を進める中で検討してまいりますけれども、能動的に情報の提供を行うということを想定しているものであります。

○三谷委員 ありがとうございます。

みんなの党としては、情報公開というのが今まで以上に積極的になされるような法律案というものを今準備しているところではございますが、事このような国民の関心が集まっている事項に関して、今まで以上の情報公開ということに努めていただきますようお願いさせていただきまして、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○福田委員長 次に、小池政就君。

○小池(政)委員 小池政就です。よろしくお願ひします。

きょうは、前回質問できなかった文部科学省さんにも来ていただきました。しつかり質問させていただきます。このように思ひましたが、ただ、質問が全て前の方とかぶつてしまひました。残念ながらということなんです。ただ、せつかく来ていただいたので、頑張ってというわけではないですけれども、今までの答弁を踏まえて、いろいろ確認をさせていただきたいと思ひます。

といいますのは、今回の原賠支援機構のスキームでありますけれども、そもそもは原賠法がありまして、そこを基準として、どうやって積み重ねていけばいいかということの経緯から決まっていたものでありますから、その原賠法について、まず幾つかお聞きさせていただきたいと思ひます。

今までの質疑の中では、今のところは原賠法の見直しというのはまだそれほど考えていないというところでありましたが、それでは、震災とか今回の事故を経て、特にこの原賠法について課題がなかったということをお考えなんでしょうか。

○富岡大臣政務官 小池委員の質問にお答えしたいと思ひます。

本日の午前中にも午後にも同じような質問をいただいたんです。その都度、原賠法を少しずつ、附則の項目に従つて変えていったというふうにお考えいただければと思ひます。

すなわち、原子力損害賠償法は、原子力事業者が無過失でも全ての損害賠償責任を負うとともに、賠償を行うための措置として、一万キロワットを超える原子炉については一千二百億円の損害賠償措置を講ずることを原子力事業者が義務づけておるのは周知のとこでございまして。これに加え、原子力事業者が原子力損害賠償責任を負う額が一千二百億円を超えると見込まれる場合は、原子力事業者からの申し込みにより、原子力損害賠償

償支援機構が、原子力事業者に対して、損害賠償の履行に充てるための資金交付などの資金援助を行うことができることとされております。

今般の福島第一原発事故についても、このような制度のもとで、迅速、公平かつ適正な賠償を行つていくと私たちは考えております。万が一、原子力事故が発生した場合には、こうした現行の原子力損害賠償法等の制度のもとで、今後も賠償の迅速かつ適切な実施がなされることになるものと考えております。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

それでは、少し具体的な中身についてお伺ひさせていただきます。

今回の事故を経て、今までのスキームに至る経緯の中で、この原賠法について幾つか議論された点もあったかと思ひますが、その中で、まずお聞きしたいのは、天変地異による免責事由ということがございまして。実際、この適用ということと事業者の方から最初のときは要求があつたということではありますけれども、結局それが適用にならなかつたという経緯の中では、この免責事由というものが、あつてもなかなか機能しないものというところが後でわかつたわけではございまして。

今まで議論があつた、災害の巨大さの定義がどうなのかということだけではなく、実際に検討した際に、これは使えないなということになつたわけではございまして。例えば、東電側は、これを適用した際に、裁判によつて免責事由をから取れるかどうかということになるわけではございまして、それも時間がかかつて、ではその間の賠償責任をどうするのかとか、それから、勝つたとしても、被災者また被害者のことを思うとなかなかこれは難しいというところを考えたと思ひます。また、政府側も、これを免責事由だということでは受け取つた場合に、財政負担が非常に大きくなるんじゃないかという懸念もあつたかと思ひます。

その中で、果たして、今のこの免責事由はこれからこのままでいいんでしょうか。これは参考人でも結構ですので、検討の状態を、もし今わか

れば教えてください。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

原賠法第三条第一項のただし書きにつきましては、先ほども委員会でお答えしたとおりでございまして。この異常に巨大な天変地変というものにつきましては、この法案の当時の国会審議におきまして、「人類の予想していないような大きなもの」あるいは「全く想像を絶するような事態」ということを想定してつくつたということではござい

ます。今回の事故に関しても、非常に巨大な天変地変かどうかということについて、常に最新の知識に基づいてもなお到底予想し得ないような天変地変であつたか否かということについては、現時点においても特に変更すべきというふうに考えているわけではございせん。

○小池(政)委員 私が今指摘したのは、あくまで、定義の話だけではなくて、やはりそれを実際に実行しようとした際になかなか難しいんじゃないかということがあるからこそ、検討を必要とするんじゃないかということを指摘させていただいているわけではございまして。

それでは、別の観点でありますけれども、日本の原賠法に流れていきます理念、事業者は無過失・無限責任で、国は援助という形で千二百億円のその先を支援するというところであります。これも、そもそもは国策として原子力をやっていると義務として賠償責任というものは負うべきじゃなかつたのかという議論もあるわけではございまして、そのような点についての検討はどうでしょうか。

○田中政府参考人 原子力事故が起きた場合の損害賠償の責任を誰が負うかということにつきましては、これもこれまでの委員会の中でもその議論があつたかと承知しておりますけれども、基本的には、原子力事業者をやつてきている事業者が一義的に責任を負うというのが国際的にも一般的な考え方だと承知しておりますので、日本におきまし

ても、基本はその考え方に基づいてやっていると
いうことだと理解しております。

○小池(政)委員 いや、その対象の話じやなく
て、無限責任とそれから援助というところだす。
その点についてはどうでしょうか。

○田中政府参考人 無限責任につきましては、こ
れは現在の原子力損害賠償法が事業者に無限責任
を負わせるという体系になってございまして、そ
れに対して、賠償措置額千二百億円を超える部分
についてはさまざまな形で国が援助をするという
スキームになってございます。

今回、この福島原子力事故につきましては、
御承知のとおり、原子力損害賠償支援機構という
ものを新たに作りまして、この原賠法に定めま
す国の援助の一つの形態として置かれたものでご
ざいまして、それによつて、現在、福島第一原発
事故について迅速かつ公平、適正な賠償が行われ
ているというところでございます。

○小池(政)委員 いや、原賠法はそうだからこう
ですよという、それは答弁になっていないんです
が。

それでは、ちよつと別の観点からお聞きします
が、今回、日本は、国際的な賠償の相互条約とい
うことでCSCというものを予定しております。
まず、CSCについて、外務省さん、来ていらつ
しゃいますか、CSCをなぜ日本が選ばれたの
か、その経緯を教えてくださいましょうか。

○廣瀬政府参考人 原子力損害賠償条約といたし
ましては、三系統の条約がございまして。まず第一
がパリ条約、それから第二がウィーン条約、それ
から第三番目がCSC、原子力損害の補完的補償
に関する条約。この三系統が存在する中で、被害
者の救済、それから我が国法制度との整合性等の
観点から、CSCを最も有力な候補として検討を
行ってきたところでございます。

今般、我が国政府といたしましては、国際的な
原子力損害賠償制度の構築に参加することの重要
性を認識し、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染
水対策に知見を有する外国企業の参入の環境を整

えるために、CSCを締結することといたしまし
た。

具体的に申し上げますと、被害者の救済につぎ
ましては、最低賠償限度措置額について、他の原
子力損害賠償条約、ウィーン条約及びパリ条約と
比較したこと、また、拠出金制度をあわせて設け
ていること等にも鑑み、被害者の救済に資するも
のと考えております。また、我が国法制度との整
合性の観点について申し上げますと、例えば、C
SCは、異常に巨大な天災地変を原子力事業者の
免責事由として認めることが挙げられると思いま
す。

このような観点から、CSCを最も有力な候補
として検討を行ってきたところでございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

それでは、そのCSCへの加盟に向けて、日本
側は原賠法の改正等の必要があるかと思いま
すが、具体的にどの点をこれから変えられるおつも
りでしょうか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

CSCの加盟に当たりまして、国際的な原子力
損害賠償の条約としてのCSCの基本的な仕組み
でございましてけれども、これは先ほど御答弁が
ありましたように、我が国の原子力損害賠償制度
と整合性があるというふうに認識してございま
す。

詳細なCSCの規定と我が国内法との関係に
つきましては、他の締約国などにも照会をして
現在、精査を進めている段階でございまして。その
精査を進めた上で、CSCを我が国において実施
するために必要な関係法令に係る措置を検討する
ということになってございます。

○小池(政)委員 昨年からずっと聞いていたう
ちから、CSCには早期に加盟する、そのために国
内的な環境を整備していくということをやつと
おっしゃっているわけでございます。

もう少し具体的に教えていただきたいんです
が、これからCSCの加盟に向けて、原賠法のど
の点を実際に変えられるつもりですか。

○田中政府参考人 具体的に原賠法のどの条項を
CSCの加盟によつて変更しなければならぬか
ということにつきましては、先ほども申し上げま
したように、まだ少し、締約国等に照会をしつ
つ、詳細なところを詰めないといけないと思つて
ございます。

ただ、例えば日本の国内にそもそも仕組みとし
てないものとして申し上げれば、拠出金の仕組み
が、今回例えばCSCに加盟した場合は、CSC
の場合は、加盟国のどこかで事故が起きた場合に
加盟国間で拠出金を出すという仕組みがござ
いまして、これは現在日本の国内にはそういう
仕組みはございませんので、そういったものに
ついては新たな仕組みとして何らかの形でつくる必
要があるのかなというふうには考えてございま
す。

○小池(政)委員 なかなか進んでいないように見
受けられます。

CSC自体は、恐らく、アジア諸国向けに原発
の輸出を考えていらつしゃつて、その整備という
形で今整えようとしてられていると思うんですが
その前段階の国内環境づくりというものをしな
ければならないわけでございまして、今おつ
しゃつた点だけではなくて、さつき外務省さんが
国内法との整合性があるということで天変地異の
免責事由というもおつしゃいました、先ほど
私が指摘したように、果たして、今の日本の原賠
法の中の免責事由というのが、文言としてはあり
ますけれども、これは本当に機能するものなのか
どうかということもしっかりと検証する必要がある
と思います。

また、CSCとのこれからの整合性でいえば、
例えば、原子力損害の定義でありますとか、国の
公的負担の義務でありますとか、そういう点が課
題になってくるわけでございますから、早急に検
討をお願いいたします。

では次に、今度は支援機構法についてお伺いさ
せていただきたいと思ひます。こちらは経産の方
にお伺いさせていただきます。

今回、このような機構のスキームに至つた経緯
としまして、幾つか確認をさせていただいておる
んですが、その中に、東電を債務超過させない
ということがありました。

これは、債務超過によつて非常に社会的に混乱
が起こるんじゃないかということを想定されてい
ると思ふんですが、大臣にお伺いさせていただ
きたいのが、東電が債務超過、倒産等になった場
合に、何かシステムリスクのようなことが想
定されるんでしょうか。これは、JALとはどこ
が違うんでしょうか。

○茂木国務大臣 前政権時代の二〇一一年の六月
に、原子力損害賠償支援機構法を制定する際、あ
わせて、賠償に関する政府の支援の枠組みを閣議
決定しておりますので、その中において、損害賠
償、設備投資等のために必要とする金額のすべて
を援助できるようにし、原子力事業者を債務超過
にさせない。こととした、このように承知をいた
しております。

そこでは、原子力事業者が債務超過になること
で、電気事業全体の資金調達に支障を来す事態を
回避することも重要と認識されていた、このよう
に考えております。

一概に、さまざまな産業を、何が重要で何が重
要でないとか、そういった形で比較するのは難し
いと思ひますけれども、国民生活として日本の経
済活動を行っていく上で、電気の安定供給、ま
た、それに必要となります事業者の資金の調達で
あったりとか事業運営は極めて重要な課題であ
る、このことは現在も変わっていないと思つてお
ります。

○小池(政)委員 確かに、当時、現在の原賠法の
基準でスキームを考えた際に大変苦労されたとい
うことはよくわかつております。

その際に、このスキームで達成しなければなら
ない基準として、債務超過させないという話はあ
りました、やはり大事なものは、賠償をしつかり
とやらなければならぬ。また、大臣おっしゃつ
たような電力の安定供給、それから事故の収束、

それから社債市場の安定でありますとか金融システム

の安定でありますとか、そういうものを包含して達成するためにかなり尽力されたスキームだ

とは思っています。

ただ、ここで抜けているのは、やはり、債権者

だったり東電の負担という責任とか、そこをどうするかという話であります。それも当然考

慮されて取り組んでいらつしやるかとは思っています。大臣にお聞きしたいのは、東電の現在のリス

トラ状況についてはどう考えていらつしやるかという

ことでもあります。

二〇一一年十月に経営・財務調査委員会が報告

書を出しておりますが、その後の取り組みに對し

て、今、大臣はどう考えていらつしやいますで

しょうか。

○茂木国務大臣 東電の合理化、リストラをどう

評価しているかということでありまされども、

日本語で言いますリストラという意味でいいま

す、前回の総合特別事業計画で目標として定め

ました人員の削減であつたりとか資産売却等につ

いて基本的にクリアをした上で、本年一月に認定

をいたしました新・総合特別事業計画において、

ムの中で法的には進めることは規定されていな

い、株主でありますとか銀行等の債権者の責任に

ついてはどう考えていらつしやいますでしょうか。

○上田政府参考人 株主と銀行の責任をどう考え

ているかというお尋ねでございます。

原子力損害賠償支援機構法の中で、特別事業計

画というものがござります。この中で、株主や金

融機関等の関係者に対して、賠償の履行に充てる

資金を確保するための協力要請に関する事項を記

載するというふうにされております。

ことしの一月に新しい総合特別事業計画を認定

いたしました。その中で、東京電力は、まず、株

主に對しましては、無配当を継続すること、それ

からホールディングカンパニー制への移行を了承

すること、それから、機構保有の東電株式の売却

がなされた際に一層の株式の希釈化ということが

起こるわけですが、その容認といった形で協力

を取りつけることとしております。

それから、金融機関に對しましてでありま

ただ、銀行は、何で担保をつけるようになって

いったのか。一番最初の一九九〇円はたしか無担

保だったと思えますけれども、それがだんだんと

貸し出しをするときに担保をつけるようになって

いった。それは、恐らく東電の信用力というもの

にも関連していると思っております。

例えば、銀行側からの意見として、電力が何で

ほかの会社と比べて信用が高いのかという話の中

に、一つは、さつきありました、原賠法の免責事

由があるということがござります。今回の事故に

よつて、この免責事由そのものが機能しないとい

うことがわかつてしまつたわけでございますが、

もう一点あるのは、総括原価方式であるという

ことなんですね。それが有限責任、薄いつけ

れども利益を積み重ねていつて、無限責任であつ

ても、何十年にもわたつて資金の返済を行うこと

ができるんじゃないかということがその前提にあ

るわけでございます。

その信頼の根拠となつてゐるのが今の二つなの

でございますが、例えば、今までの会計処理等を

見てみてもかなり厳しくなつてゐるということ

を鑑みると、これからちよつと違つた角度でも考

えていかなくちよつとけんけんけんけんけん

を思つてしまつたわけでございます。

例えば、東電が支援機構から受ける援助の分の

資金が、東電のBSを見ますと資産計上されて

るわけでありませう。東電がそれを受けて取つて賠償

に回すはずなわけでございますが、それをなぜか

見込みという形で資産計上してゐる。平成二十四

年度末で見ますと八千九百十八億円、大きな金額

が計上されております。本来は、融資でありませう

ので、それを受けたときに債務計上するといふも

のでござります。なぜか資産計上してゐる。

これは、交付金と東電が負担する特別負担金、

この関係をリンクさせないといふことから、何と

かあえて債務超過を回避させるための会計だとは

思ひますが、このようないふことを積み重ねてい

て本

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

三九

にはあるわけでございます。

また、これは必ずしもマイナスな面だけを私は言っているわけじゃなくて、何か責任をとれということだけを言っているわけじゃなくて、やはり分社化という形で、前向きな会社という形で、例えば廃炉でありますとか、そのほかの部分というものを切り出さないと、これから何十年も続くその事業に対して、本来は結構海外に対しても展開できるような大変有意義な事業であるにもかかわらず、支援機構と一緒に何かペナルティーでずつとやらされてしまっているような、そんな取り組みになってしまふんじゃないかということをお大層危惧しているわけでございます。そのような観点からぜひ一度お考えいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○茂木国務大臣 東京電力におきまして、電力システム改革を先取りしまして分社化を進める、持ち株会社のもとに燃料・火力、そしてまた送配電、小売の各事業会社を設置する、そして、持ち株会社がグループ全体のリソースを活用して賠償、廃炉・汚染水対策に責任を持って取り組む、望ましい方向だ、このように考えております。

ただ、債務超過にならなくても破綻処理が申請できるというんですけれども、恐らく自分からされるという可能性は極めて少ないんじゃないかなと思っております。それから、債権者の利害調整、全くできない、絶対にできないという話ではありませんけれども、恐らく、実際に債権を持っている方、今度は株主との関係とか善管注意義務の問題が出てまいりますので、その調整がスムーズに進むかといいますと、これにつきましましては相当難しい問題だ、困難を伴う問題だ、実際にはそのように考えております。

○小池(政)委員 確かに難しいわけでございますが、例えば、その責任についても事故の後で分けるということも可能性としてできないわけではないことではございますから、特に融資というのはそれができますし、また株も、二社をつくることによつて株を分けて、それによつて、一部は毀損

するけれども、一部はこれからその株価が高まっていって、それによつて回収できるんじゃないかというようにも考えられるわけでございますから、ぜひ、これから長い期間になるわけでございまして、そこで働く人のことも考えてみて、しっかりと検討していただきたいと思っております。

その際に、発送電分離というのが電力の自由化の後に続くわけでございますが、当然、東電もその対象として、もしくはこれが主導して、発送電分離のモデルというか、これからこういう形もあるというのを進めていかれるんじゃないかなと思っておりますが、その見直し、また予定、計画等、わかつたら教えてください。

○上田政府参考人 東京電力の自主的な発送電分離をどのように進めていくかというお尋ねかと思っております。

東京電力は、ことしの一月に認定いたしましたいわゆる新・総合特別事業計画の中におきまして、電事法第二弾改正の施行が前提となるわけでございまして、二年後の二〇一六年の四月を目途に、自主的に発送電分離を行い、持ち株会社をつくりまして、そのもとに、燃料・火力、送配電、それから小売、これらの事業会社を設置することとしております。また、持ち株会社が、グループ全体のリソースを活用いたしまして、賠償、廃炉・汚染水対策等に責任を持って取り組むこととしております。

東京電力には、電力システム改革を先取りしていただきまして、分社化など従来の発想にはない改革や経営努力を行っていただき、電力の安定供給と新たなサービスを提供することで企業価値を向上させていただくことを私どもとして求めておりまして、これが廃炉や賠償の円滑化、さらに福島復興の加速化にも資すると考えているところでございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。そうすると、今おっしゃった燃料・火力、そこに原発の発電事業も入るといって考えていいんです

でしょうか。そして、そのときに特別負担金がその料金に乗つけられて、これから回収が続くというように理解でいいんでしょうか。

○上田政府参考人 東京電力の持つ原子力発電事業といたしましては、福島も事業もございまして、柏崎刈羽の事業もあるわけでございまして、こうした原子力の事業を、燃料・火力の部分に入れているのか、あるいは本体において対応しているのかといったところにつきましては、今後、東京電力において検討されることとなるものと承知してまいります。

○小池(政)委員 その本体というのはどこなんですか、分離したときの本体というのは。お願いいたします。

○上田政府参考人 本体といえますのは、グループ全体の持ち株会社という意味でございまして、

○小池(政)委員 ちよつとわからなかつたんです。社が、本体の中に、持ち株会社で原発の発電事業会社である程度利益を上げて、その中で特別負担金が回収されていくというふうなスキームも考えていらつしやるということなんでしょうか。

○上田政府参考人 東京電力の原子力発電所、例えば福島第一原子力発電所は廃炉を行っていくわけでございまして。こういった、ある種、原子力の発電事業というよりも廃炉事業を行っていくようなものを、燃料・火力カンパニーのもとに置くのか、それとも東京電力の持ち株会社とか全体を見るところに置きまして賠償、除染等をしっかりとやっていくのか、そういったところについてなお検討の余地があるところでございます。

また、人材の問題もございまして、その際、柏崎刈羽原子力発電所を含めました原子力の体制をどうしていくのかということにつきましては、なお今後、東京電力の中におきまして検討がなされるものだと承知しております。

○小池(政)委員 また自由化の議論の際に確認をさせていただきたいと思つた。あとは、現状、今国が東電の株式を持っている

中で、少し懸念があるのは、国としては、一番大きな株主として東電に関与しているわけでございまして、一方で、国、特に経産省としては、東電から提出される電気料金について査定しなくてはいけないという立場でもあるわけでございまして。

ですから、立場としては、株主の立場としては利益を上げてこれから再生を図っていただきたい、ただ一方で、国、経産省としてはなるべく電気料金を抑えて国民の負担を下げなくてはならないという視点も備えなくてはならないわけでございまして。そこら辺の相反する観点、どのようにこれからバランスをとっていくかというつもりでしょうか。

○茂木国務大臣 今の質問の前に、先ほどの件で若干追加をさせていただきます、基本的には、燃料・火力の部門が発電事業を担う、そして、送配電、小売は名前のとおり事業を行う事業会社ということになりまして、その上に持ち株会社がありまして、そこで各事業会社からの収益で例えば賠償、廃炉・汚染水対策を行っていく、こういう基本的な構造であります。

東電の場合は、例えば福島第一の廃炉も抱えております、その費用、そして炉の設置者としての負担金の問題もあるわけであります。そういった福島の問題であったり、それから柏崎、これといった燃料・火力事業会社に持たせるのがいいのか、それとも持ち株会社で全体的にそこも含めて管理をした方がいいのか。これは、資金の問題それから事業運営の問題等も含めて、二〇一六年の四月をめどに新しい体制ということでありますから、東電において検討されるべき問題であると考えております。

その上で、国の立場それから株主の立場の利益相反にも関連した問題であります。国の立場としては、東電が分社化などの電力システム改革を先取りして企業価値を向上させることが、結果としては、例えば株価も上がったこと、除染などの費用相当分の早期回収も可能に

なることでありまして、これが国民負担の抑制につながる、またつなげてほしいと思っております。

一方、株主の立場で申し上げますと、当然それは収益が上がった方がいいわけでありましてけれども、電気料金につきましては、電気事業法におきまして詳細に制度が設定をされておりますので、具体的には、電気料金審査専門小委員会におけます中立的、客観的な検討を踏まえて、最大限の経営効率化、合理化努力を踏まえたものであるかどうか、厳正に審査を行うこととしたしております。

そういった観点からしますと、普通の株主であつても、余り経営改善努力をしないで単に料金が値上げできるようなシステムにはなっていないということでありまして、また、国が株主として考えなければならぬことは、経営効率化の努力もないままに単に料金の形で国民に負担を求める、こういった場合には、利用者の信頼の向上、こういった意味からも問題があると考えております。

○小池(政)委員 株式の原資ももとはやはり公金という形で国民から出ているわけでございますから、しっかりと公益の観点を持ち続けていただきたいと思います。

もう時間ですかね。では、一点だけ。この法案に直接関係するところで、今回、廃炉の機能をくつつけるということでございますが、区分経理はどうなっているか、教えていただけますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法改正で追加する廃炉関係の業務につきまして、現行の負担金で賄うということになっておりますので、法律上、区分経理は行わないこととしております。

他方、新しい機構の業務の効率化等の観点から、支出の面におきまして、廃炉関係の業務、賠償関係の業務でそれぞれの程度の支出があるかどうかのをいば見える化するという努力はしな

ければいけないと考えております。

今後、新機構の詳細な組織設計とあわせまして、このような工夫について検討していくとともに、機構の予算は毎年主務大臣が認可をすることになっておりますので、予算認可の際に当たつても、業務の効率化が図られているかという点をしっかりと見てまいりたいと考えております。

○小池(政)委員 賠償とは全く違う内容なので、しっかりと分けて検証できるようにしておいてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○富田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

原子力損害賠償支援機構法改正案について質問をいたします。

最初に、汚染水処理対策について質問いたします。東電の廣瀬社長においでいただきました。

まず、地下水の挙動把握の問題ですけれども、私も当委員会でもこの問題を取り上げてまいりました。要するに、地下水の挙動把握、粘土層のさらに下の深い透水層において汚染がどのようになっているのか、調査が必要ではないのか、こういうことについても取り上げてきたわけですが、これまでより深い岩盤の中の中粒砂岩層の地下水からも比較的高い放射性物質が検出されたという聞いております。

この下部透水層の水質調査状況について説明をしていただけますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

秋の臨時国会の経済産業委員会では先生からその御質問を承りまして、そのときに、下部透水層についてはこれから調査だということを申し上げたと思っておりますが、それ以降、十二月から一月にかけて、いろいろな穴から下部の透水層の水をくみ上げようということで、何度もトライしてまいりました。

その中で、はかるたびに多少のばらつきが出てしまいましたが、そのはかり方をしっかりと整えまさんと、正しく下部透水層の水をちゃんと採取して

いるのかどうかというのがはっきりいたしませんで、いろいろな試行錯誤をしております。その間で得られた数値がばらついております。ただ、総じて、いわゆるトレンチから水が漏れているような、そうした高度な汚染の状況ではなくて、非常に低いレベルで、ただ、数字が少し一定しないという状況が続いております。

そこで、採取の仕方等々について、専門家の先生方も含めて、どうやったらうまくとり方があるだろうかということでも本当にいろいろ試行錯誤して、今やつと、こういう方法がいいのではないかと、いう形が見えてまいりまして、近々、その方法でもう一度またトライしようという状況に來ております。

○塩川委員 経産省にお尋ねいたします。

一定量の放射性物質が下部透水層から出ているということでもあります。もちろん、検査体制ですとか検出方法とか、いろいろ工夫はされるということですが、調査ポイントも二カ所ということでもありますが、やはり改めて、汚染の全体状況を把握するためには、ポイントをふやすとか、あるいは深さについても工夫をするとか、より一層深層の地下水を含めた調査対策が必要ではないのか、私はこのように考えますが、この点についてはいかがですか。

○糟谷政府参考人 一番上の透水層が中粒砂岩層で、その下が互層であります。互層の水質がどうかという点については我々も大変関心を持って見ておりまして、今、先ほどの十一月から一月にかけて採取をした井戸が二つなんですけれども、それ以外にも互層の水質を確認する観測井を掘ってもらうようにということをお願いして、それは進みつつあります。

この二カ所以外にも、もっと海側で確認をするかどうか、護岸の際ではかるとどうなるか、そういうことの体制が整いつつありまして、互層の水質については引き続きフォローをしていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 ぜひ、全体的な把握と同時に、動的

な把握ということが重要だと思っておりますので、こういう点でのしっかりとした調査等々を進めていただきたいということです。

次に、地下水の流入抑制策の関係ですけれども、その点で凍土方式を進めているわけでありま

す。ただ、タービン建屋そのものが、もともと削つて、底に地下水がかなり流れ込むという場所でもありますし、一定のところ、埋め立ても含めて整地をしているという経緯で、当時の状況でいいますと、海側に盛り土をしたような部分というのがしっかりとした転圧などが行われているのか。そういう点でいいますと、凍らせるとした場合においても、一定の均質な土壌など地質状況で可能ではないのかと思うんですが、塊を含んでいるような不均質な地盤のような場合に凍土方式ではなかなか凍りにくいのではないのか、こういう懸念もあるわけです。こういった不均質な地質状況においてこの凍土方式というのは有効なのか、この点についてはどのように受けとめておられますか。

○糟谷政府参考人 凍土方式の遮水壁であります。これは設計をしていきなり施工するわけではございません。フィージビリティスタディーを行っております。具体的には、配管など埋設物がある場合、それによって不均質な地質になっている場合でも凍結可能であることは、実験槽において既に確認をしております。また、地下水の流速はサイトの中では一日当たり〇・一メートルというふうな考ええておりますが、これを上回る流速、一日当たり〇・七メートルでも凍結が可能であるということも確認をしております。

これは実験槽において既に確認をしたことでありますけれども、それだけではなくて、さらに、福島第一原発のサイトの中で、実際に十メートル四方の小規模の遮水壁を設置して、今凍らせております。こういうことで実際に凍結することを確認した上で、実際の本施工に入っていきたいと思

います。

この間、検証で得られた成果は、順次設計にも反映をいたします。また、施工に当たっては、先行ボーリングを行って地盤の確認も行いますし、必要に応じてグラウチング等を行って地下水の流速を抑えたり、または凍結材の温度を下げて確実に凍らせることができるようにする、そんな対策を講じるということにしているところであります。

○塩川委員 凍土方式の有効性をしっかりと検証していただくと同時に、それだけに頼るというものではないということは、当然、東電も、経産省、政府としても取り上げていることであります。

そういう意味では、敷地全体を視野に入れた、こういった遮水を図るような地下水流入抑制策、そういう点で敷地全体を周りの地域から隔離する、そういう取り組みが必要だというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○槽谷政府参考人 まさに敷地全体に対する対策ということで、凍土方式の遮水壁に対する重層的な対策ということで、表面遮水といいますが、フェーシングを検討しております。これは、建屋に流入をしている地下水の大半が、福島第一原発のサイト内もしくはそのサイトの周辺に降る雨水が地下水になったものだということが、地下水の動態、挙動を専門家によつて把握していただく中で明らかになりまして、したがって、雨水が地下にしみ込んで地下水になるというのを防ぐ対策が非常に有効であるということでありまして、これは非常に広範に、二平方キロメートルぐらいの表面遮水をやるのと相当効果がありますし、仮にそこまで広くやらない場合には、表面遮水をやり、その表面遮水の際に追加的な遮水を行うというところで、二平方キロメートルより狭い場合であっても同等の効果が確保できるというようなことを専門家の検討により確認をしていただいております。

○塩川委員 ぜひ、多重、多層の取り組みということで進めていただきたい。次に、トリチウム対策についてであります。やはりトリチウムの除去というのは大きな課題となつていっているという点で、いろいろ技術提案もされていると思うんですが、トリチウム除去に關しての技術提案、その点について御紹介ください。○槽谷政府参考人 昨年の十月二十三日までIRIDが行った汚染水対策に係る技術提案の募集では、合計七百八十件の情報が寄せられたわけでありますが、このうち、トリチウムについては、トリチウムの分離技術でありますとかトリチウム水の貯蔵方法について、百八十件を上回る情報をいただいております。具体的に申し上げますと、トリチウムの分離技術につきましては、原子力分野で既に研究をされている分離技術、例えば電解法ですとか、CECE法という化学交換電解セル複合法等の技術、それから、原子力分野で研究をされているもの以外の分離技術も、凍結濃縮法であるとか、吸着材であるとか、そんなものが提案をされております。

また、トリチウム水の貯蔵方法につきましても、鋼管を地下に埋設して鋼管内に汚染水を注水する方法ですとか、深度百メートルから五百メートル程度の地下の深いところに直接注水をする方法ですとか、二重殻、ダブルハルの構造のタンカーの技術を活用して、海から隔離した陸地に保存するという方法ですとか、大規模な地中タンクをつくつてはどうかというような方法ですとか、こういう御提案をいただいております。

いづれにしても、トリチウム水については、この取り扱いを最終的にはきつちりと明らかにしなきゃいけないわけでありまして、分離技術だけではなくて、大量のトリチウムを長期の間で貯蔵する場合は放出のリスク、それから環境影響、費用対効果なども含めて、総合評価を今行っているところでありまして、汚染水処理対策委員会のもとでトリチウム水タスクフォース

で、きょう、第七回目を開いておりますけれども、これまで検討を進めております。

○塩川委員 タンカーなどは非常に不安でもあるわけで、そういう点でも、安定的な貯蔵方法、同時に分離技術というところで大いに進めていただきたい。

大臣にお尋ねしますけれども、やはりこれまでも大量の放射性物質で海が汚染をされているわけですから、もうこれ以上放射能で海を汚さない、こういう基本原則に立つた対策に全力を挙げていただきたい。この点についての決意をお聞かせください。

○茂木国務大臣 まず、汚染水問題につきましても、三つの基本的な方針、地下水を汚染源に近づけない、そして汚染源そのものを取り除く、そして汚染水を漏らさない、こういう原則のもとで、アクションプランを昨年の九月十日につくりまして、そういったアクションプランが十分に機能しない場合や潜在的なリスク等々を考えまして、より重層的な、予防的な対策も現在とつていえるところでありまして、そういう中におきまして、海洋の状況等々のモニタリングを定期的に行つておりますが、委員も御案内のとおり、外洋におきまして汚染水の影

響につきましても、基準値をはるかに下回る値、そしてまた検出できないほど低い値、こういう状況が継続的に続いております。こういう状況を維持するとともに、汚染水問題を抜本的に、先ほど申し上げたような大きな方向のもとで解決することが汚染水の影響を海に及ぼさない上で極めて重要だと考えております。

○塩川委員 フローで数値が低いと言われても、ストックでも大きくなっているということを前提での対策が必要だ。

そういう点でも、トリチウムについては、放出が選択肢として挙げられているという点では、私は、そういうことをとるべきではないと。トリチウムの健康、人体への影響についてはまだまだ諸説あるわけで、安全サイドに立つた対策をしつか

りを行うと。ですから、トリチウムを含めて放射性物質を海に流さないという立場での取り組みをしつかり行うべきだ、このことを強く求めておくものであります。

次に、原子力規制庁にお尋ねいたします。原子力規制庁から、福島第一原子力発電所における主なトラブル一覧表というのをいただいております。

福島第一原発のトラブルの件数がどのくらいであつて、そのトラブルの特徴がどのようなものか、この点について御説明をいただけますか。

○山本政府参考人 お答えいたします。

まず、一覧表の全体のスコープでございますけれども、福島第一が事故を起こしました二〇一一年の三月十一日から本年二〇一四年の二月二十五日現在で取りまとめたものでございます。

それで、トラブルあるいはトラブルに準ずるものという形で私どもは抽出しているわけでございましてけれども、まず、全体件数としては百七件ございまして、このうち、汚染水が漏れいたしたものあるいは堰の亀裂など汚染水関係のトラブルは、この百七件のうち八十七件ということで、約八割程度、こういう状況になつていましてござい

○塩川委員 今御説明いただきましたように、主要なトラブルというのは汚染水です。

ですから、そういう点で、言われているように、福島第一の事故というのは、廃炉に向けて何よりも困難なのが汚染水対策だということが改めて浮き彫りとなるわけであります。スリーマイル島やあるいはチェルノブイリにもない重大なトラブルであるのがこの汚染水問題です。

東電においては、汚染水対策について後手後手に回るとなつておりました。そういう点で、当事者能力がないということとは昨年四月以来の対応で明白であります。

本法案は、政府が昨年決定しました汚染水問題に関する基本方針及び福島復興指針に基づいて、原賠機構に事故の廃炉関係業務を追加し、新た

な体制を構築するものですが、東電と一体となつて経営を支えてきた機構がこの汚染水対策でどのような役割を果たしたのか、このことが問われるわけであります。

経産省にお尋ねしますが、当委員会でも昨年来議論が行われましたけれども、二〇一一年六月の東電株主総会に向けた時期に、債務超過の懸念から約一千億円の遮水壁構想の公表が見送られ、結果としてやむやみになり、採用されなかった。このことが昨年議論となつたわけですが、このいつの時期に機構の運営委員会では汚染水問題についてどのような議論を行ったのか、どのような対策を東電に求めたのか、この点について御説明ください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
原子力損害賠償支援機構法に基づきまして、特別事業計画というのが政府に出されるわけでございます。これは、原子力事業者である東京電力と原賠機構が共同して政府に申請することになっているものでございます。機構では、この政府の申請に先立って、運営委員会の議決を経るということになっているところでございます。

直近のこととして一月二十日に認定をした新・総合特別事業計画において、廃炉・汚染水対策につきましましては、汚染水・タンク問題に対する反省と今後の取り組み、あるいは廃炉カンパニーの創設といったことが盛り込まれているところでございますが、このようなものが盛り込まれた特別事業計画は、機構の運営委員会において議論が行われて、議決を経た上で政府に申請されたものと承知をしております。

○塩川委員 直近の話は聞いていないんですよ。そもそも、二〇一一年六月に議論があつて、この遮水壁の問題、陸側をどうするかという議論があつて、結果として、二〇一一年から二二年にかけて、海側はやるけれども陸側はやめておきましようね、こういう話になった。そういうときに機構は既に存在をしていたわけですから、このときに機構の運営委員会ではこういう汚染水対応に

ついてどういふことを検討したのか、そこが聞きたいんですよ。

○糟谷政府参考人 機構は賠償資金の支援をするという役割を担っておりますので、その観点からの議論をしておつたというふうに承知をしております。

○塩川委員 その中身を教えてください。

○糟谷政府参考人 申し上げましたのは、具体的に汚染水対策をどうするか、それから廃炉をどうするかということについては、東電と政府の対策本部で決定をしていたということでございます。

○塩川委員 いや、機構の役割がどうか、つまり、今回機構も廃炉を請け負うわけですから、そういう点で、そもそも、この廃炉、特に汚染水対策の問題についてどういふ議論を機構の運営委員会でやってきたのかというところを知りたいんですよ。そこについてのしつかりとした総括があつてこそ、今後の問題につながってくるんじゃないですか。

こういった遮水壁の問題、例の陸側遮水壁もつくりましようという当時の馬淵補佐官の提案、東電の方もそれを受けたというふうに言われているわけですが、その経緯についてはどんな議論をされたんですか。

○茂木国務大臣 当時は我々の政権でありませんでしたので、政府と東電のやりとりの詳細については、私個人としては承知をいたしておりません。

一方、機構におきましては、主要な業務は賠償の支援ということでありまして、交付国債の枠を決めるということと円滑な賠償を進める、こういったことを重んじた業務として進めてまいりました。

○塩川委員 これは今回お願いしております法律の改正におきまして新たに機構の機能としてつけ加えたいと思つていらっしゃるわけですが、その中に、特別事業計画における廃炉の実施状況、実施体制の整備について記載することに今後なつていくわけであります。そうしますと、それ

を見た上で、機構においても、さらには主務大臣におきましても必要なチェックができる、こういう体制になつてまいると考えております。

○塩川委員 どんな議論をしたかというこの紹介がないんですよ。

賠償支援ということでの機構の役割のお話がありましたけれども、先ほど藤原調整官の方からの説明もあつたように、特別事業計画を東電と一緒に出すのは機構ですけれども、平成二十四年五月の総合特別事業計画を見ると、機構による一兆円の財務基盤の強化、その目的は賠償と着実な廃止措置と電力の安定供給を掲げているわけで、汚染水を含む廃炉、廃止措置に關与することが当然目的として挙げられているわけです。だからこそ、どんな議論をしたのかというのをはつきりさせてほしい。

またも議論もしていないんだつたら、こういう機構が汚染水を含む廃炉を扱うにふさわしいのかどうかというのが問われているんだ、そのことを聞きたいんですが、いかがですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど大臣の答弁にもありましたとおり、これまでの機構は、東京電力の経営全体をチェックしつつ、損害賠償の支援を行うという機能を果たしてまいりました。今回私どもが法改正で追加をお願いしているものは、廃炉につきまして、これは東電の経営上重要な事項であることはもとよりでありまして、その部分について技術的、専門的な支援を行うことにしたいという趣旨のものでございます。

したがって、これまでの個々の運営委員会の場で廃炉について議論があつたかどうかというのは、これは機構の内部の会議の問題でございまして、私どもとして承知する立場にないところでございますが、経営の問題の一つとして議論されていったものと考えております。

○塩川委員 いや、経営の問題であれ何であれ、説明を求めても説明がないじゃないですか。それだから、そもそも廃炉を担うような資格があるのかどうかということが問われているんですよ。経緯として重大な問題で、前の政権のときであれ、継続しているわけですから、そういった機構が継続した業務の中でどんなことをやっていたのか、このことが問われているわけですよ。

もともと機構の成り立ちを考えると、二〇一一年の五月十三日の関係閣僚会合や六月十四日の閣議決定にあるように、東電に対する機構の援助には上限を設けず、必要があれば何年度でも援助し、原子力事業者を債務超過にさせない、こういう合意に基づいてつくられているのが機構であつて、いわば東電は潰さないという約束に基づきつくられたものであります。

そういう点では、当事者能力のない東電の汚染水対策を含む廃炉対策を機構が担う資格そのものがないということも重ねて申し上げておきたい。

その上で、国は、技術的に困難ということを理由にして、廃炉や汚染水対策にこの間税金を投入してまいりました。復興指針では、国が前面に立つて原子力災害からの福島再生を加速する、国と東電の役割分担とあります。この復興指針に基づき機構法に廃炉等の業務を付加すること、資金援助の枠組みを利用できることになり、いわば際限のない国民負担、電気料金アップ等、税金投入の道を開くことになるのではないのか、このことが問われているわけでありまして。

そこで、東電にお尋ねをいたします。
この廃炉経費についてでありますけれども、福島第一の一―四号機の廃止措置完了までの費用総額について、これまでの一兆円の内訳についてはどのようなものを御説明ください。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。
現時点で最新の決算が終わっておりますのが、昨年の十二月末、いわゆる平成二十五年度の第三・四半期末の決算値でございまして、その段階での計上額が九千七百億でございます。

その内訳としましては、事故が起こつた年の十二月までのいわゆるステップ1、2と言われているときでございまして、そのときに要したお金が

千八百億でございます。これはもうほとんど終わつておる所でございす。そのほかに、まさに今、中長期ロードマップで、これから、燃料デブリを取るか使用済み燃料を取り出すとか、それから汚染水対策をする、タンクをつくる、こういうようなことで約六千億を計上しております。そのほかに、いわゆる解体費用というんでしょうか、最後の解体のために千九百億。以上で九千七百億を引き当てております。

○塩川委員 今、六千億ということで御説明がありました中長期ロードマップ対応費用のその内訳についても御説明いただけますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。これもちよつと細かいのですが、大きく四つのカテゴリーがあると思っております。

プラントの安定状態の維持継続、これはずっと注水をして温度をしっかりと保つというようなことでございす。それで約千三百億程度。それから、発電所全体の放射線量の低減、汚染水の拡大防止対策、これで約四百億でございます。それから、使用済み燃料の取り出しで千六百億。それから、燃料デブリその他中長期的な課題で二千六百億強。合計で約六千億、これが中長期ロードマップの内訳でございます。

○塩川委員 燃料デブリ取り出しなどその他の中長期課題に係るものが二千六百億強ということを含めて、内訳についての御説明をいただきました。追加の一兆円の部分についての使途はどのようなになっておりますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。今申しましたように、現時点で既に九千七百億を引き当てておりますが、実際に使っている、その中からお金として使われて取り崩されてしまったというのは、まだ三分の一程度でございます。したがって、まだ緊急にお金が必要になるという状態ではございませんけれども、ただ、これからまた長い期間にわたつてそうした対策をとっていく際に、例えば、万が一にも予算的

あるいは資金的な制約から本当に必要な工事ができないというようなことがあつてはゆめゆめいけなないと思つておりますので、今回、特に、何に幾ら、何に幾ら、何に幾らというところで一兆円と積み上げたものでなくて、今後の大きくかかるであろうというものに備えて一兆円というのをこれから積んでいくということでございます。

とは申しまして、ある程度、既にこれから使つていかなければいけないというのは出てきておりまして、それは、ALPSであるとか、それからタンクのリブレースであるとか、こうしたものは既に計上した九千七百億には入つてございせんので、今度積んでいくその一兆円の方から使つていくというふうに考えているところでございす。

○塩川委員 ALPSの増強やタンクのリブレースという具体の話がありましたけれども、もうちよつと全体に係る話で、丁寧な御説明を事前にもいただいているんですけれども、そういう丁寧な説明でお話いただけますか。

○廣瀬参考人 一兆円の使途ということはいまですと、現時点ではつきりしておりますのは、今申し上げたタンクのリブレースであるとかALPSの新しいものというようなことであります。それ以降については、これから経常的に出ていく、例えば、今、あちこちで穴を掘つてサンプリングをして、それを解析しておりますが、そうしたことの委託費であるとか、それから水をぐるぐる回していくための費用であるとか、そうした費用として出ていくものももちろんこの一兆円の中から使つていくと思つておりますが、何か新しく建設して何かのためにということであると、今現在ではつきりしているものは先ほどの二つというところでございす。

○塩川委員 東電からファクスでいただいたペーパーによりまして、この追加一兆円について、汚染水対策を初めとした廃炉に向けた取り組みを着実に進めるため、これまで手当てしてきた一兆円と同程度の支出が必要になつても対応できるよう

に、既存投資計画の削減や費用の抑制により一兆円捻出することとしています。

主な使途は、投資関係、十カ年で七千四百億円程度。その中身としては、新事務棟など労働環境の抜本改善や、多核種除去設備の増強、フランジ式タンクのリブレースなど汚染水対策などとされています。費用関係については、十カ年で三千億円超。内容については、放射線管理業務委託費、汚染水処理装置運転委託費、汚染水処理装置の点検・保守費用などとなっております。

これは、このとおりでよろしいですか。

○廣瀬参考人 はい、そのとおりで結構でございます。

○塩川委員 労働環境の改善や汚染水対策への投資ということで、汚染水対策のランニングコストなどを使途としているわけですが、これは一応、見積もりすると十カ年ということですね。それより先のものについてはどうなんですか。

○廣瀬参考人 これは、今後十カ年で我々が一兆円を手当てしていくということでございますので、その十カ年間に全てのお金が出ていくということでもございせんし、必要な場合には必要な額が出ていくということでございますので、十年目以降にもお金がまだ残つていけば、十年目以降の工事その他費用についても当然そこから出ていくということになると思ひます。

○塩川委員 残る場合もあるかもしれないし、足りなくなる場合もあるかもしれませんけれども、そういう意味では、一応この追加の一兆円の使途というのは十カ年という見通しですから、十カ年より以降のことについては新たな手当てが必要だということが基本にあるということでありま

す。そういう点では、汚染水対策などに継続的に経費がかかるのは当然なわけで、いわば廃炉経費が二兆円におさまることはないということも今の東電の御説明の中にあつたわけでありす。

そこで、その中で、経費の算定について一点お聞きしたいのが、燃料デブリ取り出し費用等の算出方法に対する検査院報告書を踏まえたものであります。

会計検査院が一連の東電の会計上の問題について報告書を出しております。先ほどの東電の説明では、燃料デブリ取り出し費用等は二千六百億円強という御説明がありました。会計検査院報告によりまして、東電は、燃料デブリ取り出し費用等について、スリーマイル島事故の実績に基づき二千五百億円と算出、しかし、福島第一原発は、スリーマイル島と異なり、原子炉圧力容器の気密性が失われていたり、原子炉圧力容器が損傷していたり、さらに損傷燃料が圧力容器外にも溶出していたり、放射線量が非常に高い状況となつていたりしていることなどから、上記の金額は不確実性の高い概算額であり、実際の燃料デブリ取り出し費用等は今後変動する可能性があること。

つまり、このスリーマイル島事故などをもとに算出した燃料デブリ取り出し費用等の二千五百億円、先ほどの二千六百億円強にも対応する部分ですけれども、もつとかかるかもしれないということの指摘です。燃料デブリ取り出し費用がもつとかかる可能性があるという指摘については、どのように受けとめておられますか。

○廣瀬参考人 これは現時点での見積もりということでございますので、現時点で見積もつた場合には今申し上げた金額に相違ないというふうには思つております。

もとより、この引き当ては、御存じのとおり、毎決算ごとにいろいろな、工事が完了するものももちろんありますし、予想しない支出が必要になつてくるものもございすので、毎期毎期見直していくものでございす。当然、そうした中で、今後とも必要があれば見直すことになつていくというふうに理解しております。

○塩川委員 廃炉経費が二兆円におさまる見込みはない、こういった経費を誰が負担するのかというのが問われているわけです。

経産省にお尋ねします。

昨年十月、廃炉関係規則の省令改正が行われました。廃炉中も電気事業の一環として事業の用に供されるものとして整理されるものは、事故炉についても、運転終了後も引き続き減価償却費を料金原価に含め得るとしたわけです。つまり、事故炉の廃炉費用まで電気料金に上乗せをする。

これは、国民の理解が得られないんじゃないですか。

○糟谷政府参考人 昨年十月の関係省令の改正でありますけれども、これは、現行の電力会社の会計制度が円滑かつ安全な廃炉を行う上で適切なものとなっているかどうかというのを会計の専門家等によって審議をいただき、その結果、発電と廃炉は一体の事業であるとの考え方に立ち、ルールを見直すことが適当と整理をされたものであります。

その中で、委員御指摘のように、減価償却について、廃炉中も電気事業の一環として事業の用に供される設備として整理されるものは、運転終了後も引き続き減価償却費を料金原価に含め得ることとするとの考えであります。

まず、そもそも通常の廃炉作業においてであります。原子炉の格納容器ですとか使用済み燃料ピットなどが廃止措置資産に該当するというふうに考えております。これに加えて、事故炉においては、使用済み燃料プール内の燃料の取り出しですとか燃料デブリの取り出し等の作業に必要な設備等が該当すると考えております。ただ、とりわけ事故炉の場合に、廃止措置に当たりどのような設備が必要となるかというところは、あらかじめ、一概に規定することは困難であると考えております。

いずれにしても、これは、廃炉にすると残存簿価を一括損金計上しなきゃいけないために廃炉が進まないんじゃないかと、そういう批判もある中で、廃炉を円滑に進めるためにどのような会計制度が最も適切かという観点から検討いただいて改めたものでございます。

○塩川委員 いや、国民利用者は納得できないで

すよ。事故は別に国民の責任じゃないわけですから、原因者の東電の責任になるわけで、それを電気料金に転嫁するというのに納得できないという声が上がるのは当然であります。

パブリックコメントでも、国民の厳しい批判の声が寄せられております。事故炉の廃炉費用までも電気料金で回収できるものとなっており、無策のツケを電気使用者に回すものと言わざるを得ないであるとか、事故炉の廃止措置で発生した新しい設備の減価償却を電気料金で回収するのは虫がよ過ぎる、事故による廃炉の費用を消費者に負担させることには絶対反対だ、これは当然の声であります。

こういった省令改正ですが、そもそも、平成十四年七月に、経産省が、東電の供給約款変更認可申請に係る査定方針を示しております。その中を見ると、この福島第一原発事故に伴い、事故収束や、今後の廃止措置に向けて費用が発生することとなるが、特損として認識して処理した費用については、料金原価に含まれることはない、また、これ以外に新たに必要となる経費のうち、資本的支出、設備投資が生じた場合、当該設備は将来の収益を生むものではなく、資産性が認められないため、会計上、資産価値が特別損失処理される、減価償却費が発生しないことから、原価にも算入されない。こういう形で、当初は、原価算入を認める費用は、プラントの安定状態維持継続に係る経常費用に厳に限るということで、この設備投資分を上乗せするというのを認めていなかったんじゃないやありませんか。

○茂木国務大臣 御指摘の点は前政権において決めた方針でありまして、我々は我々として新たな方針を決定させていただいた。

これは廃炉等を円滑に進める上でも極めて重要だ、そんなふうを考えておりまして、恐らく委員も、前政権下で汚染水対策や廃炉対策がきちんと進んでいたとお考えだったら別です、私はそうではなかった。だから、国が前面に出てこういった問題についてしっかりした取り組みをしていくと

いうために、我々は一昨年の十二月に政権に復帰をいたしましたけれども、最初につくりました補正予算で九百四十五億円措置をいたしまして、廃炉に対する研究開発を進めることにいたしました。汚染水問題につきましても、昨年、新たな方針、アクションプラン等々も出してあります。必要な関係閣僚会議もつくってまいりました。

機構について、以前、この廃炉について十分な議論が行われていなかったんじゃないか、こういう御指摘もあつたところでもありますけれども、国もそうだったんですよ。それをやはり変えていかなきゃいけない。それが廃炉・汚染水対策の解決につながり、そして福島復興の加速化につながる、そのための法案である、こんなふうに我々は考えております。

○塩川委員 国が前面に出るという実際の業務の話と、その費用負担を税金や電気料金で負担するということは、イコールじゃないやしません。そういう点でも、しっかりと原因者の東電を初めとしたステークホルダーに負担を求めることが必要である、国民負担は最小化するという原則があつてこそ国民の納得が得られる、こういう改革であるべきだということを申し上げて、きょうのところは終わります。

○富田委員長 次回は、来る十一日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時六分散會

平成二十六年五月十四日印刷

平成二十六年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D